

資料(1)

(案)

久留米市上下水道事業経営戦略

2021-2030

未来へ安心を届けたい



久留米市企業局

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 経営戦略について | 1 |
| 1.1 経営戦略とは | 1 |
| 1.1.1 経営戦略の必要性 | 1 |
| 1.1.2 経営戦略策定のイメージ | 1 |
| 1.1.3 経営戦略策定の定義・留意点 | 2 |
| 1.2 経営戦略の位置づけ | 3 |
| 1.2.1 本経営戦略の位置づけ | 3 |
| 1.2.2 水道事業アセットマネジメントと下水道事業ストックマネジメント | 4 |
| 1.3 経営戦略の計画期間 | 4 |
| 第2章 水道事業 | 5 |
| 2.1 水道事業の現状と将来見通し | 5 |
| 2.1.1 水道とは | 5 |
| 2.1.2 全国の水道事業 | 6 |
| 2.1.3 久留米市の水道事業 | 10 |
| 2.1.4 将来の事業環境 | 22 |
| 2.1.5 事業の課題 | 37 |
| 2.2 経営の基本方針 | 39 |
| 2.2.1 水道事業の経営理念 | 39 |
| 2.2.2 事業目標と施策 | 40 |
| 2.3 投資・財政計画 | 41 |
| 2.3.1 投資・財政計画 | 41 |
| 2.3.2 今後検討予定の取組み | 46 |
| 2.4 施策と取組み | 51 |
| 2.4.1 施策と取組み | 51 |
| 2.4.2 【安全】 ① 水源環境の保全 | 52 |
| 2.4.3 【安全】 ② 水安全計画による安全な水運用 | 54 |
| 2.4.4 【安全】 ③ 給水装置の安全性強化 | 56 |
| 2.4.5 【安全】 ④ 水道利用の促進 | 60 |
| 2.4.6 【強靭】 ① 老朽化対策の推進 | 62 |
| 2.4.7 【強靭】 ② 防災・減災対策の推進 | 63 |
| 2.4.8 【強靭】 ③ 危機管理の強化・充実 | 65 |
| 2.4.9 【持続】 ① 水道事業の基盤強化及び広域化 | 68 |
| 2.4.10 【持続】 ② アセットマネジメントによる適正な資産管理 | 73 |
| 2.4.11 【持続】 ③ 環境負荷の低減 | 75 |
| 2.4.12 【持続】 ④ 水道事業の「見える化」の推進 | 76 |
| 2.4.13 【持続】 ⑤ 組織力の向上 | 79 |

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 第3章 下水道事業 | 81 |
| 3.1 下水道事業の現状と将来見通し | 81 |
| 3.1.1 下水道とは | 81 |
| 3.1.2 全国の下水道事業 | 82 |
| 3.1.3 久留米市の下水道事業 | 85 |
| 3.1.4 将来の事業環境 | 101 |
| 3.1.5 事業の課題 | 113 |
| 3.2 経営の基本方針 | 115 |
| 3.2.1 下水道事業の経営理念 | 115 |
| 3.2.2 事業目標と施策 | 116 |
| 3.3 投資・財政計画 | 117 |
| 3.3.1 投資・財政計画 | 117 |
| 3.3.2 今後検討予定の取組み | 124 |
| 3.3.3 投資・財政計画（農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業） | 129 |
| 3.4 施策と取組み | 131 |
| 3.4.1 施策と取組み | 131 |
| 3.4.2 【安全】 ① 計画的な下水道の普及 | 132 |
| 3.4.3 【安全】 ② 効果的な浸水対策の推進 | 133 |
| 3.4.4 【安全】 ③ 老朽化対策の推進 | 135 |
| 3.4.5 【安全】 ④ 防災・減災対策の推進 | 136 |
| 3.4.6 【安全】 ⑤ 危機管理の強化・充実 | 139 |
| 3.4.7 【環境】 ① 水洗化の促進 | 140 |
| 3.4.8 【環境】 ② 安定的な下水処理の維持 | 141 |
| 3.4.9 【環境】 ③ 環境負荷の低減 | 144 |
| 3.4.10 【持続】 ① 汚水処理手法の最適化の検討 | 146 |
| 3.4.11 【持続】 ② 下水道事業の基盤強化及び広域化・共同化 | 148 |
| 3.4.12 【持続】 ③ ストックマネジメントを踏まえた適正な資産管理 | 154 |
| 3.4.13 【持続】 ④ 下水道事業の「見える化」の推進 | 156 |
| 3.4.14 【持続】 ⑤ 組織力の向上 | 159 |
| 第4章 計画の推進 | 161 |
| 4.1 目標 | 161 |
| 4.1.1 経営指標 | 161 |
| 4.2 推進体制とフォローアップ | 162 |
| 4.2.1 事後検証・改定等 | 162 |
| 4.2.2 取組状況の公表 | 162 |

共通項目 文字色

水道事業 文字色

下水道事業 文字色

経営戦略について

1.1 経営戦略とは

1.1.1 経営戦略の必要性

「経営戦略」とは、各公営企業が将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することを目的とした中長期的な経営の基本計画です。

本経営戦略は、経営の健全化と基盤強化を図り、安全・安心で持続可能な水道事業及び下水道事業を確立するために策定するものです。

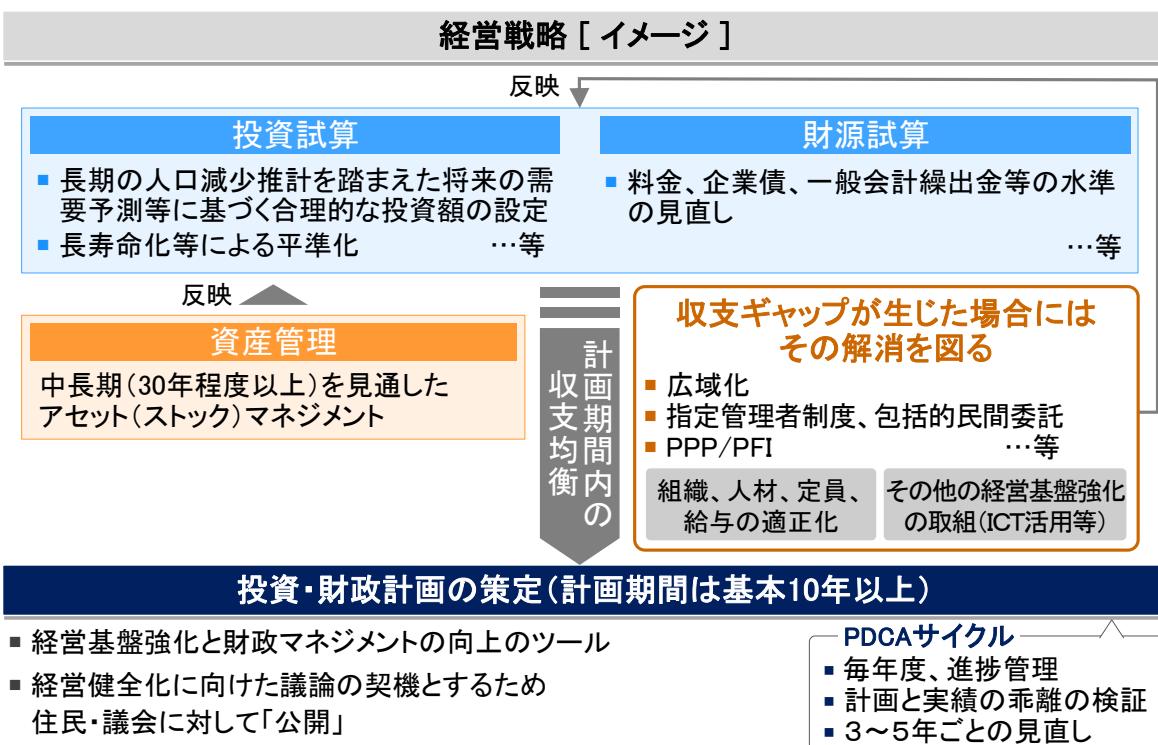
なお、総務省から、各地方公共団体に対して、令和2年度までに「経営戦略」を策定することが要請されています。

人口減少による収益の低下
施設の老朽化による更新需要の増大



安定的に継続可能なサービスの提供が必要

1.1.2 経営戦略策定のイメージ



(出典) 総務省(平成31年)

図1-1-1 経営戦略策定のイメージ

1.1.3 経営戦略策定の定義・留意点

国が示す「経営戦略」策定の定義及び留意点については以下の通りです。

【定義】

- 企業（事業）及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること
- 計画期間が10年以上となっていること（やむを得ず10年未満とする場合、理由について住民・議会に説明されていること）
- 計画期間内に収支均衡していること（収支均衡していない場合でも、収支ギャップの解消に向けた取組みの方向性や検討体制・スケジュールが記載されていること）
- 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること
- 進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方が記載されていること
- 住民・議会に公開されていること

【留意点】

- PDCAサイクルの確立（経営戦略策定後も進捗管理や計画と実績との乖離を検証し、その結果を踏まえた定期的な見直しを行うこと）
- 「投資試算」、「財源試算」は、可能な限り長期間（事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年から50年超）かつ複数の推計パターンで行い、長期目標も設定すること
- 策定に当たっては、一般会計の企画、財政担当部局などと連携して策定すること
- 策定の各段階において、住民・議会への適切な説明を行うこと
また、必要に応じて住民の参加を得ることも有効であること
- 都道府県は、市町村における「経営戦略」の策定や改定の取組みについて具体的かつ積極的な支援を行う必要があること

1.2 経営戦略の位置づけ

1.2.1 本経営戦略の位置づけ

国が示す新水道ビジョンや新下水道ビジョン、久留米市の総合計画や生活排水処理基本構想等、既存計画である中期経営計画、令和2年度に策定した水道事業におけるアセットマネジメント計画、下水道事業におけるストックマネジメント計画、水道法改正との関連性を含め、今回策定する経営戦略の位置づけは、下図に示す通りです。

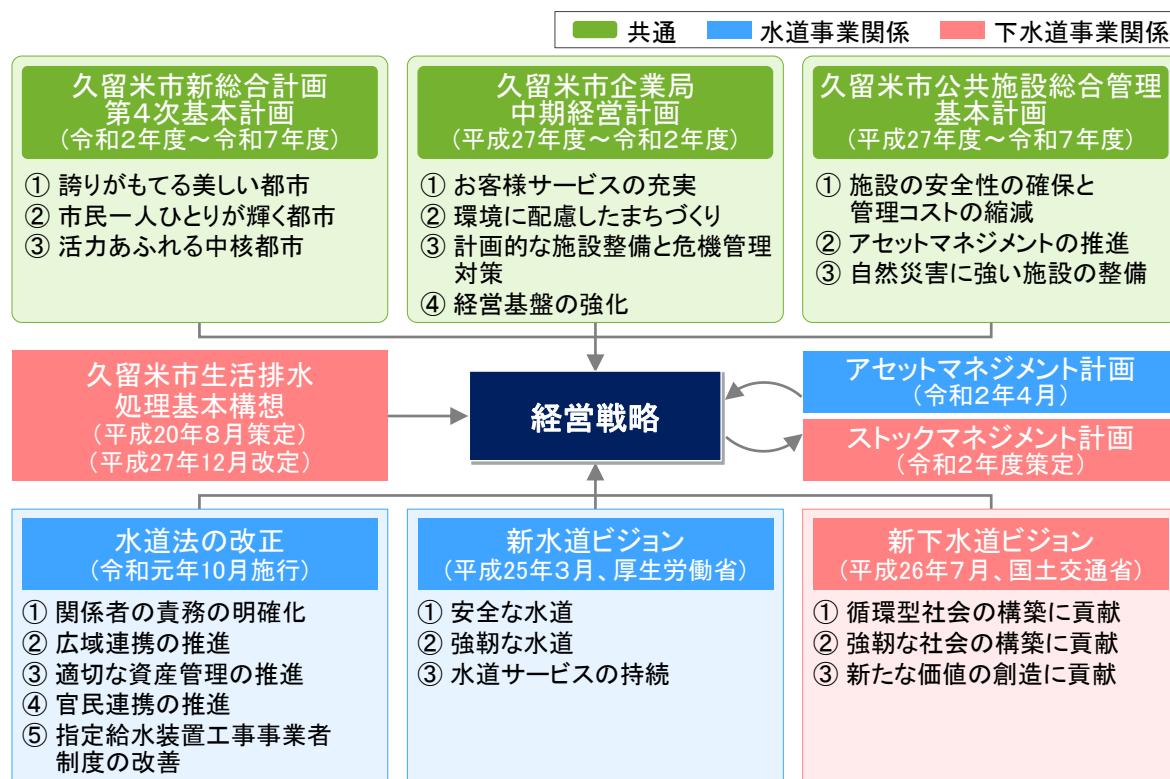


図 1-2-1 本経営戦略の位置づけ

1.2.2 水道事業アセットマネジメントと下水道事業ストックマネジメント

本経営戦略における投資・財政計画の重要な要素となる「水道事業アセットマネジメント」と「下水道事業ストックマネジメント」の概要については以下の通りです。

① 水道事業におけるアセットマネジメント

水道事業におけるアセットマネジメントとは、新水道ビジョン（厚生労働省）に掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、事業実施に必要な財源等の財政状況を踏まえながら、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指します。

② 下水道事業におけるストックマネジメント

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを指します。

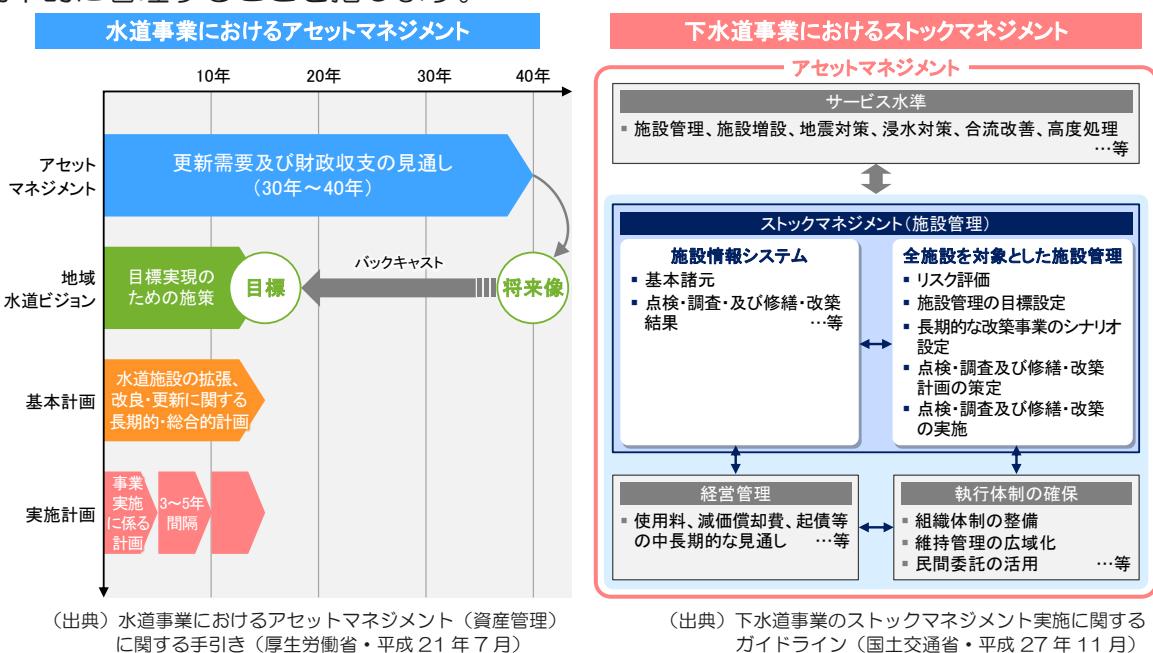


図1-2-2 水道事業アセットマネジメントと下水道事業ストックマネジメント

1.3 経営戦略の計画期間

本経営戦略の計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間で設定します。また、前期（令和3年度～令和5年度）、中期（令和6年度～令和8年度）、後期（令和9年度～令和12年度）に区分し、計画に基づく事業等を推進します。



図1-3-1 経営戦略の計画期間

水道事業

2.1 水道事業の現状と将来見通し

2.1.1 水道とは

水道とは、水道法の規定に基づき、図 2-1-1 に示すように導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいいます。

なお、水道事業は原則として市町村が経営することとされており、市町村以外の者は、給水しようとする区域の市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができます。

(水道法第一条) 目的

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

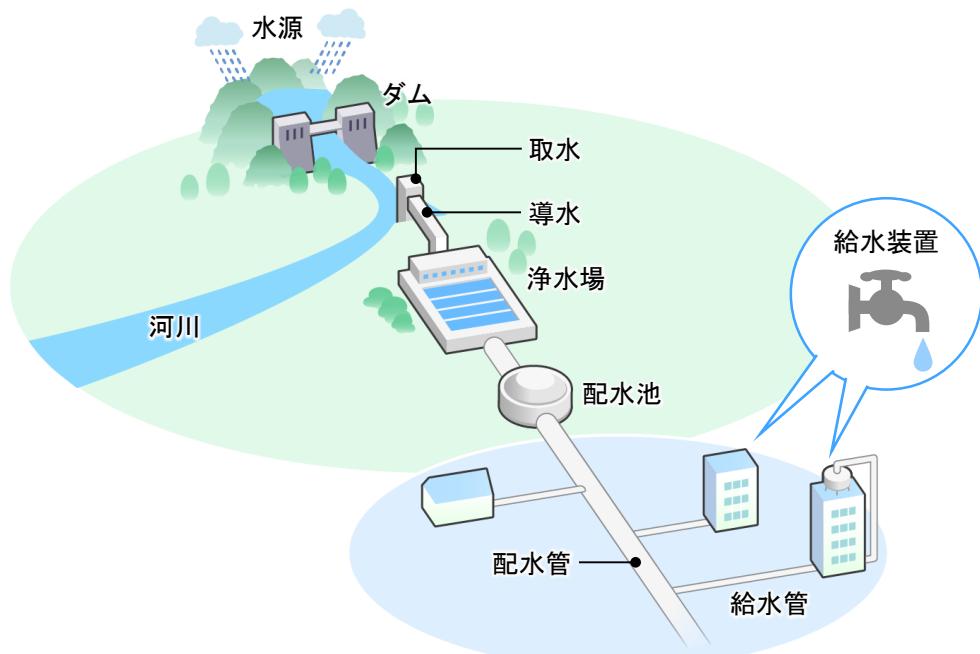


図 2-1-1 水道概要図

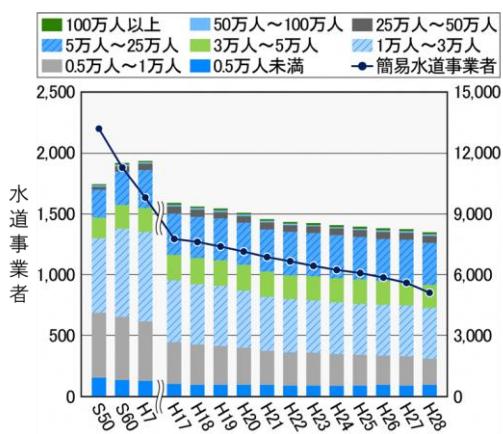
2.1.2 全国の水道事業

わが国の水道は、1887年に横浜市で近代水道が整備されて以来、130年以上にわたり生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、昭和40年代以降の高度経済成長期を中心に整備されました。平成30年度末現在、全国で4,500以上の水道事業者が存在し、給水人口約1億2,400万人、普及率98.0%に達し（図2-1-2及び図2-1-3）、大部分の国民が水道による水の供給を受けています。

しかし、今後、日本全体の人口減少や節水機器の普及等による一人当たりの使用水量の低下に伴う料金収入の減少が見込まれる一方で、老朽化した水道施設の更新需要の増大、大規模な自然災害に備えた抜本的な対策が必要となる等、非常に厳しい事業環境の変化に直面しています。

このような状況の中、全国の水道事業の課題として、以下の事項に加え、令和元年10月の水道法改正への対応が求められています。

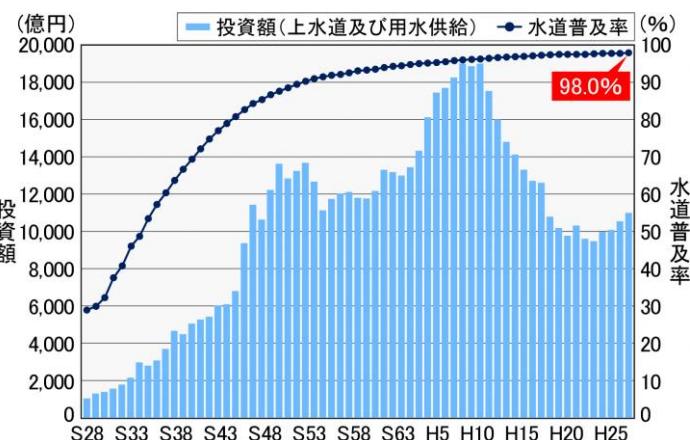
- 老朽化の進行
- 耐震化の遅れ
- 多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱
- 計画的な更新のための備えが不足



（出典）平成28年度水道統計（日本水道協会・平成28年度）

平成28年度簡易水道統計（全国簡易水道協議会・平成28年度）

図2-1-2 全国の水道事業者数



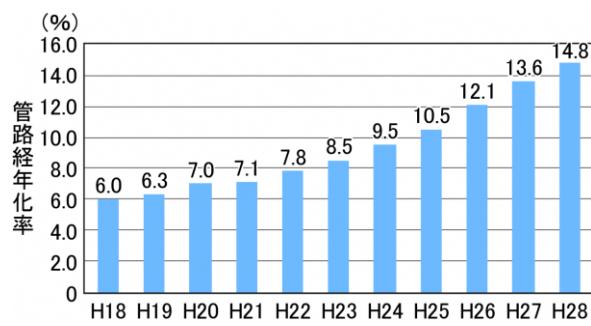
（出典）平成28年度水道統計（日本水道協会・平成28年度）

図2-1-3 水道普及率

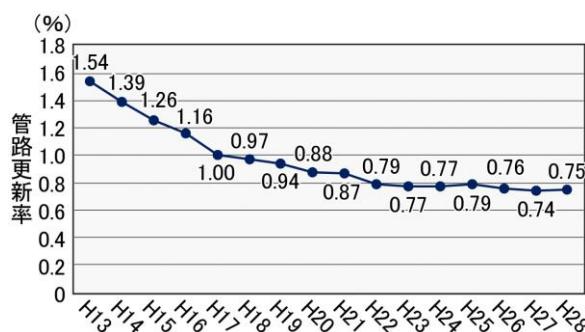
1) 老朽化の進行

全国では、高度経済成長期に整備された施設が老朽化し、年間2万件を超える漏水、破損事故が発生しています。

特に管路については、法定耐用年数を超えた割合が年々上昇している反面、管路更新率は年々低下し近年は横ばいとなっています。この更新率から算定すると、今後、すべての管路を更新するには130年以上かかると想定され、計画的な取組みが必要です。



(出典) 平成 28 年度水道統計
(日本水道協会・平成 28 年度)



(出典) 平成 28 年度水道統計
(日本水道協会・平成 28 年度)

| | 厚生労働大臣認可 (給水人口 5 万人超) | 都道府県知事認可 (給水人口 5 万人以下) | 全国平均 |
|--------|--------------------------|---------------------------|--------|
| 管路経年化率 | 16.2 % | 11.3 % | 14.8 % |
| 管路更新率 | 0.81 % | 0.58 % | 0.75 % |

(出典) 平成 28 年度水道統計 (日本水道協会・平成 28 年度)

図 2-1-4 全国における管路経年化率、管路更新率 (平成 28 年度末)

2) 耐震化の遅れ

全国の各施設における耐震化の状況を図 2-1-5～図 2-1-7 に示します。これによれば、耐震化(耐震適合)率は、年々上昇していますが、浄水施設で3割程度、配水池で6割程度、基幹管路で4割程度という状況です。

今後も耐震化(耐震適合)率は上昇するものと見込まれますが、大規模災害時には断水が長期化する恐れがあり、早急な対応が求められています。

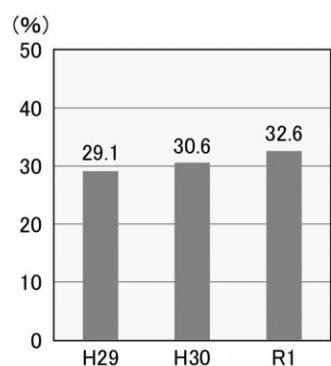
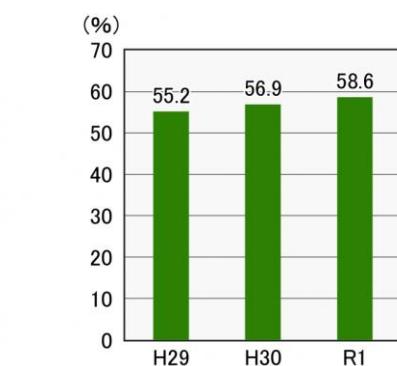


図 2-1-5 浄水施設耐震化率



(出典) 水道事業における耐震化の状況 (令和元年度) (厚生労働省水道課・令和元年度)

図 2-1-6 配水池耐震化率

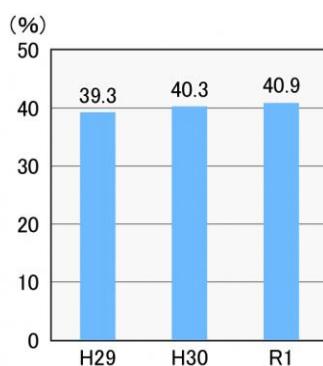
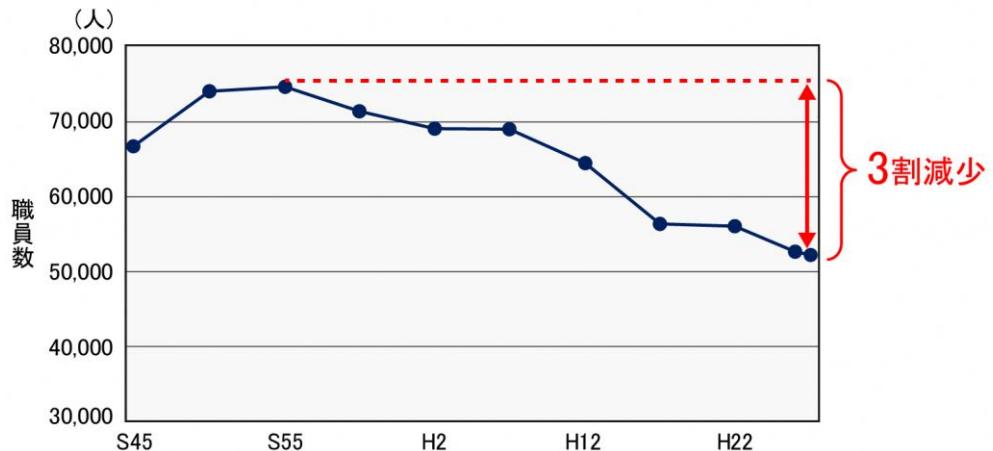


図 2-1-7 基幹管路耐震適合率

3) 多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱です。また、水道事業に携わる職員数はピーク時に比べ3割程度減少しています。特に、小規模な水道事業者は職員が著しく少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障が生じています。

今後、人口減少社会を迎える、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できない恐れがあることから、広域化等の取組みが求められています。



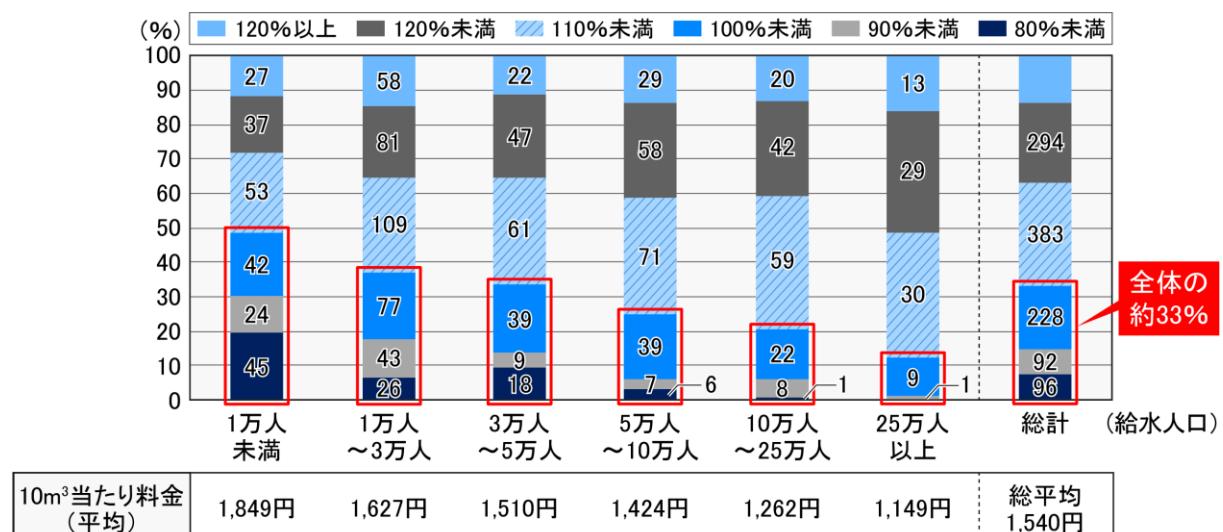
(出典) 平成 28 年度水道統計 (日本水道協会・平成 28 年度)

図 2-1-8 水道事業における職員数の推移

4) 計画的な更新のための備えが不足

図 2-1-9 に示す通り、約 3 分の 1 の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っています（原価割れしている）。

このため、計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多いと考えられ、経営基盤の強化が求められています。



(出典) 地方公営企業年鑑 (総務省・平成 28 年度)

図 2-1-9 水道事業の料金回収率 (供給単価／給水原価)

5) 水道法改正

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、平成30年12月に水道法の一部を改正する法律が公布され、令和元年10月に施行されました。

その概要は、以下の通りです。

1. 関係者の責務の明確化

- 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- 都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする(令和4年10月1日施行)。
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

- 地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組を導入する。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

- 資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制(5年)を導入する。

(引用) 厚生労働省ホームページ

2.1.3 久留米市の水道事業

1) 沿革

本市の水道事業は、筑後川を水源とし、大正14年に当時の市域と三井郡御井町の一部を給水区域とする認可を得て、昭和5年1月に御井浄水場からの給水を始めました。その後、合併による市域の拡大とともに給水区域を拡大し、高度経済成長などによる水需要の増加に対応して、市内各所への管網整備を行いました。昭和44年には、太郎原取水場（取水・導水施設）や放光寺浄水場の1系施設が完成し、それまでの計画給水量40,000m³/日とあわせて、計画給水量は93,000m³/日となりました。

また、創設以来稼動を続けた御井浄水場系統は、施設の老朽化により昭和60年に放光寺浄水場系統に統合し、近代的設備による集中管理システムを導入するなど効率化を図りました。このように計画的な整備を行い、水の安定供給に努めてきました。

更に平成20年には、新たに田主丸地区を給水区域に加え、三井水道企業団の給水区域となっている北野地区と山間部を除く市全域を給水区域として、福岡県南広域水道企業団からの受水を含め、計画給水量は145,800m³/日となりました。また、小石原川ダムの完成による受水の増加を含め、本市の給水能力は、令和2年度末で146,790m³/日となっています。

表2-1-1 水道事業の沿革（令和元年度末）

| 事業名称 | 認可年月日 | 目標年度 | 計画給水人口（人） | 計画給水量 | | 備考 |
|--------------|---------------|-------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|
| | | | | (L/日/人) | (m ³ /日) | |
| 創 設 | 大正 14. 3. 31 | - | 100,000 | 150 | 15,000 | 昭和5年 給水開始 |
| 第1次拡張 | 昭和 29. 5. 11 | 昭和 40 | 144,000 | 250 | 36,000 | |
| 第2次拡張 | 昭和 35. 10. 19 | 昭和 40 | 144,000 | 280 | 40,000 | |
| 第3次拡張 | 昭和 39. 12. 21 | 昭和 55 | 205,000 | 427 | 93,000 | |
| 同上変更 | 昭和 44. 9. 12 | 昭和 54 | 212,000 | 422 | 93,000 | |
| 第4次拡張 | 昭和 50. 2. 6 | 昭和 55 | 212,000 | 548 | 116,200 | |
| 浄水場改築 | 昭和 57. 3. 15 | 昭和 60 | 219,300 | 534 | 118,200 | |
| 第5次拡張 | 昭和 59. 5. 8 | 昭和 63 | 233,400 | 539 | 126,800 | |
| 施設整備事業 | 平成 12. 7. 27 | 平成 26 | 262,500 | 517 | 135,800 | |
| 届出 (広域合併) | 平成 17. 2. 4 | 平成 26 | 293,000 (269,000) | 498 (464) | 145,800 (124,700) | 事業譲受け |
| 第6次拡張 | 平成 20. 8. 26 | 平成 29 | 286,700 | 509 | 145,800 | 田主丸地区 拡張 |

※()内は目標年度における推計値

2) 施設概要

本市の水道施設は、昭和 2 年に施設の建設着工以来、給水区域の拡大や産業の発展による水需要の増加に対応するため、浄水場や配水池等多くの施設を整備してきました。主要な施設を表 2-1-2 に示します。

水源 1 箇所（筑後川の表流水）、施設として浄水場 1 箇所、配水池 7 箇所があり、処理能力は 103,000m³/日です。

太郎原取水場や放光寺浄水場は、2 つの処理系統があり、1 系施設は昭和 40 年代に、2 系施設は昭和 50 年代後半から昭和 60 年代にかけ整備しました。今後、1 系施設をはじめとして法定耐用年数（土木構造物は 60 年、建築構造物は 50 年）を超える施設の割合が高くなることから、計画的な更新をはじめとする長寿命化対策を実施する必要があります。

表 2-1-2 本市における主な水道施設の概要（令和元年度末）

| 種別 | 施設名 | 能力・容量 | 建設年度 | 経過年数 |
|------|--------|-------------------------------|---------|------|
| 取水施設 | 太郎原取水場 | 1 系 : 63,000m ³ /日 | 昭和 44 年 | 51 年 |
| | | 2 系 : 40,000m ³ /日 | 昭和 60 年 | 35 年 |
| 浄水施設 | 放光寺浄水場 | 1 系 : 63,000m ³ /日 | 昭和 44 年 | 51 年 |
| | | 2 系 : 40,000m ³ /日 | 昭和 60 年 | 35 年 |
| 配水施設 | 1 系配水池 | 17,500m ³ | 昭和 44 年 | 51 年 |
| | 2 系配水池 | 20,000m ³ | 昭和 60 年 | 35 年 |
| | 山本配水池 | 2,000m ³ | 昭和 63 年 | 32 年 |
| | 藤山配水場 | 16,000m ³ | 昭和 62 年 | 33 年 |
| | 高良内配水池 | 2,000m ³ | 昭和 45 年 | 50 年 |
| | | 750m ³ | 平成 12 年 | 20 年 |
| | 西部配水場 | 8,000m ³ | 平成 20 年 | 12 年 |
| | 石垣配水池 | 324m ³ | 平成 27 年 | 5 年 |
| | 下田ポンプ場 | 1,470m ³ /日 | 昭和 44 年 | 51 年 |
| | 石垣ポンプ場 | 2,360m ³ /日 | 平成 27 年 | 5 年 |



▲ 放光寺浄水場



▲ 石垣配水池

久留米市配水系統図(イメージ)

(給水能力 146,790m³/日)



図 2-1-10 久留米市配水系統図(イメージ)

3) 管路概要

本市が管理する管路は、平成 30 年度末で約 1,450 km となっています。これまで、管路を適切に管理するために、定期的な点検と継続的な漏水調査を実施するとともに、老朽化した管路を計画的に更新してきました。

現在は、破損しやすく配水管漏水の 7 割程度を占めるビニル製配水管の計画的・効率的な更新を実施しています。しかし、管路の多くは、昭和 40 年代以降に整備しており、今後、法定耐用年数（40 年）を経過する管路の割合が多くなることから、引き続き計画的な更新に取り組む必要があります。

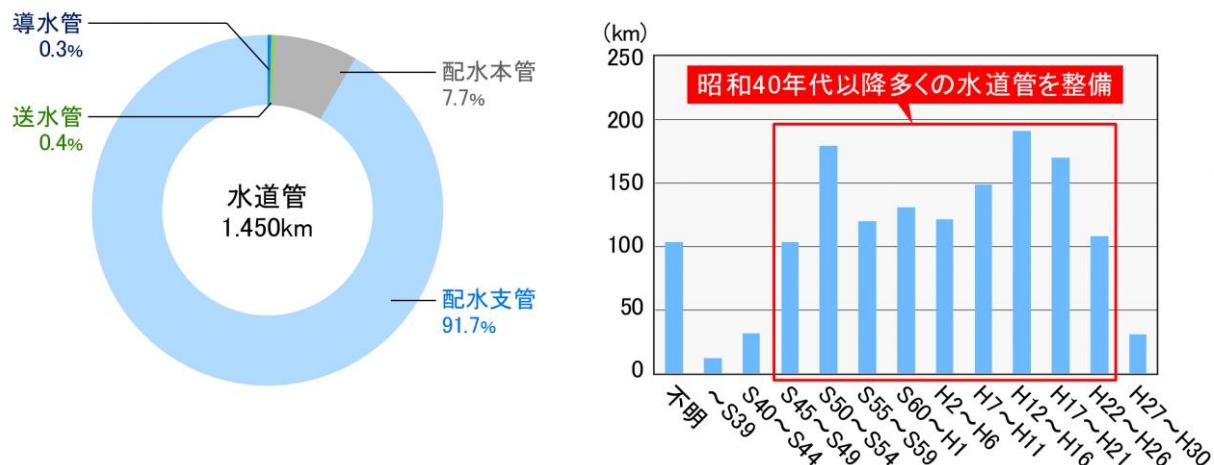


図 2-1-11 管路の内訳及び年度別整備状況（平成 30 年度末）

4) 給水人口、給水量の推移

本市給水人口及び給水量の推移を図 2-1-12 に示します。

行政区域内人口は、平成 28 年度まで増加傾向でしたが、その後減少傾向に転じています。また、給水人口は、田主丸地区への拡張に伴い増加傾向でしたが、平成 29 年度からほぼ横ばいとなっています。給水普及率は、令和元年度末において 96.2% で、近年微増傾向となっています。

一日平均給水量及び一日最大給水量は、田主丸地区への拡張に伴い増加傾向でしたが、平成 28 年度から減少傾向となっています。なお、一日最大給水量について、平成 27 年度の大寒波の影響(給水管漏水等)により非常に高い値を記録しました。

有収率は 85% から 90% 程度で推移しています。

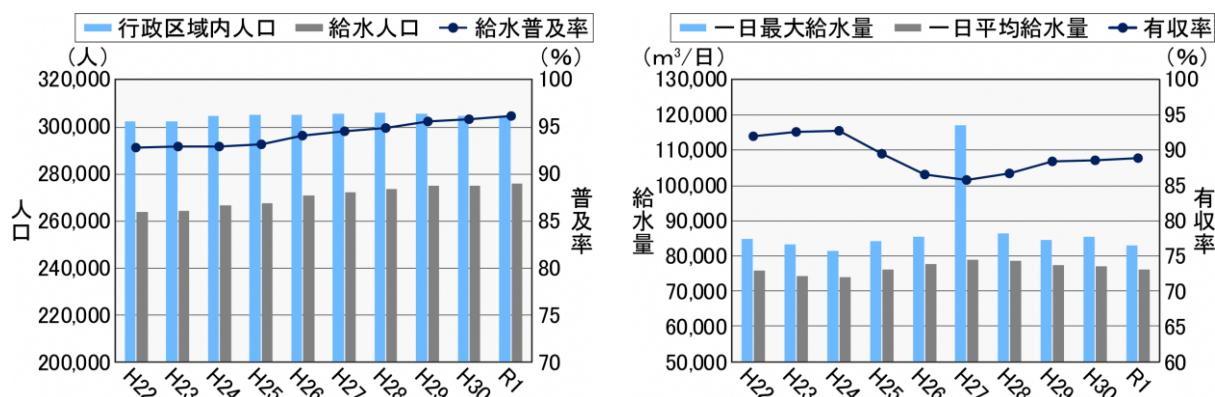


図 2-1-12 給水人口、給水量の推移

5) 水道料金

本市の水道料金体系を表 2-1-3 に示します。本市の水道料金は、基本料金と従量料金からなる二部料金制を採用しています。従量料金については、使用水量が多くなるほど単価が高くなる遅増制を採用しています。

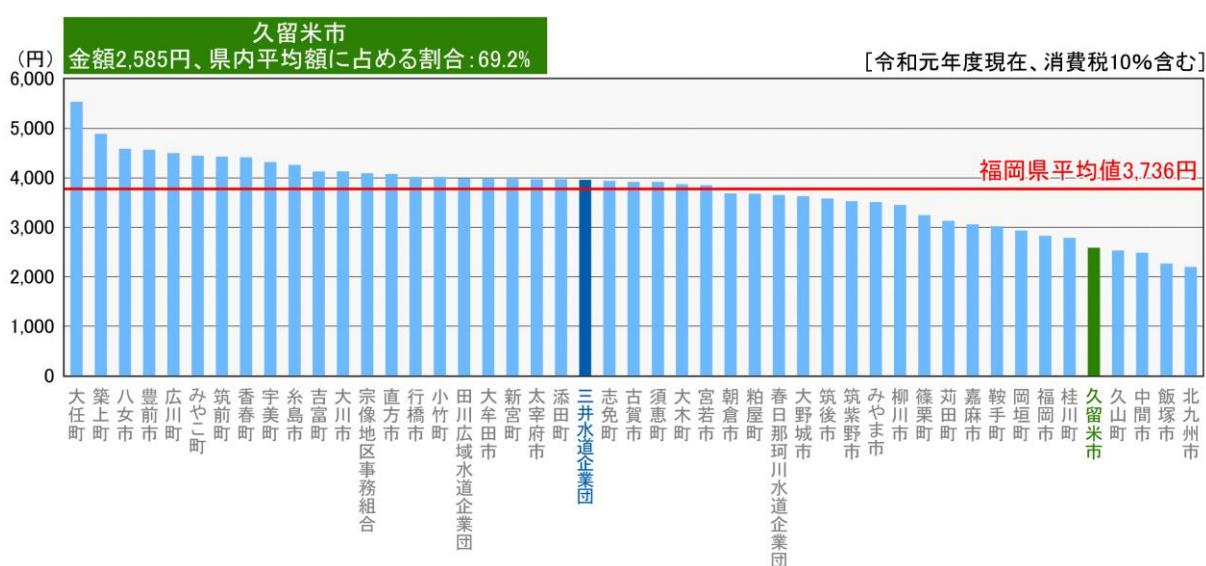
現行料金は、平成 20 年 4 月に改定を行ったもので、これ以降、12 年間改定を行っていません。なお、平成 20 年の料金改定は、広域合併に伴う旧久留米市、城島地区、三潴地区の料金格差を統一することを目的に、平均改定率マイナス 5.3% の改定を行ったものです。

また、本市家庭用料金（13 mm 口径・1 月当たり）2,585 円/20m³は、福岡県内では、5 番目に安価であり、平均額 3,736 円/20m³を大きく下回る料金水準となっています。

なお、三井水道企業団の給水区域である北野地区の水道料金は、3,960 円/20m³と市内でも水道料金に差が生じており、課題となっています。

表 2-1-3 水道料金体系表（税抜き）

| 種別 | 口径 (mm) | 基本料金 (1 月につき) | 従量料金 (1m ³ につき) |
|----------|----------|---------------------------------|-------------------------------|
| 口径別 | φ 13 | 750 円 | (0~10m ³) 10 円 |
| | φ 20 | 1,100 円 | (11~ 20m ³) 150 円 |
| | φ 25 | 2,480 円 | (21~ 50m ³) 220 円 |
| | φ 40 | 6,000 円 | (51~100m ³) 230 円 |
| | φ 50 | 13,600 円 | (101m ³ 以上) 250 円 |
| | φ 75 | 32,000 円 | (0~ 20m ³) 150 円 |
| | φ 100 | 62,500 円 | (21~ 50m ³) 220 円 |
| | φ 150 | 124,000 円 | (51~100m ³) 230 円 |
| | φ 200 | 270,000 円 | (101m ³ 以上) 250 円 |
| | φ 250 以上 | 313,000 円 | |
| 分水用 | | 管理者が別に定める額 | |
| 施設消火栓演習用 | | 消火栓 1 個につき 1 回 5 分までごとに 1,300 円 | |



（出典）地方公営企業決算状況調査（総務省ホームページ・令和元年度）
図 2-1-13 県内水道事業の家庭用料金 (20m³当たり)

6) 給水収益の推移

給水収益は図 2-1-14 の通り、給水戸数の増加（核家族化や単身世帯の増加）による基本料金の伸びや田主丸地区への拡張により、平成 26 年度から平成 29 年度にかけては微増傾向でしたが、近年は使用水量の減少により減少傾向にあります。

なお、平成 22・23 年度は、大山ダムの完成の遅れに伴う福岡県南広域水道企業団への応援給水による収益が含まれており、平成 24・25 年度における収益の低下は、平成 24 年度の大山ダムの完成による大木町への分水量が減少したことによるものです。

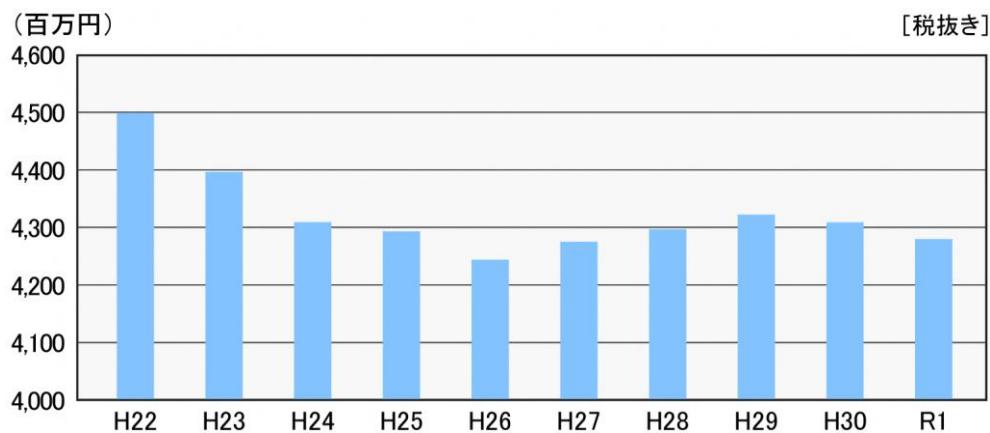


図 2-1-14 給水収益の推移

7) 組織

本市企業局の組織図を図 2-1-15 に示します。本市では、地方公営企業法に基づき企業管理者を設置し、企業管理者の補助組織である企業局において水道事業を実施してきました。更に、平成 21 年度に下水道事業を市長部局から移管したことにより、現在は水道事業及び下水道事業の運営を行っています。

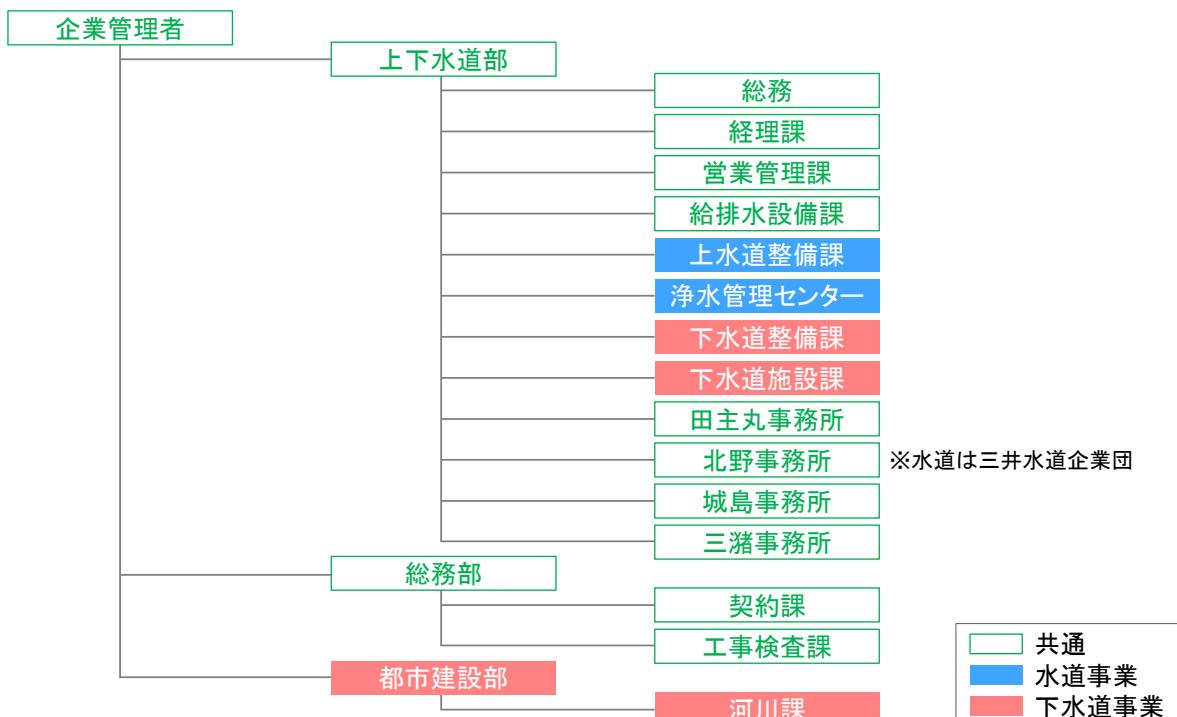


図 2-1-15 久留米市企業局組織図

8) 水道事業における行政改革の取組み

本市においても行政改革に取り組んでおり、企業局においても、「経営品質の向上」、「健全財政の確立」、「公共施設管理の最適化」の推進方針を掲げ、厳しい経営環境に対応するため事業の見直しと業務委託の拡大を進めてきました。表 2-1-4 に示す通り、平成 24 年度からは、水道料金関連業務の包括委託を行い、配置職員数を見直すとともに、窓口営業時間の拡大等によりお客様サービスの向上を行っています。

表 2-1-4 これまでの民間活用の取組み

| 年度 | 主要な委託内容 |
|------|------------------------|
| H 19 | 浄水場運転管理業務包括委託 |
| H 21 | 漏水修繕業務委託 |
| H 24 | 水道料金関連業務包括委託 |
| H 25 | 水道メーター取替業務委託 |
| H 28 | 水道料金関連業務包括委託（夜間保全業務追加） |

9) 職員数の推移、職員の年齢構成、在局年数の状況等

水道事業職員数の推移、年齢構成、在局年数は図 2-1-16～図 2-1-18 の通りです。

職員数は、広域合併直後の平成 17 年度には 121 人でしたが、業務委託の拡大により令和元年度には 78 人まで減少しています。

また、職員は、30 歳未満の若年層が約 1 割と少なく、人事異動等により、在局年数 5 年未満の職員が約 5 割を占めており、人材育成が課題となっています。

なお、令和元年度の女性職員数は 6 人で、その構成比は 1 割弱となっています。

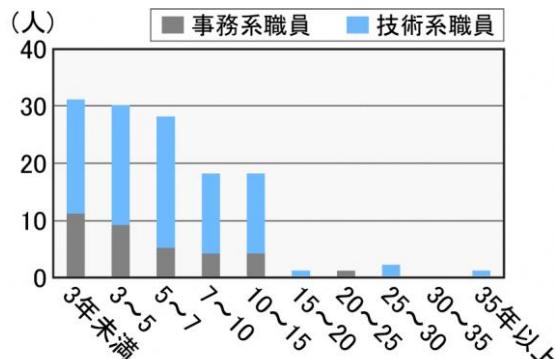
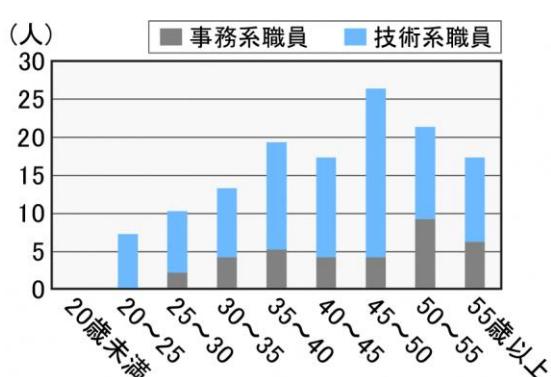
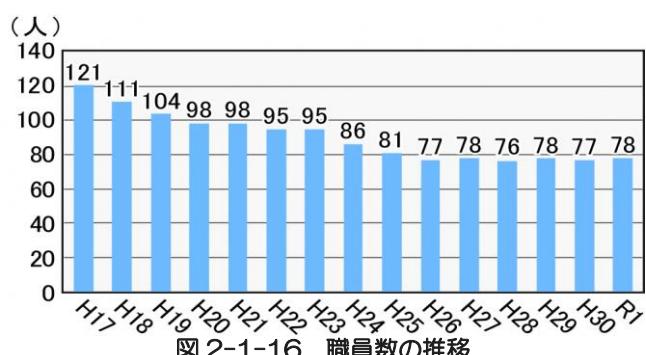


図 2-1-17 職員年齢別構成
(令和元年度、企業局全体)

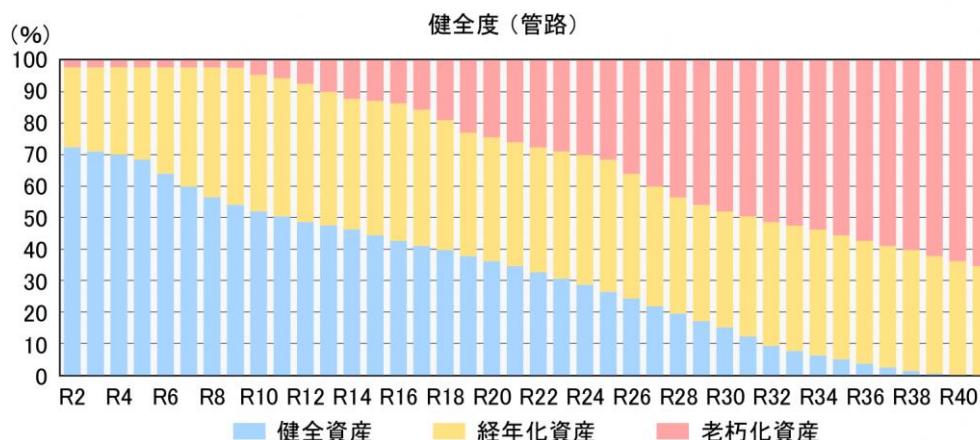
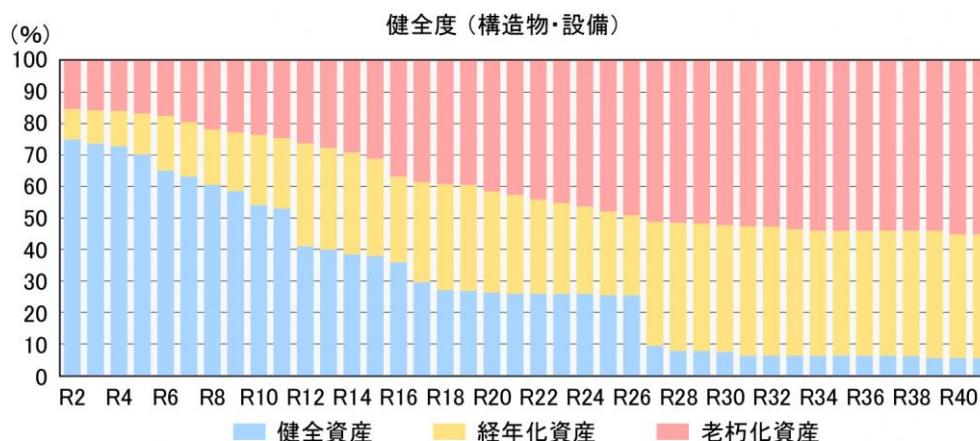
図 2-1-18 職員在局年数別構成
(令和元年度、企業局全体)

10) 施設の現状評価

(1) 施設の老朽化

本市水道施設において、更新事業を全く実施しなかった場合を想定し、現有資産の健全度がどのように低下していくのかを評価した結果を図2-1-19に示します。

更新事業を全く実施しない場合、現有資産の健全度は低下が進み、20年後には多くの施設が経年化・老朽化資産になると見込まれます。



| 名 称 | 説 明 |
|-----------|---------------------------------|
| 健全資産 (■) | 経過年数が法定耐用年数以内の構造物・設備又は管路 |
| 経年化資産 (□) | 経過年数が法定耐用年数の1.0～1.5倍の構造物・設備又は管路 |
| 老朽化資産 (▨) | 経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超える構造物・設備又は管路 |

図2-1-19 水道施設の健全度の推移

(2) 浄水施設等及び管路の耐震化

本市の浄水施設等及び管路の耐震化について、令和元年度末の浄水施設耐震化率は61.2%、配水池耐震化率は70.0%、基幹管路耐震適合率は49.9%であり、いずれも全国平均を上回っている状況です。

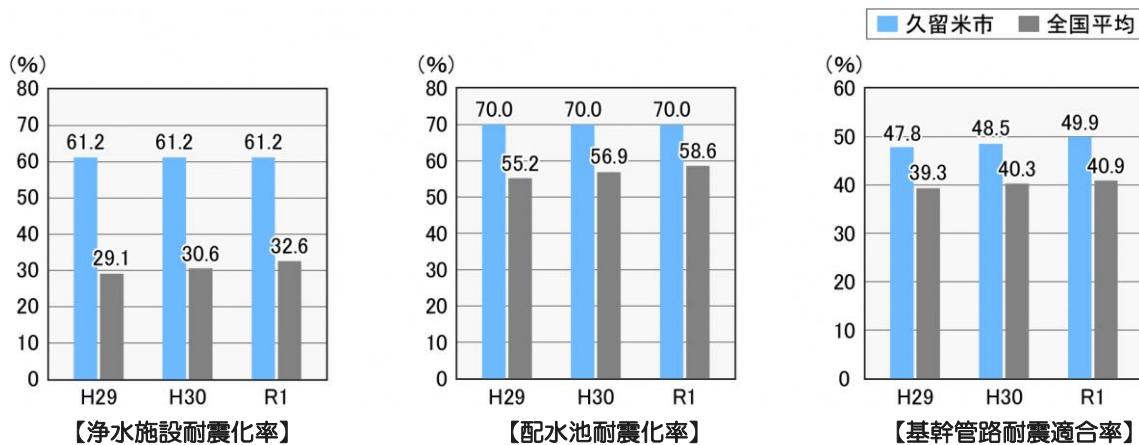


図 2-1-20 浄水施設等及び管路の耐震化の状況

11) 経営比較分析表による経営状況の分析

本市水道事業の経営状況を表す指標について、経営の健全性・効率性を示す8つの指標と老朽化の状況を示す3つの指標について示します。

なお、比較する類似団体は、次の3条件で抽出しており、函館市、釧路市、苫小牧市、盛岡市、山形市、日立市、ひたちなか市、甲府市、伊丹市、春日那珂川水道企業団、佐賀市及び久留米市の12事業者となっています。

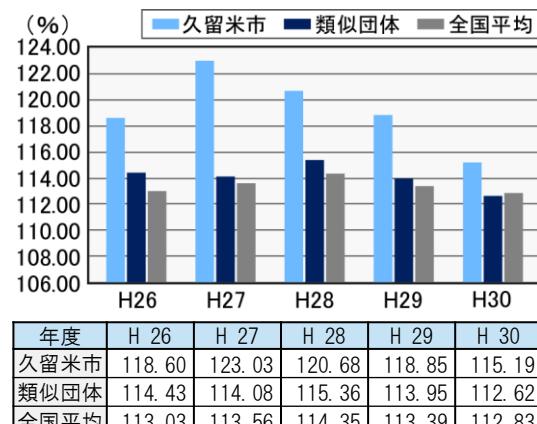
- ・給水人口規模 15万人以上30万人未満 (本市: 275,072人)
- ・水源 表流水(自流) (〃: 表流水(自流))
- ・有収水量密度 全国平均値以上 (〃: 1.47千m³/ha)

■ 経営の健全性・効率性を示す指標

① 経常収支比率(%)

給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、高いほど良いと判断されます。

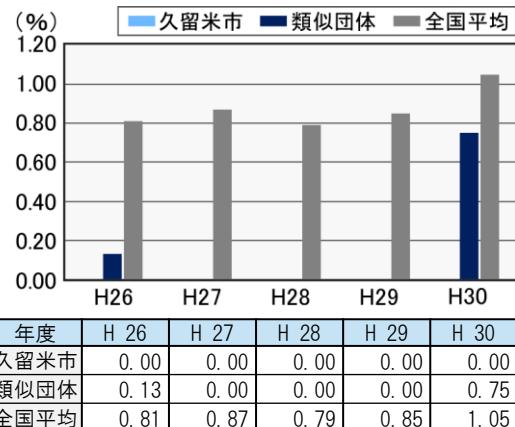
本市では、平成28年度から低下傾向となっていますが、類似団体の平均値よりも良好な値を示しています。



② 累積欠損金比率 (%)

営業収支に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標で、0%であることが求められます。

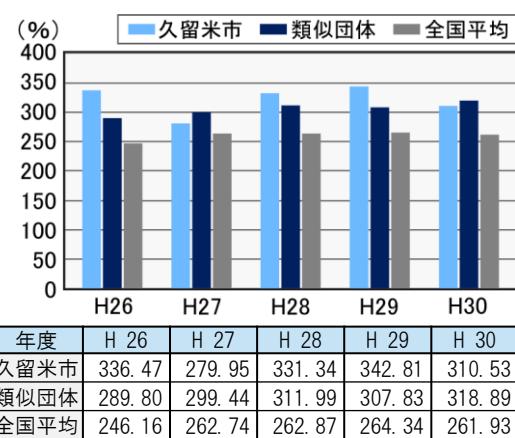
本市では累積欠損金はありません。



③ 流動比率 (%)

短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、高い方が良いと判断されます。

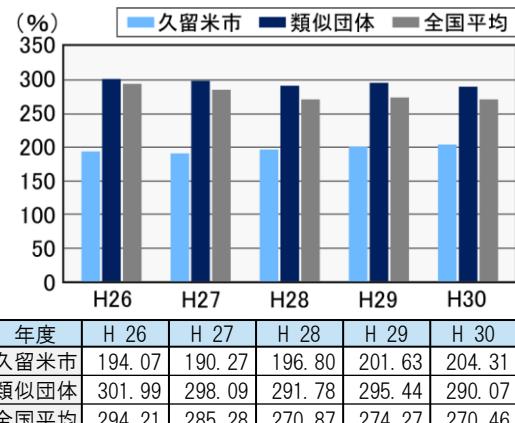
本市では、増減はあるものの300%前後で推移しており、類似団体の平均値とほぼ同程度の値を示しています。



④ 企業債残高対給水収益比率(%)

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標で、低い方が良いと判断されます。

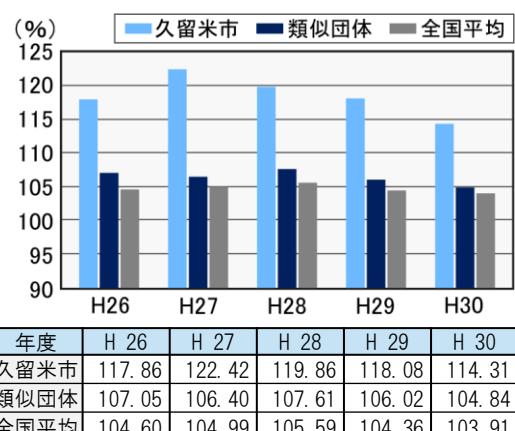
本市では、ほぼ200%前後で推移しており、類似団体の平均値より良好な値を示しています。



⑤ 料金回収率 (%)

給水にかかる費用を、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標で、高い方が良いと判断されます。

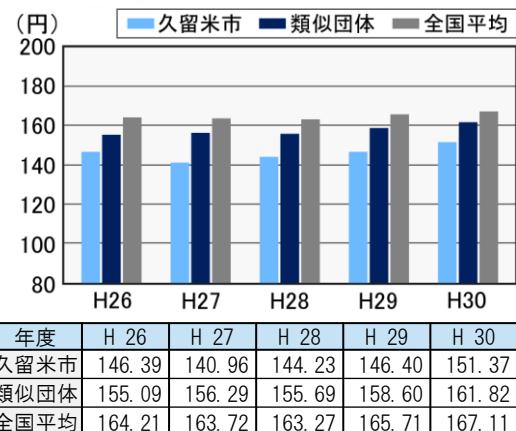
本市では、平成28年度から低下傾向となっていますが、類似団体の平均値よりも良好な値を示しています。



⑥ 給水原価（円）

有収水量 1m³当たりの給水に要する費用を表す指標で、低い方が良いと判断されます。

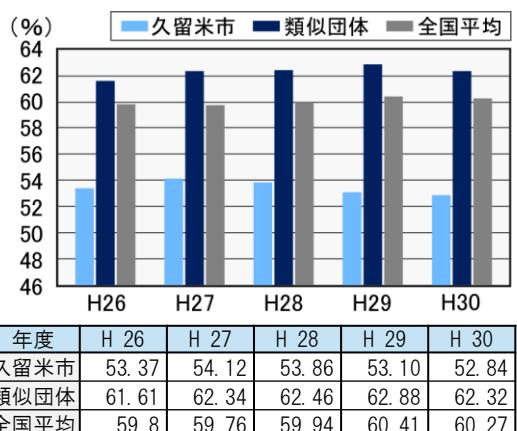
本市では、近年増加傾向にありますが、類似団体の平均値より良好な値を示しています。



⑦ 施設利用率（%）

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、一般的には高い数値であることが望されます。

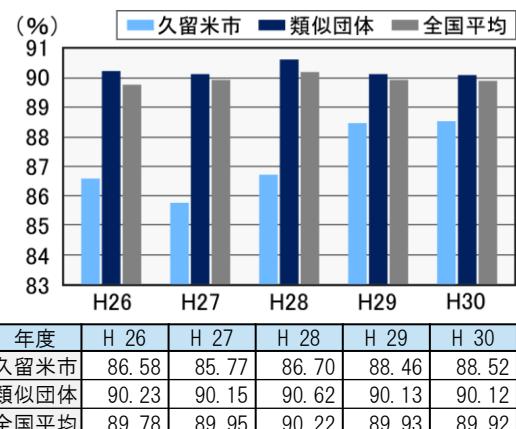
本市では、類似団体の平均値より低くなっていますが、災害等に備える危機管理や、老朽施設の改修のためには、ある程度の余裕も必要です。これらを踏まえて更新時のダウンサイ징など利用率の向上を目指していく必要があります。



⑧ 有収率（%）

施設の稼働が収益につながっているか判断する指標で、高いほど良いと判断されます。

本市では、平成 27 年度に低下していますが、水質管理のためや整備区域の拡大に伴う作業用水量（収入とならない水量）等の増加によるものです。平成 29 年度はやや改善したものの、引き続き有収率の向上に努める必要があります。

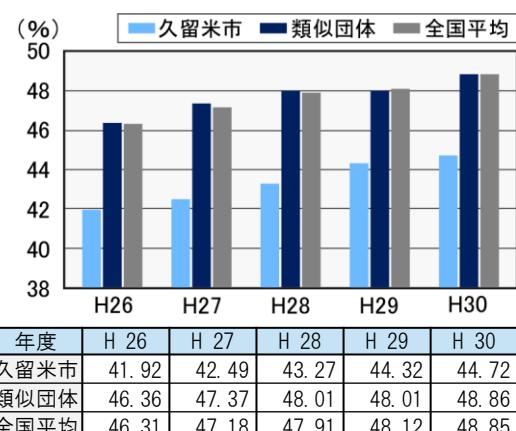


I 老朽化の状況を示す指標

① 有形固定資産減価償却率（%）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、低い方が良いと判断されます。

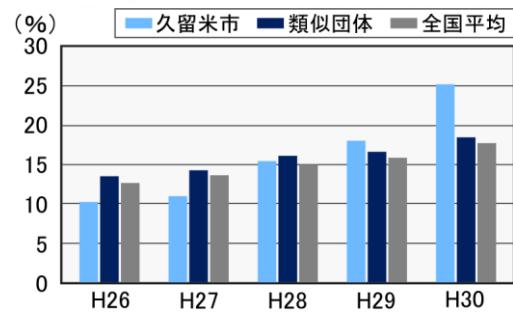
本市では、類似団体の平均値より低い値となっていますが、類似団体と同様に、年々増加傾向にあります。



② 管路経年化率 (%)

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、低い方が良いと判断されます。

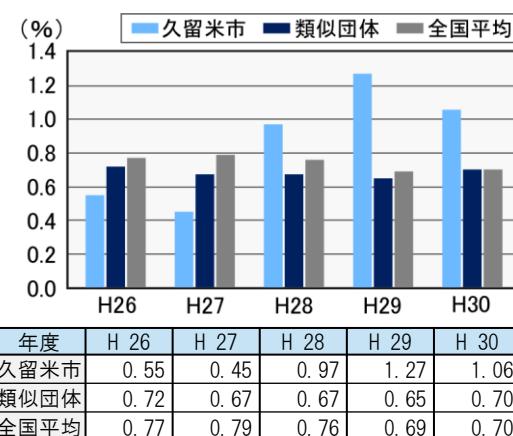
本市では、年々増加傾向にあり、平成29年度以降は、類似団体の平均値よりも高い値であり、法定耐用年数を経過した水道管が多くなっていることを示しています。



③ 管路更新率 (%)

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、高い方が良いと判断されます。

本市では、漏水事故の多くを占めるビニル製配水管について、積極的に更新に取り組んでいることから、類似団体の平均値より高くなっています。今後も計画的に管路更新を実施する必要があります。



2.1.4 将来の事業環境

1) 行政区域内人口の見通し

本経営戦略の基本となる将来における久留米市的人口については、以下の3方法により推計し、これら推計値を比較した結果、3方法の中で計画期間内（令和12年度まで）の人口が最も少なくなる「③久留米市人口ビジョン」の推計値を採用します。

- ① コーホート要因法
- ② 日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計：社人研）
- ③ 久留米市人口ビジョン（令和2年3月改訂：久留米市）

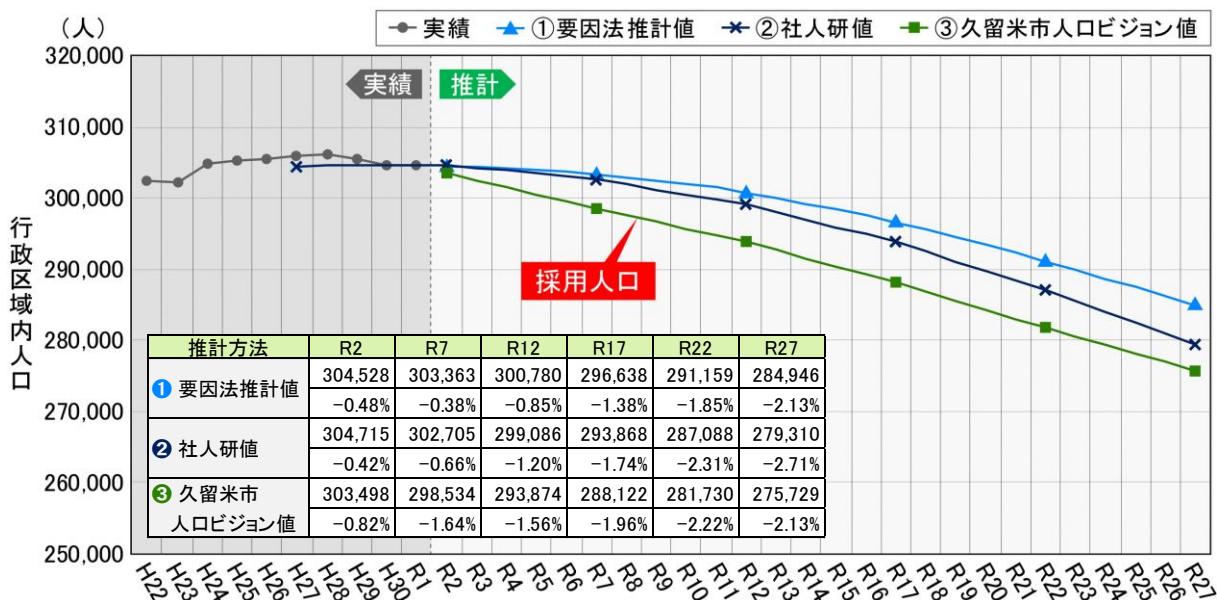


図 2-1-21 行政区域内人口推計値

① コーホート要因法

コーホート要因法とは、人口増減の要因を出生、死亡、転入、転出に分類して推計する要因別分析法であり、年齢階層、男女別に各項目を設定し、それぞれの年齢階層毎に人口を算出する方法です。

本経営戦略におけるコーホート要因法による推計は、以下の条件により行いました。

- ・ 令和元年度の年齢階層、男女別の実績を基準とする。
- ・ 各仮定値（生残率、純移動率、子ども女性比、0～4歳性比）は、「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計、国立社会保障・人口問題研究所）」を使用する。

② 日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）

「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）がまとめたものです。

この推計は、全国の市区町村別の将来人口を男女・年齢 5 歳階級別に推計したもので、2015（平成 27）年の国勢調査をもとに、2015 年 10 月 1 日から 2045 年 10 月 1 日までの 30 年間（5 年毎）の将来人口を推計しています。

↓ ↓ 詳細は社人研ホームページを参照 ↓ ↓



③ 久留米市人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂）

久留米市人口ビジョンでは、国の長期ビジョンや福岡県の人口ビジョンを勘案しつつ、これまでの分析や調査、目指すべき将来の方向などを踏まえ、国勢調査人口をベースにした市独自推計に基づいて、将来人口（2060 年で 25 万 7 千人）を展望しています。

2) 給水人口の見通し

(1) 給水人口の予測方法

給水人口は、図 2-1-22 に示す通り、給水区域内人口に給水普及率を乗じて算出します。各項目の設定について、以下に示します。

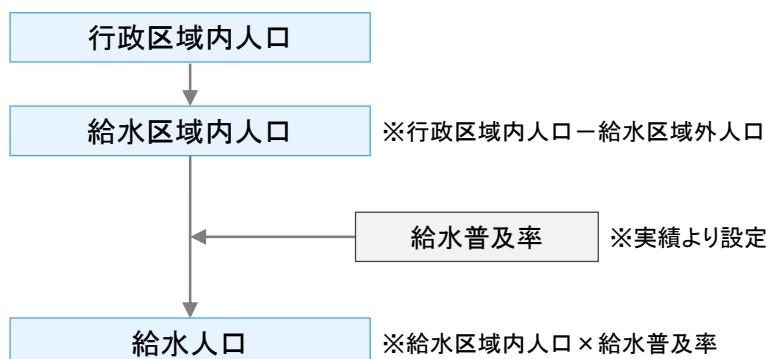


図 2-1-22 給水人口の算定フロー

【給水区域内人口】

- ・ 給水区域内人口とは、水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域内の居住人口のことをいいます。
- ・ 北野地区などの給水区域外人口を差し引くことで算出しています。

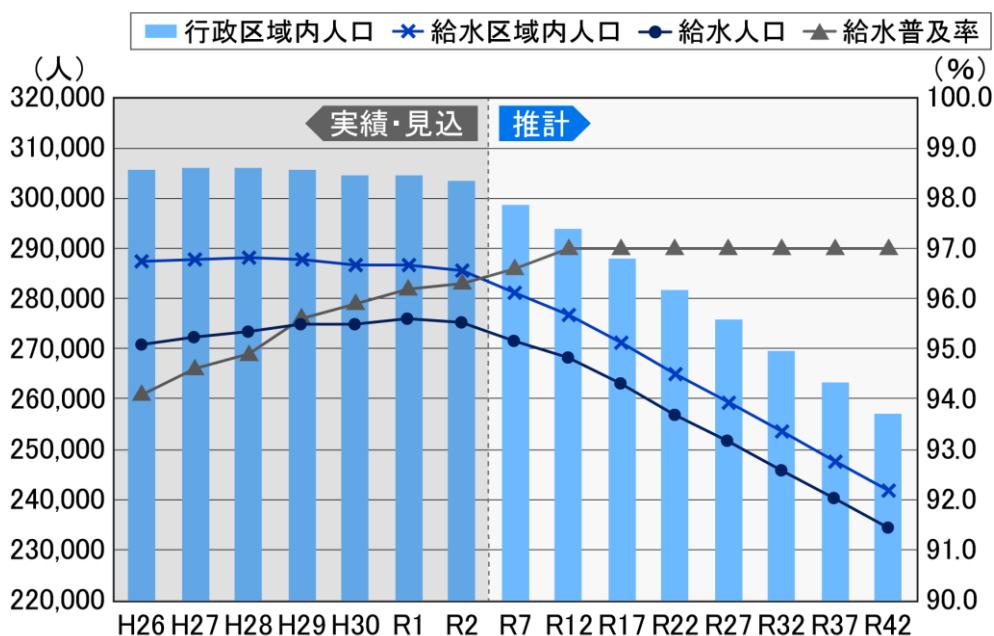
【給水普及率】

- ・ 給水普及率とは、給水区域内における給水人口の割合のことをいいます。

(2) 給水人口の見通し

給水人口の予測結果は、以下の通りです。

- 行政区域内人口は令和元年度実績 304,705 人から、10 年後の令和 12 年度には 293,874 人、40 年後の令和 42 年度には 257,077 人と減少する見込みです。
- 給水普及率は、近年、田主丸地区中心部等への整備により年 0.3% の上昇でしたが、本経営戦略の計画期間中は整備エリアが当該地区の周辺部に移るため、年 0.1% の上昇を見込み、令和 12 年度で 97.0% を想定値とします。
- 給水人口は、給水普及率の上昇が見込まれますが、行政区域内人口の減少により、令和 12 年度で 268,347 人、令和 42 年度には 234,493 人まで減少し続ける見込みです。



実績・見込

| | H26 2014 | H27 2015 | H28 2016 | H29 2017 | H30 2018 | R1 2019 | R2 2020 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 行政区域内人口 (人) | 305,549 | 305,993 | 306,211 | 305,581 | 304,703 | 304,705 | 303,498 |
| 給水区域内人口 (人) | 287,568 | 287,997 | 288,204 | 287,666 | 286,792 | 286,881 | 285,798 |
| 給水人口 (人) | 270,745 | 272,398 | 273,615 | 275,072 | 274,939 | 275,953 | 275,146 |
| 給水普及率 (%) | 94.1 | 94.6 | 94.9 | 95.6 | 95.9 | 96.2 | 96.3 |

推計

| | R7 2025 | R12 2030 | R17 2035 | R22 2040 | R27 2045 | R32 2050 | R37 2055 | R42 2060 |
|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 行政区域内人口 (人) | 298,534 | 293,874 | 288,122 | 281,730 | 275,729 | 269,661 | 263,499 | 257,077 |
| 給水区域内人口 (人) | 281,070 | 276,646 | 271,114 | 264,952 | 259,303 | 253,591 | 247,791 | 241,745 |
| 給水人口 (人) | 271,616 | 268,347 | 262,981 | 257,003 | 251,524 | 245,983 | 240,357 | 234,493 |
| 給水普及率 (%) | 96.6 | 97.0 | 97.0 | 97.0 | 97.0 | 97.0 | 97.0 | 97.0 |

図 2-1-23 給水人口の見通し

3) 給水量の見通し

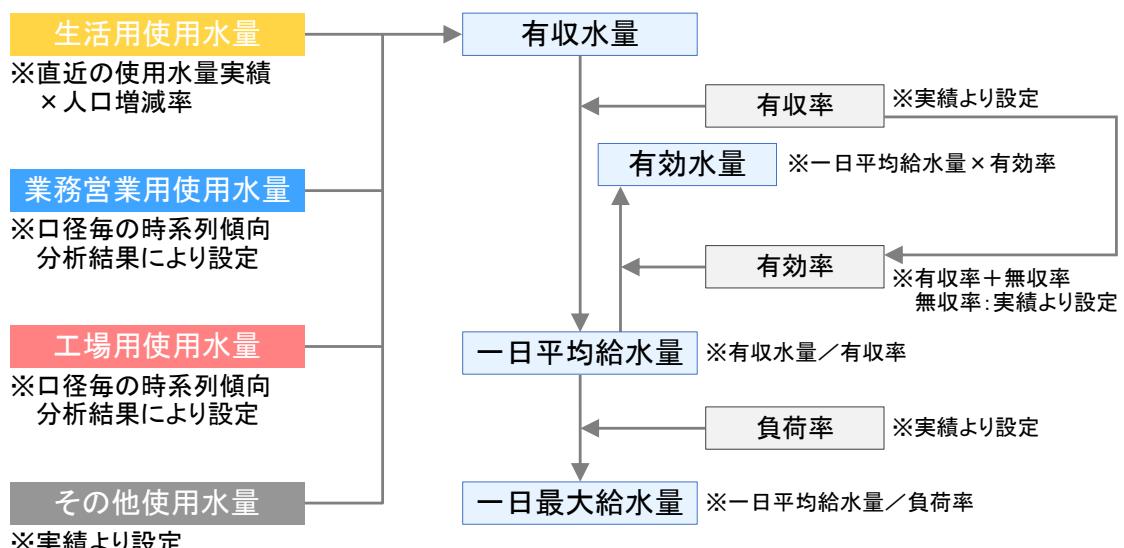
(1) 給水量の予測方法

給水量の予測方法を図 2-1-24 に示します。

生活用、業務営業用、工場用、その他使用水量をそれぞれ予測し、その合計が有収水量となります。有収水量は、給水収益の見通しにつながるため、本経営戦略では重要な項目です。

更に、有収水量を有収率で除すことにより一日平均給水量を、一日平均給水量を負荷率で除すことにより一日最大給水量を算定しています。

なお、各項目の設定について、以下の通りです。



生活用 : $\phi 13\text{mm} \sim \phi 20\text{mm}$
業務営業用 : $\phi 25\text{mm} \sim \phi 50\text{mm}$

工場用 : $\phi 75\text{mm} \sim \phi 150\text{mm}$
その他 : 分水用

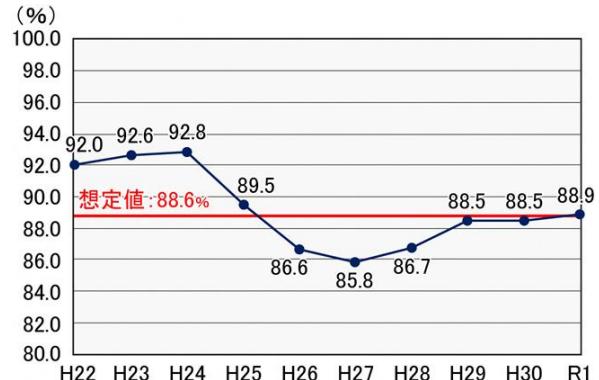
図 2-1-24 給水量の予測フロー

【有収率】

有収率は、水道施設を通して供給される水量が、どの程度収益につながっているかを表す指標であり、一般に 100%に近いほうが良いと判断されます。有効率が低い場合は、漏水やメーター不感率などの要因が考えられます。

実績では、平成 26 年度から平成 28 年度において、田主丸地区整備や配水本管更新時の洗管作業に多くの水を使用したことにより、有収率は低下しています。

そこで有収率については、直近 3 年の平均値である 88.6%を想定値とします。

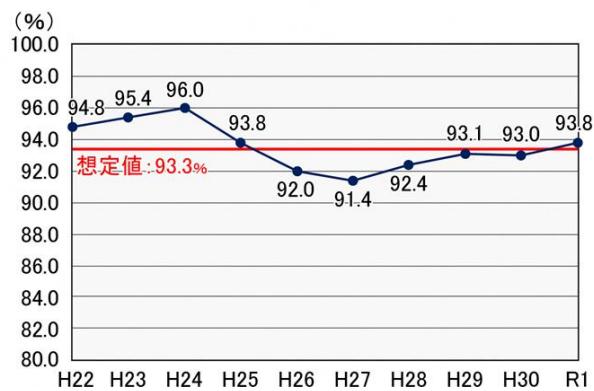


【有効率】

有効率は、年間配水量に対する年間有効水量の割合を示すもので、水道事業の経営効率性を表す指標であり、高いほうが良いと判断されます。

有効率の実績は、有収率と同様の傾向を示し、平成 26 年度から平成 28 年度において、田主丸地区整備や配水本管更新時の洗管作業に多くの水を使用したことにより、低下しています。

したがって、有効率は、有収率と同様に直近 3 年の平均値である 93.3% を想定値とします。

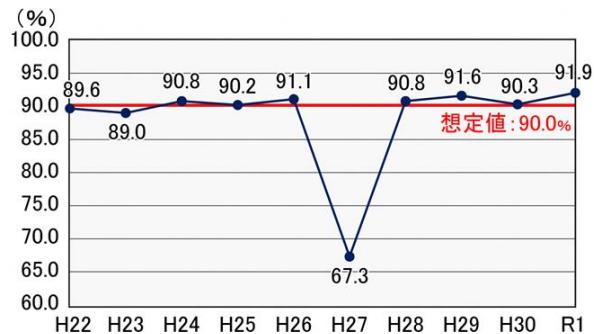


【負荷率】

負荷率は、一日最大配水量に対する一日平均配水量の割合を示すもので、この値が大きいほど施設の稼働状況が効率的であると判断されます。

平成 22 年度から令和元年度の実績では、大寒波の影響により漏水が多発した平成 27 年度を除き、ほぼ一定で推移しています。

したがって、負荷率は、直近 3 年の実績で最も低い値 90.3% を参考に 90.0% を想定値とします。



【受水量】

本市では、自己水利権 103,000m³/日のほか、福岡県南広域水道企業団からの受水 46,790m³/日を有しています。

受水量は、平成 24 年度までは責任水量制で決められた水量を受水していましたが、平成 25 年度から二部料金制（基本・従量料金）となり、受水量が減少しています。

したがって、一日平均給水量に対する受水量の割合は、直近 3 年の平均値である 23.3% を想定値とします。

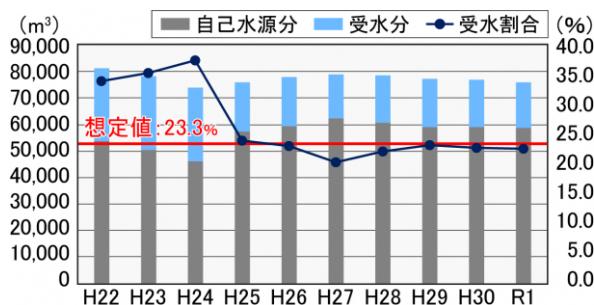
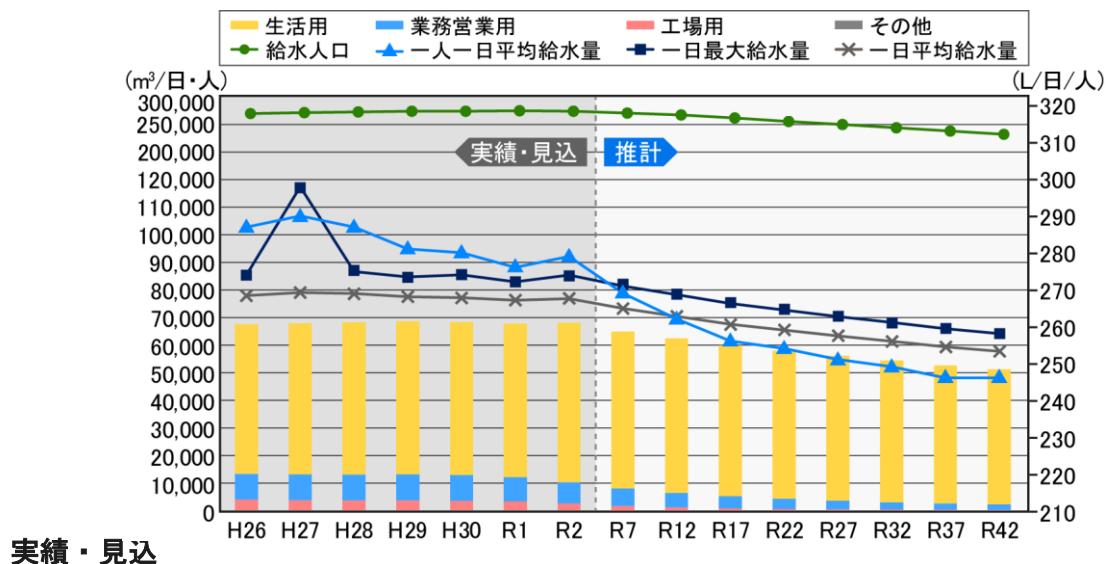


表 2-1-5 受水の推移

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一日平均給水量 | 81,423 | 78,226 | 74,008 | 76,082 | 77,810 | 78,902 | 78,525 | 77,413 | 77,047 | 76,100 |
| うち自己水源分 | 53,633 | 50,436 | 46,218 | 57,505 | 59,496 | 62,474 | 60,703 | 59,053 | 59,144 | 58,569 |
| うち受水分 | 27,790 | 27,790 | 27,790 | 18,577 | 18,314 | 16,428 | 17,822 | 18,360 | 17,903 | 17,531 |
| 受水割合 | 34.1% | 35.5% | 37.5% | 24.4% | 23.5% | 20.8% | 22.7% | 23.7% | 23.2% | 23.0% |

(2) 給水量の見通し

給水量を予測した結果、有収水量は令和元年度の $67,654\text{m}^3/\text{日}$ から10年後の令和12年度には $62,275\text{m}^3/\text{日}$ と8%程度、40年後の令和42年度には $51,081\text{m}^3/\text{日}$ と25%程度減少する見込みで、人口減少や一人当たりの使用水量低下などに伴い、減少傾向が続いているものと推測されます。



実績・見込

| 年度 | H26 2014 | H27 2015 | H28 2016 | H29 2017 | H30 2018 | R1 2019 | R2 2020 |
|-------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 給水人口(人) | 270,745 | 272,398 | 273,615 | 275,072 | 274,939 | 275,953 | 275,146 |
| 有 収 水 量 | 生活用 (m³/日) | 54,127 | 54,597 | 55,117 | 55,437 | 55,403 | 55,853 |
| | 業務営業用 (m³/日) | 9,314 | 9,350 | 9,394 | 9,478 | 9,321 | 8,818 |
| | 工場用 (m³/日) | 3,852 | 3,653 | 3,488 | 3,471 | 3,382 | 3,158 |
| | その他 (m³/日) | 74 | 77 | 85 | 92 | 94 | 97 |
| | 計 (m³/日) | 67,367 | 67,677 | 68,084 | 68,478 | 68,201 | 67,953 |
| 一人一日平均給水量 (L/日/人) | 287 | 290 | 287 | 281 | 280 | 276 | 279 |
| 一日最大給水量 (m³/日) | 85,394 | 117,223 | 86,473 | 84,526 | 85,279 | 82,792 | 85,218 |
| 一日平均給水量 (m³/日) | 77,810 | 78,902 | 78,525 | 77,413 | 77,047 | 76,100 | 76,696 |
| うち受水量 (m³/日) | 18,314 | 16,428 | 17,822 | 18,360 | 17,903 | 17,531 | 17,870 |

推計

| 年度 | R7 2025 | R12 2030 | R17 2035 | R22 2040 | R27 2045 | R32 2050 | R37 2055 | R42 2060 |
|-------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 給水人口(人) | 271,616 | 268,347 | 262,981 | 257,003 | 251,524 | 245,983 | 240,357 | 234,493 |
| 有 収 水 量 | 生活用 (m³/日) | 56,846 | 55,930 | 54,625 | 53,619 | 52,471 | 51,322 | 49,988 |
| | 業務営業用 (m³/日) | 6,360 | 5,284 | 4,405 | 3,716 | 3,148 | 2,684 | 2,298 |
| | 工場用 (m³/日) | 1,578 | 1,061 | 726 | 512 | 369 | 274 | 208 |
| | その他 (m³/日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 (m³/日) | 64,784 | 62,275 | 59,756 | 57,847 | 55,988 | 54,280 | 52,494 |
| 一人一日平均給水量 (L/日/人) | 269 | 262 | 256 | 254 | 251 | 249 | 246 | 246 |
| 一日最大給水量 (m³/日) | 81,244 | 78,098 | 74,939 | 72,544 | 70,213 | 68,071 | 65,831 | 64,059 |
| 一日平均給水量 (m³/日) | 73,120 | 70,288 | 67,445 | 65,290 | 63,192 | 61,264 | 59,248 | 57,653 |
| うち受水量 (m³/日) | 17,037 | 16,377 | 15,715 | 15,213 | 14,724 | 14,275 | 13,805 | 13,433 |

図 2-1-25 給水量の見通し

4) 料金収入の見通し

(1) 供給単価

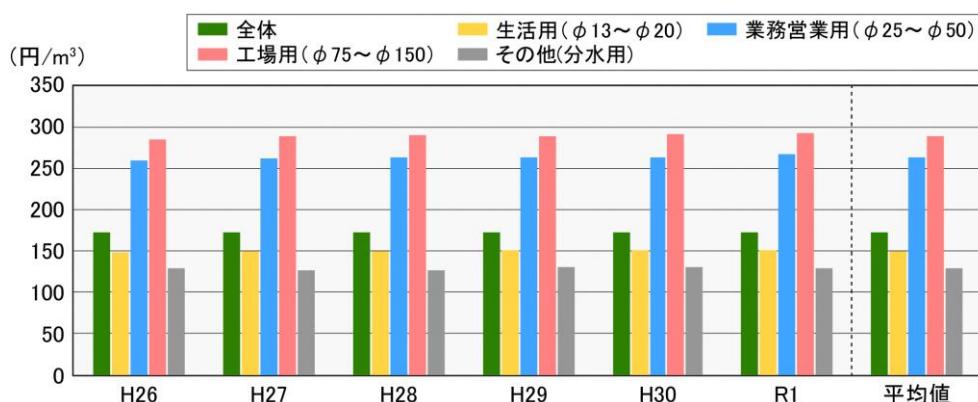
供給単価の実績を図 2-1-26 に示します。

この見通しにおいては、13 mm口径～20 mm口径を生活用、25 mm口径～50 mm口径を業務営業用、75 mm口径以上を工場用と分類し、分水用をその他として、供給単価を算定しました。

その結果、生活用は 150 円/m³ 程度と最も安価であり、使用水量が多くなる業務営業用及び工場用と比較すると約半分となっています。

なお、供給単価は、次の算式により算定します。

- 供給単価 (円/m³) = 給水収益 (円/年) / 有収水量 (m³/年)



| 年度 | 単位：円 | | | | | | |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------|
| | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | R1 (2019) | 平均値 |
| 全体 | 172.54 | 172.56 | 172.87 | 172.88 | 173.04 | 172.79 | 172.78 |
| 生活用(Φ13～Φ20) | 148.67 | 149.54 | 150.10 | 150.25 | 150.65 | 150.46 | 149.95 |
| 業務営業用(Φ25～Φ50) | 259.58 | 262.02 | 263.39 | 262.93 | 263.63 | 266.88 | 263.07 |
| 工場用(Φ75～Φ150) | 285.03 | 288.35 | 289.86 | 289.31 | 291.25 | 292.99 | 289.46 |
| その他(分水用) | 129.01 | 127.19 | 126.16 | 129.80 | 129.83 | 129.62 | 128.60 |

図 2-1-26 供給単価の推移

(2) 料金収入の見通し

給水量の見通しをもとに、今後の料金収入を試算します。

本試算では、給水量の見通しで予測した有収水量に供給単価を乗じて算出します。供給単価は平成26年度から令和元年度の平均値172.8円/m³を採用しています。

算出結果を図2-1-27に示します。料金収入は、有収水量の減少により現行の料金体系では令和12年度に39億円程度に減少し、その後も減少傾向が続く見込みとなっています。

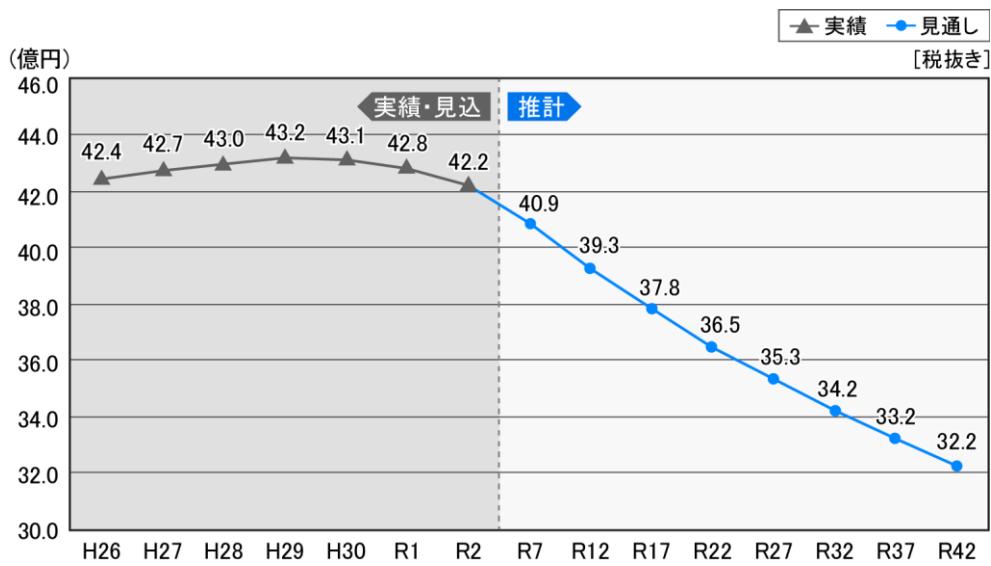


図2-1-27 料金収入の見通し

5) 施設の見通し

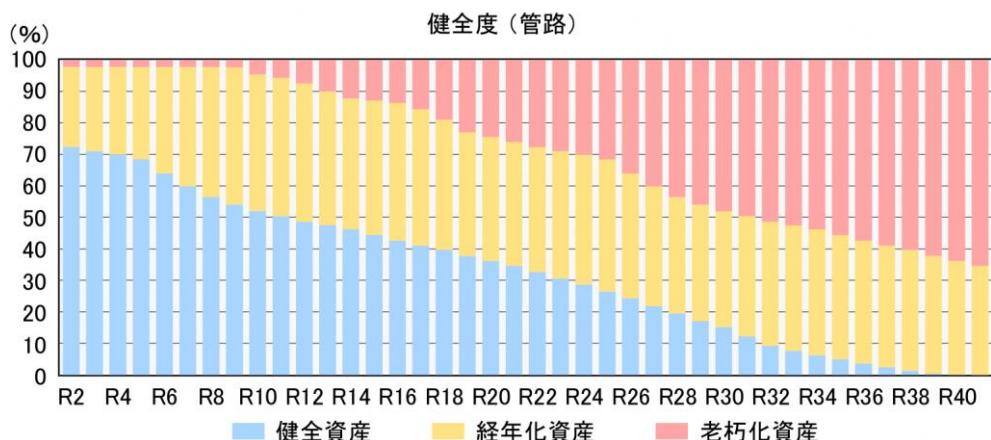
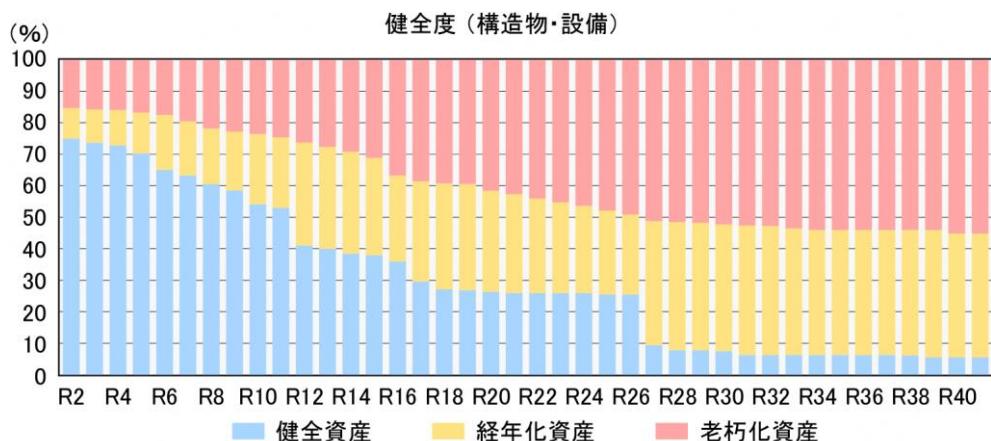
(1) 施設の見通しの検討方法

施設の見通し（健全度、更新需要等）について、令和2年4月に策定したアセットマネジメント計画において検討を行っています。

(2) 構造物・設備及び管路の老朽化の見通し

本市の水道施設について、更新事業を全く実施しなかった場合を想定した健全度を図2-1-28に示します。

構造物・設備について、投資しない場合、現有資産の現況で令和2年度には70%程度あった健全資産が、10年後には40%程度、20年後には30%程度となり、また、管路についても同様に、投資しない場合、現有資産の現況で70%程度あった健全資産が、10年後には50%程度、20年後には30%程度となり、経年化・老朽化資産が急激に増加します。



| 名称 | 説明 |
|----------|---------------------------------|
| 健全資産（■） | 経過年数が法定耐用年数以内の構造物・設備又は管路 |
| 経年化資産（■） | 経過年数が法定耐用年数の1.0～1.5倍の構造物・設備又は管路 |
| 老朽化資産（■） | 経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超える構造物・設備又は管路 |

図2-1-28 水道施設の健全度の推移

(3) 更新需要の見通し

更新需要については、①法定耐用年数での更新、②更新基準年数での更新、③重要度・優先度をもとにした更新、④診断等をもとにした更新の4ケースについて、算定しました。

ケース①：法定耐用年数での更新

地方公営企業法等で定められた耐用年数により更新するケースで、更新需要は、令和2年度から令和41年度までの40年間で約1,573億円(年平均39.3億円)となり、直近5年の実績平均の1.89倍となります。

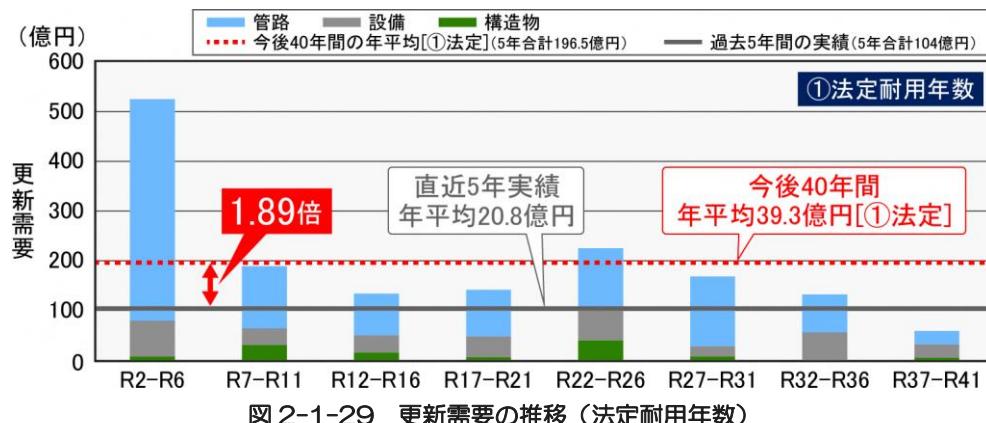


図2-1-29 更新需要の推移（法定耐用年数）

ケース②：更新基準年数での更新

厚生労働省や日本水道協会の報告、研究事例等を参考に設定した更新基準により更新するケースで、更新需要は令和2年度から令和41年度までの40年間で約903億円（年平均22.6億円）となり、直近5年の実績平均の1.09倍となります。

なお、更新基準年数は、以下の通り設定しました。

【構造物】「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」の健全度の考え方（老朽化資産：法定耐用年数の1.5倍を超えた資産）及び厚生労働省が示す、更新基準年数の設定例等を参考に、構造及び材質別に設定

【設備】本市の使用実績や適正な保守・点検の実施による延命化及び法定耐用年数等から、期待する寿命として設定

【管路】厚生労働省や他水道事業者の使用実績等を参考に、管種、継手形式による耐震性の有無、防食被覆の有無などにより設定

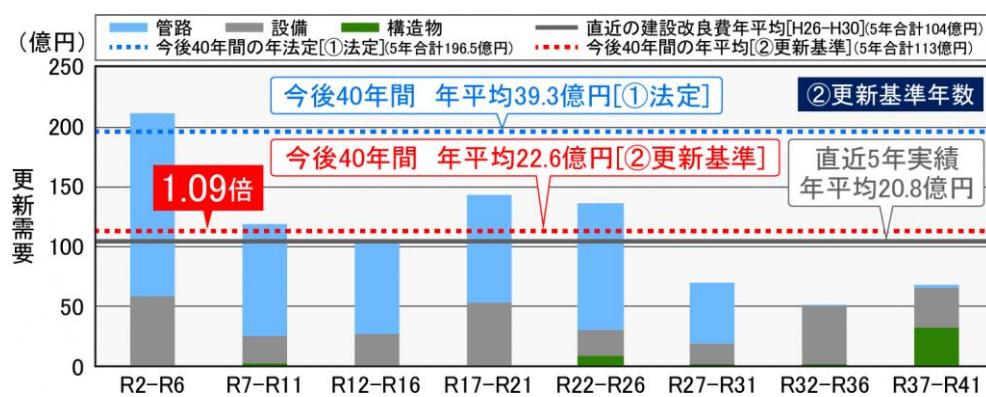


図2-1-30 更新需要の推移（更新基準年数）

ケース③：重要度・優先度をもとにした更新

水道事業の運営を継続するまでの施設の重要度や優先度を考慮して更新するケースで、重要度・優先度を設定することで、更新需要の発生時期を先送りしています。

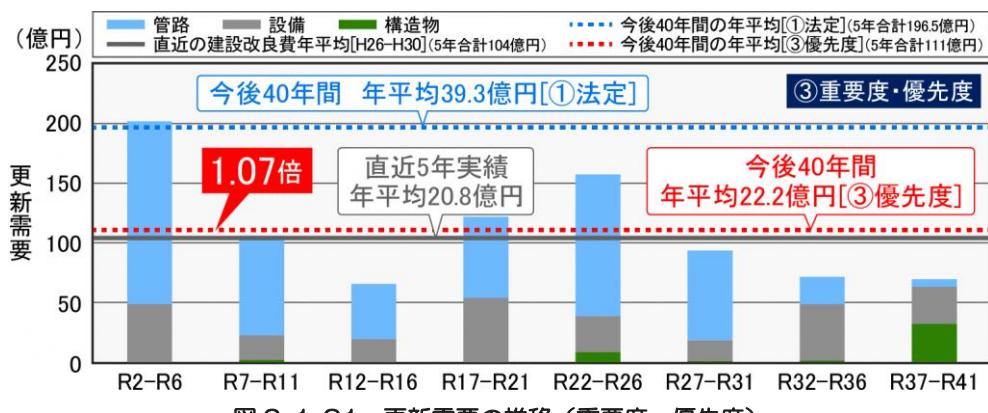
この結果、更新需要は令和2年度から令和41年度までの40年間で約887億円（年平均22.2億円）となり、直近5年の実績平均の1.07倍となります。

なお、重要度・優先度について、以下の通り設定しました。

【構造物】重要度は、施設停止時の影響を考慮し、「水道施設耐震工法指針・解説2009年版（社団法人日本水道協会）」の水道施設の重要度の考え方を参考に3段階で設定し、優先度は、水道施設更新指針に基づく総合物理的評価結果と設定した重要度により12区分に設定

【設備】構造物と同様に設定

【管路】重要度は、「水道の耐震化計画等策定指針の解説（平成20年10月、財団法人水道技術研究センター）」、「水道施設の機能維持水準」の考え方を参考に3段階で設定し、優先度は、総合物理的評価結果と設定した重要度により12区分に設定



ケース④：診断等をもとにした更新

診断結果等に基づき、耐震化の前倒し等を考慮して更新するケースで、ケース②の更新基準年数に基づき算出した更新需要をベースに診断等の結果を考慮して算定しています。

この結果、更新需要は令和2年度から令和41年度までの40年間で約924億円（年平均23.1億円）となり、直近5年の実績平均の1.11倍となります。

【構造物】重要度が高い太郎原取水場、放光寺浄水場の非耐震施設（主に2系施設）について耐震化の前倒し

【設備】水道施設更新指針に基づく診断評価結果（更新優先度）を考慮し更新需要を平準化

【管路】早期の耐震化を図るために診断等を考慮した前倒しや財政収支への影響を軽減するため、導水管・送水管・配水本管を前倒し、配水支管を先送りし、更新需要を平準化

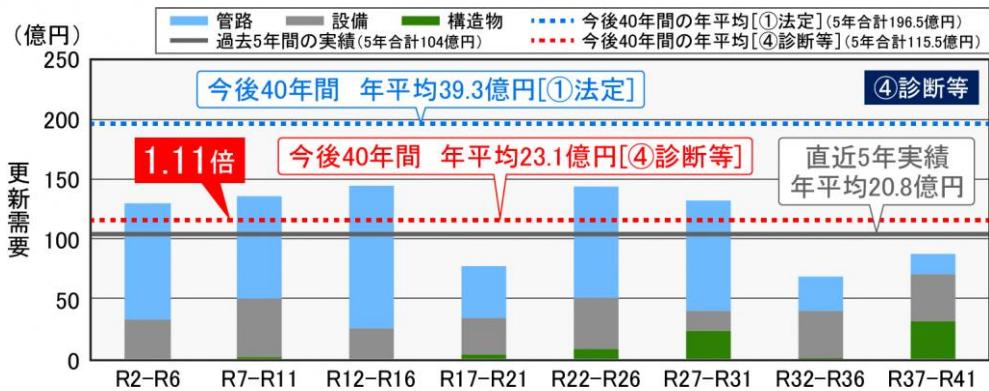


図 2-1-32 更新需要の推移（診断等）

(4) 更新需要の見通しのまとめ

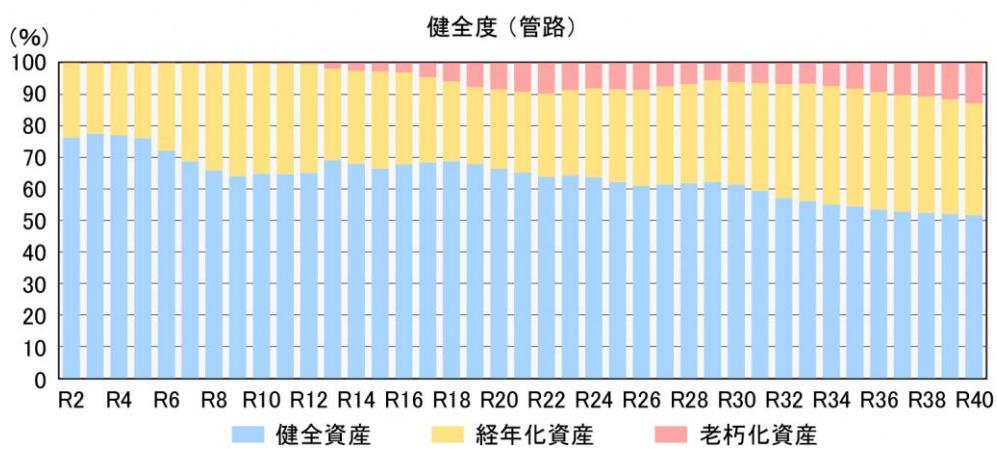
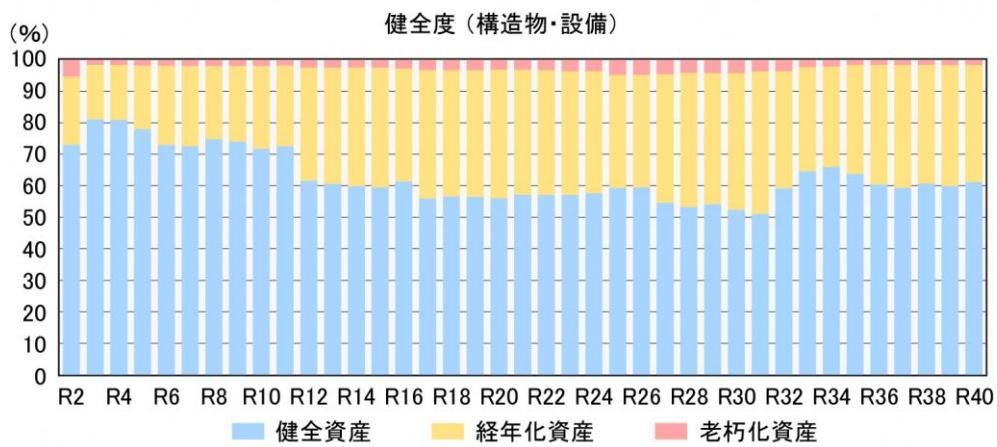
①法定耐用年数での更新、②更新基準年数での更新、③重要度・優先度をもとにした更新のケースでは、いずれにおいても、既に法定耐用年数を超過した管路の更新が令和2～6年度に集中するため、その更新のための資金の確保に課題を残します。

④診断等をもとにした更新のケースでは、②更新基準年数での更新、③重要度・優先度をもとにした更新のケースと比較し、年平均の更新需要は増加するものの、更新需要が平準化されることにより、資金面での課題の解消につながる結果となることから、本経営戦略は、④診断等をもとにした更新需要の見通しを踏まえて策定するものとします。

本市水道施設（構造物・設備及び管路）について、④診断等をもとにした更新を想定した健全度を図 2-1-33 に示します。

構造物・設備について、現有資産の現況で令和2年度には70%程度あった健全資産が、10年後には60%程度、20年後には55%程度となります。また、管路についても同様に、現有資産の現況で70%程度あった健全資産が、10年後には65%程度、20年後には60%程度となります。

このケースでは、更新基準年数を設定しているため、経年化資産や老朽化資産が発生することになりますが、40年後には、構造物・設備では約60%程度、管路では約50%程度の健全資産を維持することができます。



| 名 称 | 説 明 |
|-----------|---------------------------------|
| 健全資産 (■) | 経過年数が法定耐用年数以内の構造物・設備又は管路 |
| 経年化資産 (□) | 経過年数が法定耐用年数の1.0~1.5倍の構造物・設備又は管路 |
| 老朽化資産 (▨) | 経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超える構造物・設備又は管路 |

図 2-1-33 水道施設の健全度の推移（④診断等をもとに更新した場合）

(5) 建設改良事業にかかる財源構成

更新需要が平準化されることにより、資金面での課題の解消につながる結果となった診断等をもとにした更新の場合（ケース④）、建設改良費の増減に伴い、企業債借入額は15～31億円となります。

なお、企業債残高は最高で245億円となりますが、令和41年度では減少し150億円となる見込みです。

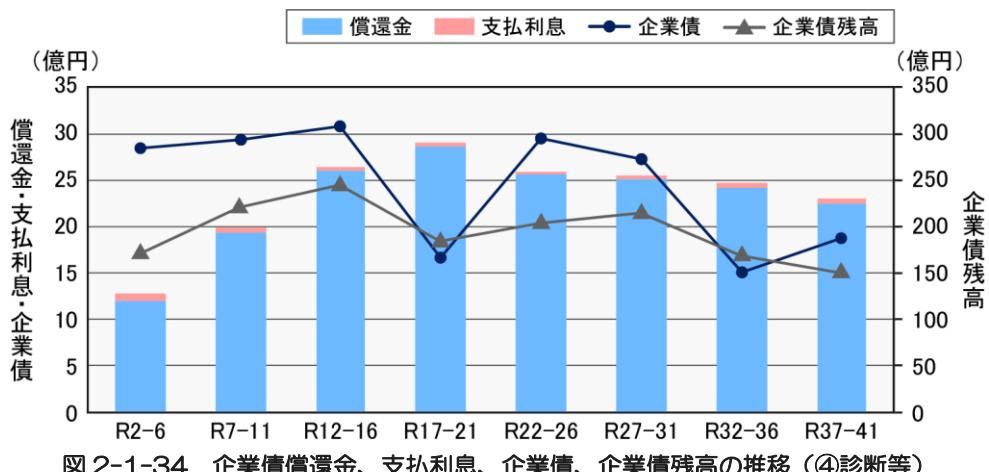


図2-1-34 企業債償還金、支払利息、企業債、企業債残高の推移 (④診断等)

6) 組織の見通し

職員数は、業務委託の拡大により、平成17年度の121人から令和元年度の78人へと大きく減少しています。

また、30歳未満の若年層が少なく、人事異動等により、在局年数5年未満の職員が6割を占めています。

水道事業は、専門の技術を必要とすることが多いため、技術職人材の役割が大きく、技術水準を維持する必要があり、更に、耐震化等の施設整備、老朽化施設の更新、修繕件数の更なる増加が予測されるため、今後も民間活力の導入を含めた人材の活用、職員の育成、技術の継承を行うとともに、一層の業務の効率化や民間委託の検討も進めながら、職員数の見直し等が必要です。

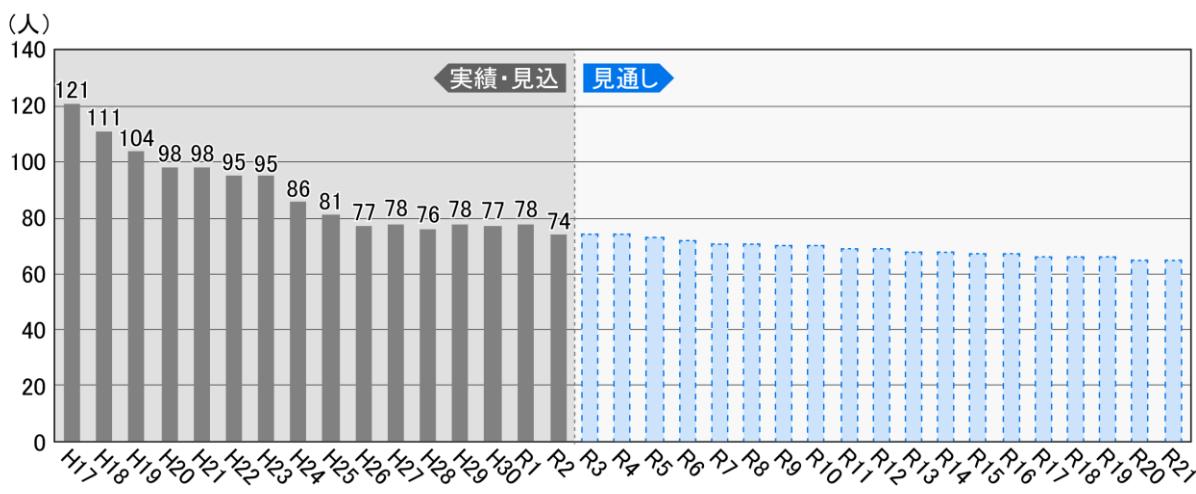


図2-1-35 職員数の見通し

7) まとめ

本経営戦略の計画期間内の見通しは、以下の通りです。

(1) 行政区域内人口、給水人口、給水量の見通し

給水普及率は、田主丸地区の整備により上昇する見通しですが、行政区域内人口の減少に伴い、給水人口は減少する見通しです。

また、有収水量についても、給水人口の減少により、減少し続けると見込まれます。

表 2-1-6 将来の見通し

| 項目 | | 前期 | | | 中期 | 後期 | 傾向 |
|------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| | | R3 | R4 | R5 | R8 | R12 | |
| 行政区域内人口 | 人 | 302,505 | 301,512 | 300,520 | 297,602 | 293,874 | ↓ |
| 給水区域内人口(A) | 人 | 284,851 | 283,905 | 282,960 | 280,186 | 276,646 | ↓ |
| 給水人口(B) | 人 | 274,441 | 273,736 | 273,030 | 270,965 | 268,347 | ↓ |
| 給水普及率(B/A) | % | 96.3 | 96.4 | 96.5 | 96.7 | 97.0 | ↗ |
| 有収水量 | 千m ³ /年 | 24,523 | 24,290 | 24,066 | 23,449 | 22,730 | ↓ |
| 一日平均給水量 | m ³ /日 | 75,831 | 75,109 | 74,214 | 72,511 | 70,288 | ↓ |
| 一日最大給水量 | m ³ /日 | 84,257 | 83,454 | 82,460 | 80,568 | 78,098 | ↓ |
| 一人一日平均給水量 | L/日/人 | 276 | 274 | 272 | 268 | 262 | ↓ |
| 有収率 | % | 88.6 | 88.6 | 88.6 | 88.6 | 88.6 | → |
| 有効率 | % | 93.3 | 93.3 | 93.3 | 93.3 | 93.3 | → |
| 負荷率 | % | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | → |

(2) 料金収入、更新需要

本経営戦略計画期間内の料金収入は、有収水量の減少により現行の料金体系では令和12年度に39億円程度に減少する見通しです。更に、更新需要は、アセットマネジメント計画に基づく老朽化した施設の更新のため、年間23億円程度が必要となる見込みです。この更新事業の財源である企業債の借入が増大することから、企業債残高が大幅に増加する見通しです。

2.1.5 事業の課題

水道事業を取り巻く環境、現状及び将来の事業環境の見通しから、今後取り組むべき課題は以下の通りです。

■ 水源環境の保全

- 本市の水道事業は、昭和 5 年に給水を開始して以来、ライフラインとして市民生活を支えてきました。「安全でおいしい水を安定的に供給する」という観点から、水源の確保と水質の保全については、将来にわたり重要な課題となります。

■ 施設の老朽化

- ライフラインである水道施設が、老朽化による故障・破損等により停止すれば、市民生活等に重大な影響を及ぼすことになります。今後、法定耐用年数を経過する水道施設が多く、多額の更新費用が必要となります。
- 水道法の改正により、点検を含む水道施設の維持・修繕、水道施設台帳作成・保管が義務化されるなど、水道施設の計画的な更新が一層求められています。
- 水道施設の更新に当たっては、延命化や規模の適正化、未利用施設の活用の検討を行い、費用の低減を図る必要があります。

■ 災害・危機管理対策

- 近年の頻発する自然災害により、これまで以上に自然災害に強い社会インフラ整備が求められています。
- 熊本地震などの災害を教訓とし、浄水施設等及び管路の耐震化を進め、災害時にも強い水道を整備していく必要があります。

■ 料金収入の減少

- 給水量は近年減少傾向であり、長期的にも人口減少及び節水機器の普及等により減少していくと予測されます。
- 給水量の減少に伴い、料金収入も減少していくと予想されるため、水道料金水準の見直しを含め、適正な収入確保に向けた取組みを検討する必要があります。
- 平成 20 年度に給水区域とした田主丸地区は、平成 25 年度から給水を開始しましたが、従来から地下水を利用している地域であり、需要が伸び悩んでいることから検証が必要です。

■ 水道事業の基盤強化

- 人口減少等による料金収入減少、施設の老朽化による更新費用の増加等により、経営環境が厳しくなるため、水道法改正に示される「水道事業の基盤強化」を図る必要があります。
- これまで浄水施設等の運転管理を民間に委託するなど事業の効率化を図っていましたが、これらの取組みを継続するとともに、水道事業の基盤強化につながる新たな手法（官民連携や ICT を活用した業務効率など）について検討を行う必要があります。

■ 広域化の推進

- 北野地区は、平成 17 年の広域合併以降も三井水道企業団の給水区域となっているため、料金体系を含めサービス面での地域差が生じており、解消が求められています。
- 水道広域化は、事業規模のメリットによる施設の縮小などが期待ができる一方、料金や財政状況などの較差があり、課題となっています。
- 国は、都道府県に対し令和 4 年度末までに「水道広域化推進プラン」の策定を要請しており、本市としても福岡県と連携して取り組んでいく必要があります。

■ アセットマネジメントの継続的な実践

- 令和 2 年 4 月にアセットマネジメント計画を策定しましたが、アセットマネジメントの実践を一過性の取組みで終わらせるのではなく、アセットマネジメント全体の水準を段階的に向上させていく必要があります。

■ 技術継承と人材の育成

- 熟練者の退職等により、これまで培ってきた現場対応力や危機管理などの技術力の継承が課題となっています。
- 今後は、効果的な研修や情報の共有化に努め、技術等の継承を図りながら、民間活用も含め、水道事業に携わる人材を育成していく必要があります。

2.2 経営の基本方針

2.2.1 水道事業の経営理念

本市の水道事業は、昭和5年の給水開始から90年が経過し、本経営戦略の目標年度に当たる令和12年度までに100年が経過します。

水道事業を取り巻く環境はこれまで述べてきた通り、様々な課題がありますが、市民生活を支える重要なライフライン事業として、これまでと同様に今後も安定的にサービスを提供していくことが求められます。

このような状況を踏まえ、本経営戦略の経営理念については「久留米市企業局中期経営計画（平成27年度～令和2年度）」の経営理念を引き継ぎ、「お客様に信頼される水道水の供給」と定めます。

この経営理念のもと、今からの10年で何をすべきかを考え、更にその先の100年を見据えて、今やるべきことを先送りせずに実現していくため、「安全」「強靭」、「持続」のそれぞれの観点から整理した課題に対する事業目標を設定します。



2.2.2 事業目標と施策

経営理念を踏まえ、「安全」、「強靭」、「持続」のそれぞれの観点から整理した事業目標及び目標を達成するための計画期間中の具体的な施策を示します。

| 事業目標 | | 施策 |
|------|---|---|
| 安全 | 【 安全でおいしい水の供給 】 水源の保全や水質管理、給水装置の安全性の確立を図るとともに、利用促進の取組みを進め、安全でおいしい水をお客様へ供給します。 | ① 水源環境の保全 ② 水安全計画による安全な水運用 ③ 給水装置の安全性強化 ④ 水道利用の促進 |
| | 【 安定供給の確保 】 水道施設の老朽化・耐震化対策などにより、自然災害に強い施設を整備し、水道水の安定供給の確保に努めます。 | ① 老朽化対策の推進 ② 防災・減災対策の推進 ③ 危機管理の強化・充実 |
| | 【 持続可能な健全経営 】 経費削減の徹底、経営の効率化など、中長期的な視点に立った経営基盤強化を図り、公共性と経済性を最大限発揮する持続可能な健全経営に努めます。 | ① 水道事業の基盤強化及び広域化 ② アセットマネジメントによる適正な資産管理 ③ 環境負荷の低減 ④ 水道事業の「見える化」の推進 ⑤ 組織力の向上 |
| | | |

2.3 投資・財政計画

2.3.1 投資・財政計画

1) 投資・財政計画

この投資・財政計画は、本市の水道事業の現状と将来の課題分析に基づき、令和3年度から令和42年度までの40年間の収入と支出を見込んだうえで、本経営戦略計画期間中（令和3年度から令和12年度まで）に取り組むべき事業に要する費用とその財源を推計したものです。

2) 投資目標

事業目標を達成するため、田主丸地区水道整備計画、基幹管路耐震化計画、ビニル製配水管更新計画、アセットマネジメント計画等の各種事業計画に基づき実施する主な取組みと投資目標は以下の通りです。

主な取組みと投資目標

- ①田主丸地区の普及
⇒整備率 43.3%(R2)→53.0%(R12)
- ②配水本管耐震化
⇒基幹管路耐震適合率 50.8%(R2)→52.5%(R12)
- ③ビニル製配水管更新
⇒更新率 17.8%(R2)→47.8%(R12)
- ④配水本管ループ化
⇒整備進捗率 29.5%(R2)→57.9%(R12)
- ⑤アセットマネジメント計画に基づく計画的更新

①田主丸地区の普及

平成24年度から水道が未普及である田主丸地区の配水管整備を行っており、引き続き、地元説明会や水道水のPR活動を行いながら、田主丸地区の整備を進めます。令和12年度までに整備率53.0%を目指します。

②配水本管耐震化

耐震性能が不足している南部配水本管、中部配水本管の耐震化事業により、令和12年度までに基幹管路耐震適合率52.5%を目指します。

③ビニル製配水管更新

破損しやすく漏水件数の大半を占めているビニル製配水管の更新を行い、令和12年度までに更新率47.8%を目指します。

④配水本管ループ化

災害時等の断水に対応するための配水本管ループ化工事（小森野・宮ノ陣地区）を行い、令和12年度までに整備進捗率57.9%を目指します。

⑤アセットマネジメント計画に基づく計画的更新

アセットマネジメント計画に基づいて、構造物・設備の計画的かつ効率的な更新を実施し老朽化対策に取り組みます。

3) 事業費の見込み

令和3年度から令和42年度までの40年間の事業費見込みについては、令和2年度に策定したアセットマネジメント計画に基づいて試算しています。

その中で、令和20年度までの事業費の見込みについては、各種事業計画で見込まれる事業費を事業毎の設備投資計画を作成し積算しています。

あわせて、本経営戦略期間中の事業費については各種事業の優先度を設定し、平準化に取り組んでいます。

平準化した各施策に対する取組みにおける令和12年度までの事業費の見込みを表2-3-1及び図2-3-1に示します。令和12年度までに198億円程度を見込んでおり、投資目標に掲げる主な取組みのうち、管路に係る費用として全体の5割程度、設備の計画的更新に係る費用として全体の2割程度を配分しています。

表2-3-1 主な投資目標(建設改良費)

単位：百万円

| 事業内容 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | R12 年度 | 計 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| ①田主丸地区の普及 | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 | 1,490 |
| ②配水本管耐震化 | 0 | 285 | 285 | 285 | 285 | 319 | 310 | 382 | 382 | 382 | 2,915 |
| ③ビニル製配水管更新 | 273 | 441 | 441 | 441 | 441 | 441 | 441 | 441 | 441 | 441 | 4,242 |
| ④配水本管ループ化 | 119 | 150 | 0 | 73 | 73 | 73 | 73 | 35 | 0 | 0 | 596 |
| ⑤アセットマネジメントに基づく計画的更新 | 552 | 405 | 411 | 371 | 420 | 403 | 387 | 402 | 384 | 357 | 4,092 |
| その他（配水管移設等） | 1,078 | 595 | 590 | 564 | 626 | 610 | 680 | 640 | 555 | 553 | 6,491 |
| 計 | 2,171 | 2,025 | 1,876 | 1,883 | 1,994 | 1,995 | 2,040 | 2,049 | 1,911 | 1,882 | 19,826 |

■①田主丸地区の普及 ■②配水本管耐震化 ■③ビニル製配水管更新 ■④配水本管ループ化
■⑤アセットマネジメントに基づく計画的更新 ■その他(配水管移設等)

(百万円)

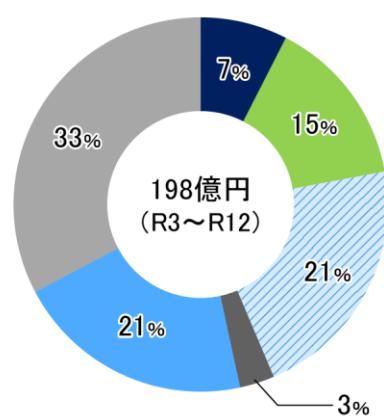
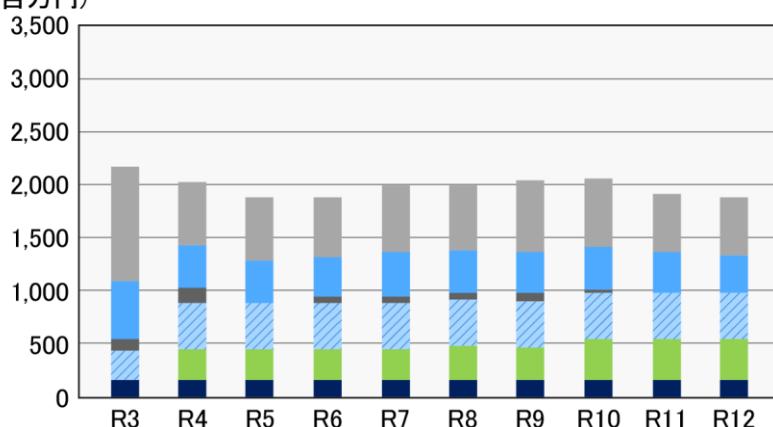


図2-3-1 主な投資(建設改良費)の推移及び比率

4) 財源目標

【目標】計画期間内において、内部留保資金を令和元年度実績以上確保し、将来の投資のための財源とします。

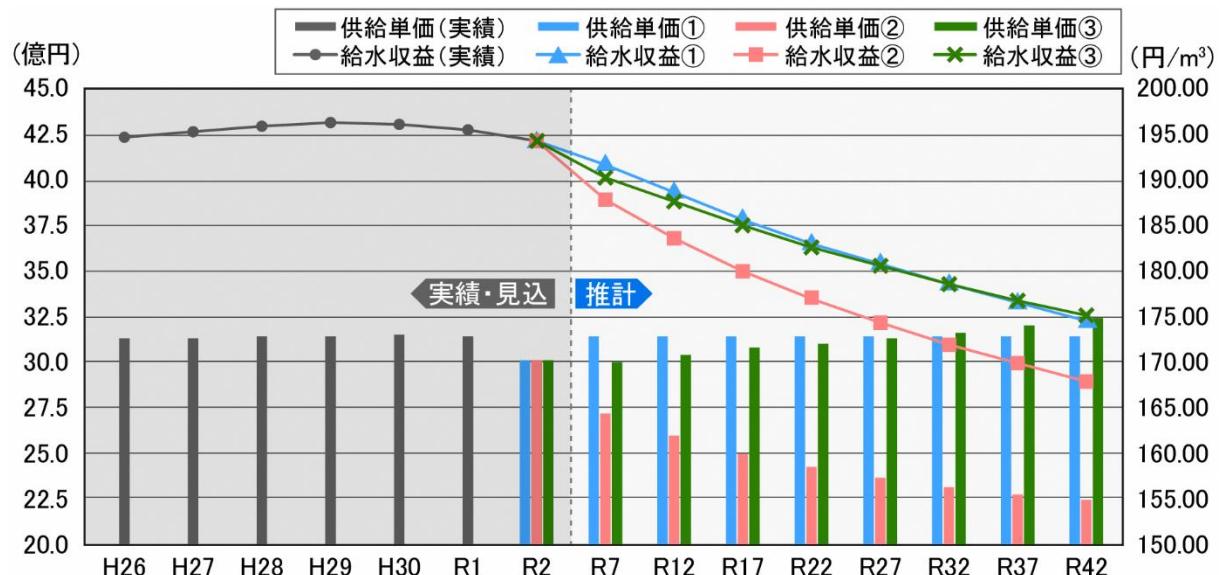
(1) 給水収益（料金収入）

給水量の見通しをもとに、今後の料金収入を推計します。推計の方法は次の3通りで行い、その結果は図2-3-2の通りです。なお、推計については現行の料金体系で行っています。

- 【ケース①】 有収水量に供給単価を乗じ算出
- 【ケース②】 用途別の有収水量にそれぞれの供給単価を乗じ算出
- 【ケース③】 水道メーターオ口径別の調定件数及び有収水量をもとに基本・従量料金を算出

各ケースにおける料金収入の見通しを推計しましたが、すべてのケースで減少傾向であり、その減少度合は、令和42年度時点において減少額が少ない順にケース③→ケース①→ケース②となります。

また、供給単価については、ケース②は低下傾向であり、ケース③は上昇傾向となっています。ケース②の低下傾向については、料金の大半を占める一般家庭用である13mm口径と20mm口径の水量が低下するためです。また、ケース③については、20mm口径の件数が増加していくに連れて供給単価が上昇していくものと考えられます。



実績・見込

| 年度 | H26 2014 | H27 2015 | H28 2016 | H29 2017 | H30 2018 | R1 2019 | R2 2020 |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 供給単価(円/m ³) | 172.54 | 172.56 | 172.87 | 172.88 | 173.04 | 172.79 | 170.21 |
| 給水収益(千円) | 4,242,593 | 4,274,205 | 4,295,881 | 4,321,014 | 4,307,607 | 4,278,588 | 4,221,471 |
| うち基本料金 | 1,532,700 | 1,559,900 | 1,585,006 | 1,607,134 | 1,634,132 | 1,650,891 | 1,663,289 |
| うち従量料金 | 2,709,894 | 2,714,305 | 2,710,875 | 2,713,880 | 2,673,475 | 2,627,697 | 2,553,316 |

推計

| 年度 | R7 2025 | R12 2030 | R17 2035 | R22 2040 | R27 2045 | R32 2050 | R37 2055 | R42 2060 |
|--------------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 供給単価①(円/m ³) | 172.78 | 172.78 | 172.78 | 172.78 | 172.78 | 172.78 | 172.78 | 172.78 |
| 給水収益①(千円) | 4,091,259 | 3,933,030 | 3,784,510 | 3,653,780 | 3,536,542 | 3,428,828 | 3,325,280 | 3,227,084 |
| 供給単価②(円/m ³) | 164.40 | 161.88 | 159.94 | 158.41 | 157.18 | 156.20 | 155.41 | 154.76 |
| 給水収益②(千円) | 3,892,917 | 3,684,842 | 3,503,192 | 3,349,793 | 3,217,313 | 3,099,835 | 2,990,958 | 2,890,483 |
| 供給単価③(円/m ³) | 169.93 | 170.86 | 171.64 | 172.03 | 172.54 | 173.15 | 173.92 | 174.76 |
| 給水収益③(千円) | 4,018,280 | 3,883,644 | 3,753,809 | 3,632,202 | 3,525,938 | 3,430,528 | 3,341,554 | 3,258,408 |
| うち基本料金 | 1,690,041 | 1,714,669 | 1,717,817 | 1,705,339 | 1,690,733 | 1,674,323 | 1,656,388 | 1,637,168 |
| うち従量料金 | 2,328,239 | 2,168,975 | 2,035,992 | 1,926,863 | 1,835,205 | 1,756,205 | 1,685,166 | 1,621,240 |

図 2-3-2 料金収入の見通し

検討の結果、ケース①は最も簡易的な試算が可能ですが、反映される要素が少ないので長期に渡る推計には適さないと考えられ、ケース②は用途別の増減傾向を反映するため、ケース①と比べ精度が高い推計を行うことができます。

しかし、ケース①、ケース②のいずれにおいても基本料金と従量料金を合算した供給単価を使用するため、二部料金制（基本・従量料金）や、一般家庭の水道メーターが13mm口径から20mm口径へ移行している状況などが十分に反映されません。

ケース③は口径毎の有収水量及び調定件数を用いるため、基本料金と従量料金を別々に計算できます。そのため、本市の将来人口・世帯数の動態（人口は減少、世帯数は一定期間増加した後減少に転じる）が反映できます。

以上により、本経営戦略においてはケース③を用いて推計を行うものとします。

表 2-3-2 ケース毎各種要素の反映度

| 項目 | ケース① | ケース② | ケース③ | 特記事項 |
|-------------|------|------|------|--|
| 世帯数（調定件数）動態 | × | × | ○ | 世帯数（調定件数）はケース③のみ推計を行っている。これにより基本・従量料金別の推計が可能となる。 |
| 人口（有収水量）動態 | ○ | ○ | ○ | 全てのケースで有収水量は久留米市人口ビジョンを基礎としている。 |
| 用途別動態 | × | ○ | ○ | ケース①は水道料金全体の平均単価を用いているため、反映しない。 |
| 口径毎動態 | × | △ | ○ | ケース②は口径により区分した用途別に計算するため、ある程度は反映する。 |
| 基本・従量料金 | × | △ | ○ | ケース②は口径により区分した用途別に計算するため、ある程度は反映する。 |

(2) 企業債

企業債の充当率は、これまで建設改良費の概ね 50%程度で推移していますが、今後は更新需要が増大することを考慮して、建設改良費の 80%を上限とします。

(3) 繰入金

繰入金については、繰出基準に該当する項目がないため見込んでいません。

(4) 国庫補助金

計画期間内に行う水道施設の更新、耐震化等に伴う建設改良費について、資本単価をはじめ、国庫補助金の交付要件に該当しない事項があるため見込んでいません。

なお、令和3～4年度に、温室効果ガスの排出量削減のため、合川庁舎のZEB化工事を行う計画であり、この工事に環境省からの補助を活用します。

5) 投資以外の経費について

投資以外の主な経費については、以下の通りです。

(1) 委託料

浄水場運転管理業務、水道料金関連窓口業務、水道メーター取替業務をはじめとする業務に係る委託料を見込んでいます。

(2) 修繕費

浄水施設、配水施設、給水管等の維持に関する費用を見込んでいます。うち、早急に取り組む必要がある鉛製給水管の更新については増加を見込んでいます。

(3) 動力費

計画期間中の各年度に見込まれる総配水量に 1m³当たりの単価（直近 3 年実績 4.98 円）を乗じて算出しており、配水量の低下により、今後、減少傾向で推移するものと見込んでいます。

(4) 職員給与費

職員数は現状からの増減は見込みます、平成 26 年度から令和元年度までの上昇率の実績により、年 0.8% の上昇を見込んでいます。

6) 投資・財政計画の推計結果

有収水量の減少に伴う給水収益の減少、老朽化資産の増大に伴う維持修繕費の増加、更新・耐震化事業に伴う減価償却費の大幅な増加等により、経常損益が、令和 11 年度に 0.3 億円程度の赤字に転じ、収支ギャップが生じる見通しです。更に令和 12 年度で 0.9 億円と、年を追うごとに赤字幅が大きくなる見通しとなりました。

なお、減価償却費の増加に伴い内部留保資金は増加する見通しとなりました。

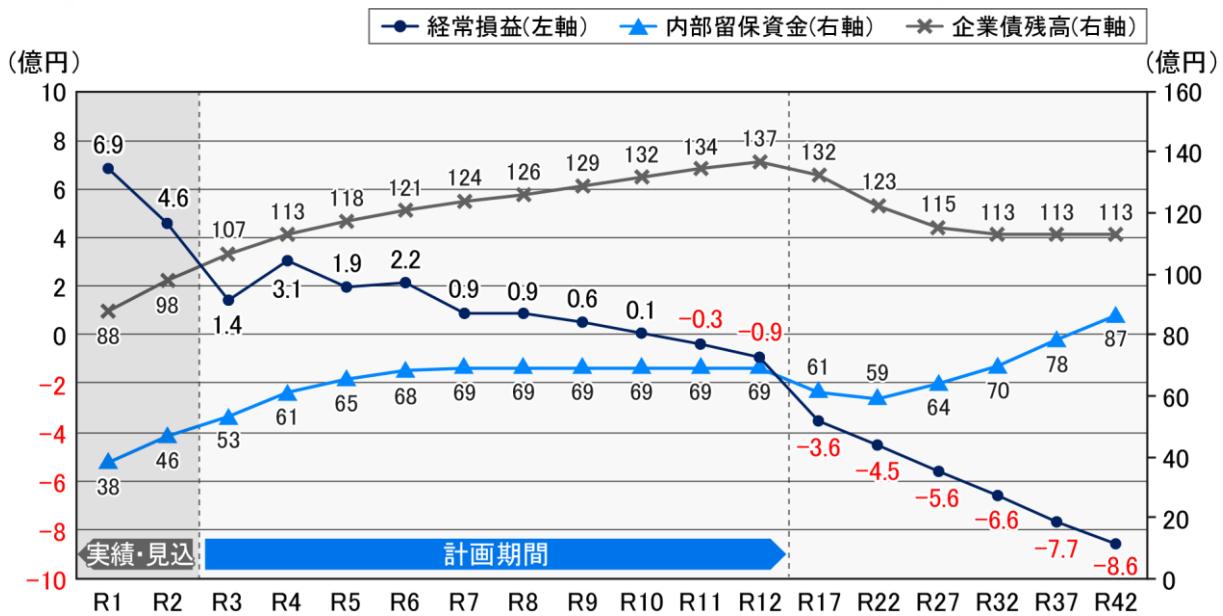


図 2-3-3 経常損益及び内部留保資金の見通し

※投資・財政計画については、P49・50（表 2-3-3 投資・財政計画）に掲載しています。

2.3.2 今後検討予定の取組み

1) 経営安定化に向けた検討

令和 11 年度から収支ギャップが生じる見通しで、これ以降は料金収入の更なる減少、減価償却費の増大等により、更に収支ギャップが大きくなることが見込まれるため、以下のことを再検討し、早期の収支ギャップの解消を目指します。

主な検討項目

- ① アセットマネジメントによる建設改良費の更なる平準化・低減
- ② 田主丸地区の水道整備計画の見直し
- ③ 放光寺浄水場の更新を含めた水道施設の最適化の検討
- ④ 企業債借入額の見直し
- ⑤ 水道料金水準の見直し

2) 投資についての検討

(1) 民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBO の導入等)

民間の資金、ノウハウ等の活用については、その効果を見極めながら浄水施設等の将来的な大規模更新に加え、管路整備等においても、積極的な活用を検討していきます。

(2) 水道施設の合理化

構造物・設備の更新時に適切な規模・仕様の検討や新技術の導入の検証を行うことで合理化を図ります。

また、中部配水本管の耐震化事業において、一部区間でダウンサイ징を検討していきます。

(3) 水道施設の長寿命化等の投資の平準化

本市保有施設において、継続したアセットマネジメントの取組みにより、健全な経営ができるよう平準化を検討していきます。

(4) 広域化

福岡県では、「福岡県水道ビジョン（平成31年3月）」の中で、広域的な連携方策として、各圏域を基本とした多様な広域連携を推進しており、更に、令和元年10月の水道法改正により、都道府県の広域連携への関わりが強化されています。

本市においても、筑後圏域を基本に経営基盤の強化を目的とした広域連携を検討していきます。

(5) その他の取組み

田主丸地区の水道整備計画の見直し、放光寺浄水場の更新等の必要な検討事項について、適宣、検討していきます。

3) 財源についての検討

(1) 料金

計画期間内において、経常損益の赤字が発生しているため、その解消に向け、業務の更なる効率化による費用縮減とあわせて、本経営戦略の前期3年、中期3年、後期4年毎に適正な料金水準の検証を行い、改定の必要性や実施時期等について検討していきます。

(2) 企業債

本経営戦略においては建設改良費の80%を上限として企業債を借り入れていますが、経常損益と内部留保資金の状況及び将来世代への負担を考慮しながら、企業債残高対給水収益比率を注視して、借入額を検討していきます。

(3) 国庫補助金

建設改良事業の財源となる国庫補助金については、継続して情報収集を行い、積極的な活用を図ります。

(4) 繰入金

繰入金については、繰出基準に該当する項目がないため見込んでいません。

(5) 資産の有効活用等による収入増加の取組み

遊休資産の売却、貸付等については、今後の施設運用により遊休施設が発生する場合には検討していきます。

(6) その他の取組み

今後、小水力発電や太陽光発電などの自然エネルギーの活用の可能性について検討していきます。

4) 投資以外の経費についての検討

(1) 委託料

現在、業務委託を実施していないものについて、委託化を検討していきます。

(2) 修繕費

今後、老朽化施設が増加する中で、修繕費は更に増大するものと考えられます。このため、継続的に取り組んでいるアセットマネジメントに基づき計画的に修繕・更新していきます。

(3) 動力費

今後、設備更新時に、給水量減少に伴う施設能力の見直しや高効率設備の導入等を検討し、動力費の削減を図ります。

(4) 職員給与費

職員数は現状維持を見込んでいますが、今後の業務の見直しや民間活用の状況に応じて、必要な職員数を精査し職員給与費の適正化を図ります。

(5) その他の取組み

今後、検討事項が生じた場合、適宜検討していきます。

表 2-3-3 投資・財政計画 (1/2)

a. 収益的収支

単位：百万円

| 区分 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
|-------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | |
| 収益的収入 | 1. 営業収益 | 4,207 | 4,169 | 4,133 | 4,099 | 4,067 | 4,037 | 4,009 | 3,982 | 3,957 | 3,933 |
| | (1) 給水収益 | 4,158 | 4,120 | 4,084 | 4,050 | 4,018 | 3,988 | 3,960 | 3,933 | 3,908 | 3,884 |
| | (2) 受託工事収益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (3) その他 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |
| | 2. 営業外収益 | 273 | 286 | 285 | 280 | 274 | 272 | 275 | 277 | 278 | 283 |
| | (1) 受取利息 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | (2) 他会計補助金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (3) 長期前受金戻入 | 254 | 267 | 266 | 261 | 255 | 253 | 256 | 258 | 259 | 264 |
| | (4) 雜収益 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | 収入計 (A) | 4,480 | 4,455 | 4,418 | 4,379 | 4,341 | 4,309 | 4,284 | 4,259 | 4,235 | 4,216 |
| 収益的支出 | 1. 営業費用 | 4,248 | 4,064 | 4,140 | 4,080 | 4,170 | 4,145 | 4,155 | 4,177 | 4,201 | 4,240 |
| | (1) 人件費 | 437 | 440 | 444 | 447 | 451 | 455 | 458 | 462 | 466 | 469 |
| | (2) 経費 | 2,033 | 1,979 | 2,023 | 2,014 | 2,082 | 2,113 | 2,093 | 2,081 | 2,074 | 2,069 |
| | 動力費 | 138 | 137 | 135 | 134 | 133 | 132 | 131 | 130 | 129 | 128 |
| | 薬品費 | 61 | 60 | 59 | 59 | 58 | 58 | 58 | 57 | 57 | 56 |
| | 維持修繕費 | 301 | 308 | 308 | 305 | 379 | 387 | 380 | 378 | 381 | 381 |
| | 受水費 | 806 | 806 | 839 | 837 | 837 | 836 | 838 | 835 | 835 | 835 |
| | その他 | 727 | 668 | 682 | 679 | 675 | 700 | 686 | 681 | 672 | 669 |
| | (3) 減価償却費 | 1,532 | 1,601 | 1,630 | 1,563 | 1,528 | 1,542 | 1,570 | 1,601 | 1,629 | 1,670 |
| | (4) 資産減耗費 | 246 | 44 | 43 | 56 | 109 | 35 | 34 | 33 | 32 | 32 |
| 経常損益 (C) = (A) - (B) | 2. 営業外費用 | 88 | 85 | 83 | 80 | 78 | 76 | 73 | 71 | 68 | 65 |
| | (1) 支払利息 | 88 | 85 | 83 | 80 | 78 | 76 | 73 | 71 | 68 | 65 |
| | (2) その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 支出計 (B) | 4,336 | 4,149 | 4,223 | 4,160 | 4,248 | 4,221 | 4,228 | 4,248 | 4,269 | 4,305 |
| | 特別利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別損失 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別損益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 当年度純利益 | 144 | 306 | 195 | 219 | 93 | 88 | 56 | 11 | △ 34 | △ 89 |
| | 繰越利益剰余金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表 2-3-3 投資・財政計画 (2/2)

b. 資本的収支

単位：百万円

| 区分 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
|--------------------------------------|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資本的収入 | 1. 企業債 | 1,858 | 1,742 | 1,624 | 1,631 | 1,667 | 1,676 | 1,713 | 1,690 | 1,657 | 1,635 |
| | 2. 補助金 | 0 | 162 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3. 負担金 | 184 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| | 4. 加入金 | 139 | 139 | 138 | 138 | 138 | 137 | 137 | 137 | 137 | 136 |
| | 5. 固定資産売却代金 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6. 資本剰余金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 7. 出資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8. その他 | 500 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 |
| | 計 (A) | 2,682 | 2,182 | 1,901 | 1,908 | 2,444 | 1,952 | 1,989 | 1,966 | 2,433 | 1,910 |
| | 翌年度に繰越される支出の財源充当額 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資本的支出 | (C) = (A) - (B) | 2,682 | 2,182 | 1,901 | 1,908 | 2,444 | 1,952 | 1,989 | 1,966 | 2,433 | 1,910 |
| | 1. 建設改良費 | 2,322 | 2,177 | 2,030 | 2,038 | 2,084 | 2,094 | 2,141 | 2,113 | 2,072 | 2,044 |
| | 2. 企業債償還金 | 986 | 1,093 | 1,185 | 1,284 | 1,395 | 1,450 | 1,389 | 1,416 | 1,417 | 1,352 |
| | 3. 補助金返還金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4. 他会計への長期貸付金 | 500 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 |
| | 5. 予備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 (D) | 3,808 | 3,270 | 3,215 | 3,322 | 3,979 | 3,544 | 3,530 | 3,529 | 3,989 | 3,396 |
| 資本的収入額が資本的支出額に過不足する額 (E) = (C) - (D) | | △ 1,126 | △ 1,088 | △ 1,314 | △ 1,414 | △ 1,535 | △ 1,592 | △ 1,541 | △ 1,563 | △ 1,556 | △ 1,486 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 補填財源 | 1. 損益勘定留保資金(過年度) | 203 | 771 | 859 | 1,071 | 1,118 | 1,347 | 1,297 | 1,353 | 1,349 | 1,338 |
| | 2. 損益勘定留保資金(当年度) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3. 利益剰余金処分額 | 704 | 144 | 306 | 195 | 219 | 93 | 88 | 56 | 11 | 0 |
| | 4. その他 | 219 | 173 | 148 | 148 | 198 | 152 | 156 | 154 | 196 | 148 |
| | 計 (F) | 1,126 | 1,088 | 1,313 | 1,414 | 1,535 | 1,592 | 1,541 | 1,563 | 1,556 | 1,486 |
| 補填財源過不足額 (F) - (E) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内部留保資金 | | 5,343 | 6,111 | 6,546 | 6,840 | 6,904 | 6,876 | 6,895 | 6,872 | 6,879 | 6,924 |

| | | | | | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 企業債残高 | 10,674 | 11,323 | 11,762 | 12,109 | 12,381 | 12,607 | 12,931 | 13,205 | 13,445 | 13,728 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

2.4 施策と取組み

2.4.1 施策と取組み

水道事業の課題に対する施策における取組内容、取組目標、スケジュール等について以降に示します。

| 事業目標 | 施策 | 取組み |
|------|------------------------|---|
| 安全 | ① 水源環境の保全 | 1 水源涵養、水源の保全及び啓発 |
| | ② 水安全計画による安全な水運用 | 1 水質管理と水運用の充実 |
| | | 1 鉛製給水管の更新 |
| | ③ 給水装置の安全性強化 | 2 貯水槽水道者への指導と情報提供 3 給水装置工事の適正な施行の確保 |
| | ④ 水道利用の促進 | 1 田主丸地区への水道の普及 |
| 強靭 | ① 老朽化対策の推進 | 1 構造物・設備の計画的な更新 |
| | ② 防災・減災対策の推進 | 1 凈水施設等の耐震化・更新 2 災害に強い管路への更新 |
| | ③ 危機管理の強化・充実 | 1 管路のループ化の検討 2 危機管理体制の強化 |
| | | |
| 持続 | ① 水道事業の基盤強化及び広域化 | 1 経営効率化の推進 2 漏水防止対策の推進 3 水道広域化の検討 |
| | ② アセットマネジメントによる適正な資産管理 | 1 アセットマネジメントを踏まえた投資・財政計画の策定 |
| | ③ 環境負荷の低減 | 1 省エネ機器の導入と水道資源の有効活用 |
| | ④ 水道事業の「見える化」の推進 | 1 久留米の水のイメージアップ 2 分かりやすい広報の実施 |
| | ⑤ 組織力の向上 | 1 研修の充実と人材育成 |

目指す方向

水源である筑後川の環境保全を通して、安全でおいしい水をお客様へ供給します。

取組み1：水源涵養、水源の保全及び啓発

■ 現状と課題

水道事業の使命である「安全でおいしい水を安定的に供給する」という観点から、水源の確保と水質の保全については、将来にわたり重要です。

水は限りある資源であり、本市では、水源涵養や水質保全活動を行うとともに、水の大切さを伝えるため、イベント等を通して水質保全の啓発に取り組んでいます。

今後も、この取組みを継続して実施し、水源涵養や水質保全の重要性について発信していく必要があります。

また、近年の豪雨災害以降、水源である筑後川の濁度上昇等に伴い浄水処理への影響が見られることから、その改善について関係機関への働きかけを行っていく必要があります。

■ 具体的な取組み

- ・水道週間にあわせて市内や筑後川上流域の大分県日田市内において、水質保全街頭キャンペーンを実施します。
- ・上下水道フェア等のイベント活動で啓発チラシやボトル水「くるめ銘水 放光寺筑後川のめぐみ」を配布します。
- ・取水口の直上にある大谷川について、地域住民と協働で清掃を年2回実施します。
- ・筑後川上流域（日田市）と連携を図りながら、市民参加型の植林活動などの水源涵養や保全活動を行います。
- ・筑後川を水道水の水源とする他の水道事業者と連携し、関係機関に働きかけ、水源環境の保全に取り組みます。



▲ 街頭キャンペーンの様子



▲ 大谷川清掃の様子

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 水源涵養 水源の保全及び啓発 | | | | | | | | | | | |

■ 取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|--|----|----|----|------|----|----|------|-----|-----|-----|------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 水道水の満足度が「満足」 「どちらかといえば満足」 の割合(%) | | | | 79.0 | | | 81.0 | | | | 83.0 |

2.4.3 【安全】 ② 水安全計画による安全な水運用

目指す方向

水安全計画の適正な運用と水質管理の徹底を通して、安全でおいしい水をお客様へ供給します。

取組み1：水質管理と水運用の充実

■ 現状と課題

国は、水源から給水栓に至るすべての段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」の策定を求めており、本市でも、平成23年3月に「水安全計画」を策定しています。この計画に基づき、本市においては原水から給水栓まで、水道法第4条に基づく水質基準項目（51項目）を含め最大150項目の検査を行うとともに、毎年水質検査計画を策定・公表し、それに基づいた検査を実施しています。今後も、安全性・信頼性確保のために体系的な水質管理及び維持管理に継続して取り組んでいく必要があります。

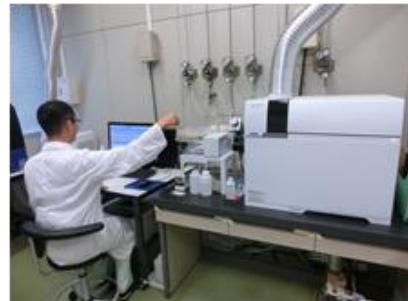
特に、近年の自然災害による原水水質の変動や水質事故、給水区域の拡大や管路の老朽化等、浄水処理や給水栓水質の適正管理のためには、より一層の水質管理や水運用の充実が必要です。また、水質基準等の改定に対応した水道GLPの適切な運用も求められています。

■ 具体的な取組み

- 配水池系統毎の管末残留塩素、色、濁り及び水圧の状況を浄水場において24時間監視できる体制を整備し、安全で安心な水の供給を行います。
- 水源から給水栓までの定期及び臨時の水質検査により、水道水の安全を保ちます。
- 毎年策定する水質検査計画及び検査結果を年報やホームページ等で公表します。また、4年に一度の水道GLPの認定を継続して取得することで、安定した浄水処理を図ります。
- 厚生労働省が示す「おいしい水の水質要件」を継続して達成することで、おいしい水づくりに取り組んでいきます。



▲遠隔監視装置による残留塩素の測定
(城島町西青木の残留塩素モニター)



▲水質検査の様子

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 水安全計画に基づく 水運用 | | | → | | | → | | | | → |
| 配水池系統毎へ 24時間監視装置の設置 | | | → | | | → | | | | → |
| 水質検査計画の 策定と発信 | | | → | | | → | | | | → |
| おいしい水の 要件達成 | | | → | | | → | | | | → |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---|----|---------|--------|----|---------|--------|----|---------|--------|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 残留塩素 (mg/L)(平均) 【おいしい水の要件 0.1~0.4】 令和元年度末 0.4 | | 0.1~0.4 | | | 0.1~0.4 | | | 0.1~0.4 | | |
| 有機物 (mg/L) 【おいしい水の要件 1.0 以下】 令和元年度末 0.5 | | | 1.0 以下 | | | 1.0 以下 | | | 1.0 以下 | |
| 濁度 (度) 令和元年度末 0.1 以下 | | 0.1 以下 | | | 0.1 以下 | | | 0.1 以下 | | |

2.4.4 【安全】③ 給水装置の安全性強化

目指す方向

給水装置を適正に管理し、安全な水を各ご家庭へ供給します。

取組み1：鉛製給水管の更新

現状と課題

鉛製給水管はサビが発生しにくく加工が容易であるため、創設時から昭和63年度まで公道部（給水管）及びメーター周辺部に使用されていました。

しかし、国は水道水中の鉛濃度の低減化を図るため、鉛の水質基準を改正（ $0.1\text{mg/L} \Rightarrow 0.01\text{mg/L}$ ）し、あわせて鉛製給水管総延長を出来るだけ早期にゼロにする施策目標を掲げました。

本市においても平成14年度から令和12年度までの計画で鉛製給水管の更新を行っており、公道部については令和元年度に更新を完了しました。

今後は、メーター周辺部の更新を実施する必要がありますが、更新件数が非常に多く、また給水装置の所有者の同意も必要となることから、これまで以上の計画性が求められます。

具体的な取組み

- メーター周辺部について、令和12年度を完了目標に、鉛製給水管を100%更新します。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 鉛製給水管の更新 | | | | | | | | | | | |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|--------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 鉛製給水管の更新率(%) 令和2年度末見込 62.7% | 66.6 | 70.5 | 74.4 | 78.3 | 82.2 | 86.1 | 90.0 | 93.5 | 96.8 | 100.0 | |

取組み2：貯水槽水道者への指導と情報提供

現状と課題

市内に約720箇所ある小規模貯水槽水道（有効容量10m³以下）については、水道法の適用除外となっているため、施設の定期的な清掃や検査等の管理が不十分で、水質の劣化や衛生上の問題の発生が懸念されている状況にあります。

これまで、適正な維持管理の啓発を行い、管理状況の把握と必要な指導及び情報提供を行ってきましたが、水質の劣化や衛生上の問題が引き続き懸念されることから、取組みの継続が求められている状況です。

具体的な取組み

- 簡易専用水道（有効容量10m³を超えるもの）を所管している久留米市保健所と共に、適正な維持管理を行うために「貯水槽水道の適正管理」の啓発チラシを送付（年1回）します。
- 市内の小規模貯水槽水道を3地区に分割し、地区毎に3年に1回の周期で「管理状況調査票」アンケートを実施します。未回答者に対しては電話等による回答依頼を、不備がある施設の管理者に対しては現地調査及び現地指導を行います。
- 既存の貯水槽水道の更新の際に、配水管から各部屋へ直接水が送られる直結増圧給水方式を推奨します。

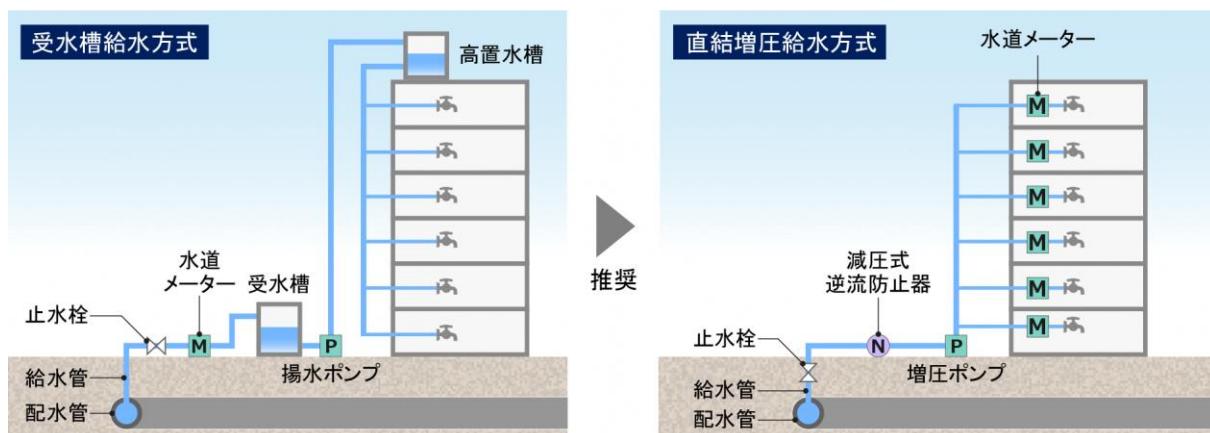


図2-4-1 直結増圧給水方式の推奨

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| チラシ送付・アンケート・現地調査の実施 | | | | → | | | → | | | → |
| 直結増圧方式の推進 | | | → | | | → | | | | → |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---------------------------|----|------|------|------|------|----|----|-------|-------|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 調査票回答率(%) 令和元年度末 45.0% | | | 60.0 | | 80.0 | | | | 100.0 | |
| 貯水槽点検率(%) 令和元年度末 39.3% | | 60.0 | | 80.0 | | | | 100.0 | | |

取組み3：給水装置工事の適正な施行の確保

現状と課題

給水装置は、水道利用者にとって、安全な水を常時使用できるシステムでなければなりません。また、末端の給水用具・給水栓等からは、汚染された水が配水管側に逆流しないことが求められます。

そのため、本市では、給水装置の工事が市で定めた供給条件に基づいた適正なものとなるように、指定給水装置工事事業者への指導・監督を行っていますが、安全な水を常時使用できるよう、取組みの継続が求められている状況です。

具体的な取組み

- ・指定給水装置工事事業者の指定・更新を行い、工事を適正に行うための資質の保持や、実態の把握を行います。
- ・無届工事や不良工事の解消、使用材料の適合確認を行うなど、給水装置工事を管理します。
- ・水道利用者へ給水装置に関する市の取組みについて、情報提供を行います。
- ・福岡県南水道技術協議会が主催する「指定給水装置工事事業者研修会（3年毎に開催）」について、計画期間内に受講率100%を目指します。

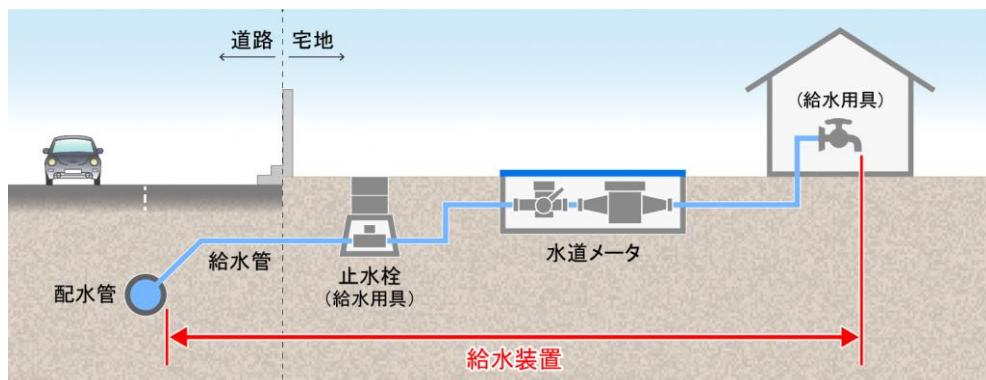


図2-4-2 給水装置の概念図

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 指定給水装置工事事業者の指定・更新 | | | | → | | | → | | | | → |
| 給水装置工事の管理の強化 | | | | → | | | → | | | | → |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|---|----|------|----|----|------|----|----|-------|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 福岡県南地域における水道技術協議会受講率(%) (3年毎に開催) 令和元年度末 71.0% | — | 80.0 | — | — | 90.0 | — | — | 100.0 | — | — | |

2.4.5 【安全】 ④ 水道利用の促進

目指す方向

田主丸地区へ水道利用の促進を図り、安全な水道水を安定的に各ご家庭及び事業所に供給します。

取組み1：田主丸地区への水道の普及

現状と課題

平成20年8月に田主丸地区の認可を取得し、平成24年度から令和15年度までの22年で水道の整備を実施しています。

平成28年度までに簡易水道を水道へ統合し、現在は公共施設への供給や、田主丸町中心地区への民生用の整備を進めており、令和元年度末の田主丸地区の整備率は41%となっています。

整備とあわせて、地元説明会や戸別訪問、イベント等を通して、田主丸地区における安全で安心な水道水の利用促進に取り組んでいますが、当該地区においては従来から地下水を利用しているため、水道への関心が低く、整備済区域内の使用率は28.2%（令和元年度末）と伸び悩んでいる状況です。

具体的な取組み

- これまでの実績を踏まえて地域毎（例えば自治会単位）のアンケート等による意向確認を行い、水需要の動向を見極めながら、令和4年度までに経営的な視点で現計画の見直し（整備方針、事業期間等）を行います。
- 新たな整備方針に基づき、効率的な整備を進めることで田主丸地区の計画的な管網整備を行います。
- 水道利用を促進するため、整備前の地元説明会や戸別訪問に加え、整備済区域の未使用世帯へのPR活動を行い使用率の向上を図ります。
- 田主丸地区で行われるイベントなどに上下水道PRブースを出展し、水道水のPR活動を実施します。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 計画的な管網整備 | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |
| 田主丸地区の利用促進 | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |
| 整備方針の検討 | | ➡ | | | | | | | | |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 田主丸地区水道整備率(%) 令和2年度末見込 43.3% | 47.5 | 47.5 | 47.7 | 47.9 | 49.1 | 49.3 | 50.6 | 50.8 | 52.8 | 53.0 |
| 田主丸地区水道使用率(%) (使用戸数／整備区域内戸数) 令和2年度末見込 27.1% | 28.5 | 29.0 | 29.5 | 30.0 | 30.5 | 31.0 | 31.5 | 32.0 | 32.5 | 33.0 |

2.4.6 【強靭】 ① 老朽化対策の推進

目指す方向

アセットマネジメントに基づく、構造物・設備の計画的な老朽化対策に取り組み、水道水の安定供給の確保に努めます。

取組み1：構造物・設備の計画的な更新

■ 現状と課題

本市では、太郎原取水場や放光寺浄水場などをはじめ、多様な施設を管理しています。それらの施設は、建設当時の計画に沿って順次建設されており、経過年数や老朽化の進行度合い、法定耐用年数がそれぞれの構造物・設備により異なっていることから、その更新に関する順序や規模を把握することが大きな課題となっていました。

そのため、令和元年度にアセットマネジメントに取り組み、水道施設全体の今後の更新需要の把握を実施したところです。

今後は、このアセットマネジメントの結果をもとにした各構造物・設備の更新計画を適時策定し、計画的な更新を行う必要があります。

■ 具体的な取組み

- 令和3年度に作成する水道施設台帳を活用して、構造物・設備の管理を適切に行い、長寿命化を図りながら、計画的かつ効率的な更新を行っていきます。

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|----------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 施設・設備の適切な管理、 計画的・効率的な更新 | | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |

2.4.7 【強靭】 ② 防災・減災対策の推進

目指す方向

浄水施設等及び管路の計画的な耐震化・更新により、災害に強い水道施設を整備し、水道水の安定供給の確保に努めます。

取組み1：浄水施設等の耐震化・更新

現状と課題

本市の浄水施設等は、平成23年度に策定した「浄水施設耐震化計画」において耐震性能が不足していた施設の内、放光寺浄水場1系の取水・浄水・配水施設及び藤山配水場の耐震化が平成28年度までに完了しています。その結果、耐震化率は浄水施設で61.2%、配水施設で70.0%となり、非常時において約12時間分の貯水量を確保することができました。

今後想定される施設の更新に対応していくために、福岡県が令和4年度までに策定する「水道広域化推進プラン」の動向を見据えながら、本市が保有する施設の最適化を図っていく必要があります。その結果を踏まえ、現在も耐震性能が不足している放光寺浄水場2系施設については、耐震化を検討する必要があります。

具体的な取組み

- 水道広域化の動向を見据え、久留米市水道施設最適化基本構想（仮称）を令和5～7年度に策定します。
- 基本構想を踏まえ、放光寺浄水場2系施設の耐震化の方針を検討します。
- 基本構想の結果に応じた浄水施設等の耐震化・更新を令和8年度から実施します。



図2-4-3 耐震化のイメージ

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 水道施設最適化 基本構想(仮称)の策定 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | → | | | | |
| 2系施設の耐震化の検討 | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 検討結果に応じた 事業の実施 | | | | | | → | | | | |

取組み2：災害に強い管路への更新

現状と課題

市内に布設する主な配水本管の経過年数は、北部配水本管が90年、南部配水本管が60年、中部配水本管が50年となっており、耐震性能が不足している状況でした。

平成25年度までに南部配水本管の一部（4.5km/6.5km、69.2%）の耐震化が完了、令和2年度までに北部配水本管の耐震化が完了し、その結果、令和2年度末での基幹管路の耐震適合率は50.8%という状況です。

今後は、耐震化が完了していない南部配水本管と中部配水本管の耐震化に引き続き取り組む必要があります。

また、破損しやすく年間の漏水件数の約7割を占めているビニル製配水管（総延長403.2km）のうち、平成26年度から令和20年度までの25年で、被害が甚大になりやすいΦ150mm～Φ75mm（延長約196km）を優先的に、耐震性能を有するダクタイル鉄管等へ更新を行っており、今後も継続して実施していく必要があります。

具体的な取組み

- 令和4～9年度に南部配水本管の耐震化、令和8～24年度に中部配水本管の耐震化を実施し、令和12年度末で基幹管路耐震適合率52.5%を目指します。
- 漏水実績や他工事との調整を考慮しながら、更新計画に基づきビニル製配水管の更新事業を実施し、令和12年度末でビニル製配水管更新率47.8%を目指します。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 南部配水本管耐震化 | | | | | | | | | | | → |
| 中部配水本管耐震化 | | | | | | | | | | | → |
| ビニル製配水管更新 | | | | → | | | → | | | | → |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|---------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 基幹管路耐震適合率(%) 令和2年度末見込 50.8% | 50.8 | 50.8 | 50.8 | 50.8 | 50.8 | 50.8 | 52.5 | 52.5 | 52.5 | 52.5 | |
| ビニル製配水管更新率(%) 令和2年度末見込 17.8% | 20.8 | 23.8 | 26.8 | 29.8 | 32.8 | 35.8 | 38.8 | 41.8 | 44.8 | 47.8 | |

2.4.8 【強靭】 ③ 危機管理の強化・充実

目指す方向

自然災害に備えた管網整備や危機管理体制の強化・充実を図り、水道水の安定供給の確保に努めます。

取組み1：管路のループ化の検討

現状と課題

小森野・宮ノ陣地区の給水圧力の安定及び災害時等における断水に対応するため、北北配水本管から小森野地区までの配水本管のループ化を図っており、平成30年度で国道3号バイパスの筑後川橋添架工事が完了しました。

今後は、福岡県において進められる広域化の動向に注視したうえで、小森野地区から北野地区までのルートについて、経済性・効率性等を踏まえたルート選定が必要です。

具体的な取組み

- ・国の道路建築工事の進捗にあわせて、国道3号バイパスの配水本管ループ化を令和3~4年度に行います。
- ・小森野・宮ノ陣地区の配水本管のループ化において、経済性・効率性を踏まえたルート検討を令和3~4年度に行います。
- ・小森野・宮ノ陣地区配水本管布設工事を令和6~10年度に実施し、小森野・宮ノ陣地区の配水本管ループ化を完了します。



図2-4-4 配水本管ループ化イメージ図

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| ループ化工事 (国道3号バイパス) | | | | | | | | | | | |
| ルート検討 (小森野・宮ノ陣地区) | | | | | | | | | | | |
| ループ化工事 (小森野・宮ノ陣地区) | | | | | | | | | | | |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|--|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 配水本管ループ化 整備進捗率(%) 令和2年度末見込 24.5% | 29.5 | 33.2 | 33.2 | 38.2 | 43.3 | 48.3 | 53.4 | 57.9 | 57.9 | 57.9 | |

取組み2：危機管理体制の強化

現状と課題

本市では、災害発生時に一刻も早くライフラインの復旧ができるよう、災害時の体制や業務などを定めた危機管理マニュアル及び受援マニュアルを策定しています。

近年、全国では毎年のように大規模な自然災害が発生しており、いかなる場合であっても業務への影響を最小限に抑え、速やかに復旧・再開できるような体制の強化が不可欠です。

具体的な取組み

- 危機管理マニュアル及び受援マニュアルを定期的に見直します。
- 大規模地震、豪雨、水質事故などを想定した訓練を定期的に実施するとともに、関係機関との合同訓練に参加します。
- 災害時にも事業を継続して実施するための事業継続計画(BCP)を令和3年度に策定します。



▲ 日本水道協会九州支部
合同防災訓練の様子



▲ 応急給水訓練の様子

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 危機管理マニュアル及び受援マニュアルの充実 | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |
| 訓練の実施 | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |
| 事業継続計画(BCP)の策定 | ➡ | | | | | | | | | |

2.4.9 【持続】 ① 水道事業の基盤強化及び広域化

目指す方向

経営効率化や広域化の推進により、水道事業の基盤強化に取り組み、持続可能な健全経営を目指します。

取組み1：経営効率化の推進

現状と課題

水道事業は重要なライフラインであるという認識のもと、安全で安定的な水道水の供給が持続可能となるよう、経営効率化の推進に努める必要があります。

本市水道事業の根幹をなす水道料金収入は、令和元年度決算で、約43億円、納期内収納率は98.69%と高い収納率を維持しています。しかし、今後は、人口減少等による収入減少が見込まれるため、交付金等、料金収入以外の財源の活用も含めた収入確保の取組みをより強化していく必要があります。あわせて、有収率については全国平均、類似団体の平均値よりも低い値であることから、その向上に取り組む必要があります。

また、新たな施設建設に伴う機能の切替えや統廃合などにより使用しなくなつた未利用地や、事業計画策定時からの状況の変化により未着手となっている危機管理対策用地（栗林配水池跡地）が存在している状況です。これらについては、今後の利活用の検討や事業計画の再検討を行い、管理又は処分の方針を検討する必要があります。

更に、今後は施設や管路の大量更新が想定される中、業務の効率化を図るため、設計と施工を一括で発注する「設計・施工一括発注（DB：Design Build）方式」や「民間活力導入」など新たな手法の導入の検討が必要です。

具体的な取組み

- 年に1回口座振替強化月間を設け、口座振替を推進します。
- 令和4年度にスマートフォン用アプリ納付（キャッシュレス決済）を導入します。
- 無収水量の発生要因の分析を詳細に行い、有収率の向上に継続して取り組みます。
- 交付金等の活用について検討します
- 売却方針とした未利用地について、速やかな売却に努めます。また、その他未利用地については、令和5年度までに取扱い方針を決定します。
- 栗林配水池跡地の活用については、令和4年度に示される広域化の動向及び当該広域化の動向を踏まえて検討する水道施設の最適化基本構想に基づき事業の実施の検討を行います。なお、事業の実施を検討している期間については適切な維持管理を行います。
- 「設計・施工一括発注（DB）方式」、「民間活力導入」など新たな手法を検討及び実施します。
- 水道スマートメーターの導入に向けた実証実験の検討を行います。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|----------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 口座振替の推進 | | | | → | | → | | → | | → | |
| スマホアプリ納付 (キャッシュレス決済)の導入 | | | → | | → | | → | | → | | |
| 有収率の向上 | | → | | → | | → | | → | | → | |
| 交付金等の活用の検討 | | → | | → | | → | | → | | → | |
| 未利用地等の方針検討 | | → | | | | | | | | | |
| DB方式等の検討 及び実施 | | → | | → | | → | | → | | → | |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|-------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 納期内収納率(%) 令和元年度98.6% | 98.6 | 98.6 | 98.6 | 98.6 | 98.6 | 98.7 | 98.7 | 98.7 | 98.7 | 98.7 | |
| 口座振替率(%) 令和元年度76.2% | 77.3 | 77.6 | 77.9 | 78.2 | 78.5 | 78.8 | 79.1 | 79.4 | 79.7 | 80.0 | |
| 有収率(%) 令和元年度88.9% | 89.2 | 89.5 | 90.0 | | | | | | | | |



図 2-4-5 官民連携イメージ

取組み2：漏水防止対策の推進

■ 現状と課題

漏水の発生は、給水の不安定、道路への影響などのほか、有収率の低下の要因となり、水道事業の安定経営に影響を及ぼします。

また、近年は、止水栓からメーターまでの間の漏水や配給水管からの漏水量の微量化などにより、地下漏水の発見が困難となっています。

漏水量の削減は貴重な水資源の有効利用や有収率の向上、浄水・配水に伴うエネルギー消費の削減に繋がることから、漏水の早期発見を目的として、5年をかけて市全域の漏水調査を行う計画を策定し、継続的に調査を行っています。令和2年度までに第16次漏水防止計画に基づく漏水防止調査を完了しています。

これまでの漏水防止計画では調査範囲を面的に設定しており、調査の必要性が低い比較的新しい水道管も調査対象に含んでいたため、今後は調査対象を路線毎に設定するなど効果的に取り組んでいく必要があります。

■ 具体的な取組み

- 管種・口径・整備年度を参考にして調査対象を抽出した漏水防止計画に基づき、効果的に漏水調査を実施します。
- 漏水の早期対応、早期修繕に取り組みます。



▲ 漏水調査の様子

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | | |
| 第17次漏水防止計画 に基づく漏水調査 | | | | | | → | | | | | | |
| 第18次漏水防止計画 に基づく漏水調査 | | | | | | | → | | | | | |

取組み3：水道広域化の検討

■ 現状と課題

本市では、広域化の取組みとして、平成20年度から大木町と西部配水場の共同施設運用を開始し、また、平成22年7月からは、本市と同様に筑後川を主な水源とする福岡県南広域水道企業団と、河川及びダムにおける原水の共同検査を行っています。

しかしながら、市町村を超えた他の水道事業者や用水供給事業者との事業統合や経営統合を行う水道広域化は、事業規模の再編による施設縮小などの期待ができる一方、料金面や財政状況の相違など課題も多く、具体的な検討には至っていません。

また、北野地区について、平成17年の広域合併後15年以上経過しているにもかかわらず、本市の給水区域になっていない状況であり、料金体系を含めサービスに差が生じています。

このような中、水道事業の基盤強化を目的とした令和元年10月施行の改正水道法において、国から都道府県に対して、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することが求められており、福岡県においても、広域化等に向けた検討が具体的に進められています。

本市としても、これらの動きを注視し、必要に応じて関係機関と協議するとともに、最適な広域化の形態を研究・調査していく必要があります。

■ 具体的な取組み

- ・福岡県が令和4年度までに策定する「水道広域化推進プラン」の動向を注視し、最適な広域化の形態について研究・調査を行います。
- ・福岡県南広域水道企業団において、構成団体で広域連携に関する勉強会が設置されており、その中で積算システムや基準等の共同化・統一化をはじめ広域化に関する様々な検討をします。
- ・福岡県南広域水道企業団及び三井水道企業団と、事務・技術の各分野における現状や課題について、定期的に情報共有する機会を設けるとともに、両団体との人事交流を検討します。
- ・福岡県南広域水道企業団との共同検査を継続して実施します。

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|-------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 水道広域化の研究・調査 | | | → | | | → | | | | → |
| 積算システム等の共同化 | | | → | | | → | | | | → |
| 福岡県南広域水道企業団及び三井水道企業団との情報共有化、人事交流の検討 | | | → | | | → | | | | → |
| 福岡県南広域水道企業団との共同検査の実施 | | | → | | | → | | | | → |

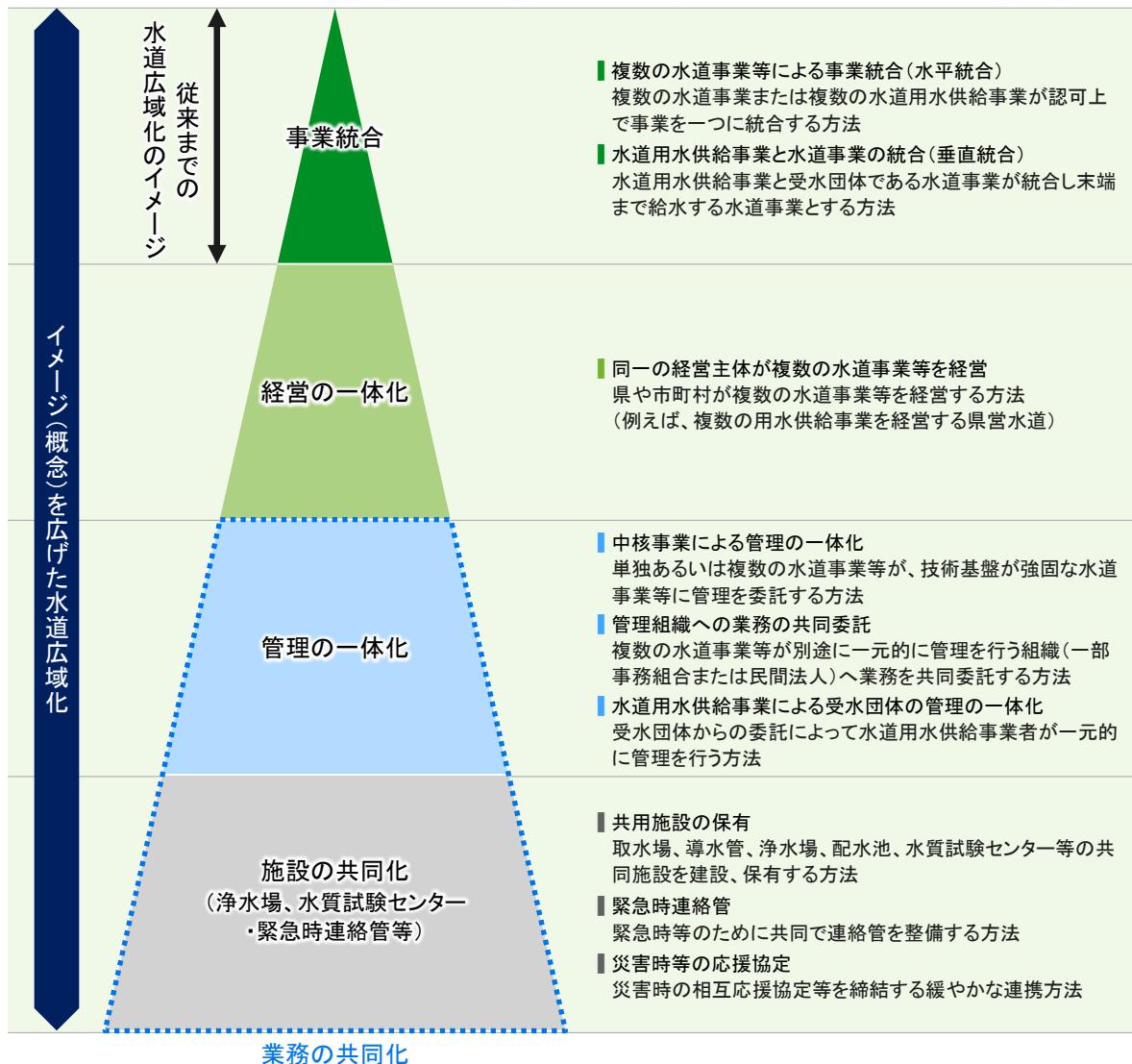


図 2-4-6 新たな水道広域化のイメージ

2.4.10 【持続】 ② アセットマネジメントによる適正な資産管理

目指す方向

アセットマネジメントの手法に基づき、水道施設の更新計画の策定や料金水準、企業債借入の適正化に取り組み、持続可能な健全経営を目指します。

取組み1：アセットマネジメントを踏まえた投資・財政計画の策定

現状と課題

本市では、令和元年度にアセットマネジメント計画の策定に取り組む中で、水道施設の老朽具合等を把握するとともに、更新需要の平準化を実施し、将来必要な投資額の把握を行いました。

今後は、このアセットマネジメント計画をもとに、具体的な水道施設の更新計画を策定し、更新を実施していく必要があります。特に、基幹施設となる放光寺浄水場の老朽化が進んでいることから、水道施設の最適な在り方を踏まえ、その更新における基本構想を早期に策定する必要があります。

また、収入の根幹となる水道料金について、今後必要となる投資にかかる費用を現行の料金水準で賄えない場合も想定されることから、適正な料金水準について更なる検討が必要です。

更に、建設改良事業に伴う企業債発行に当たっては、世代間負担の公平性、経営健全化の観点から、企業債残高が適正な水準となるよう努める必要があります。そのため、今後の借入に当たっては、適正な借入金額や償還期間の設定を検討する必要があります。

具体的な取組み

- ・医療機関や避難所等に給水する重要給水施設管路の耐震化計画を令和3～4年度に策定します。
- ・令和3年度に水道施設台帳を作成します。
- ・水道広域化の動向を見据え、久留米市水道施設最適化基本構想（仮称）を令和5～7年度に策定します。
- ・経営戦略のPDCAサイクルの中で適正な水道料金水準・体系について検討します。
- ・適正な企業債の借入額や償還期間について検討します。
- ・将来の施設更新に備えた積立金等について検討します。
- ・定期的にアセットマネジメントの見直しを実施します。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|----------|-----|-----|-----|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| アセットマネジメントによる適正な資産管理 | | | | → | | → | | | | | → |
| 重要給水施設管路耐震化計画の策定 | 計画 | → | | | | | 計画に基づく実施 | | | | → |
| 水道施設台帳の作成 | → | | | | | | | | | | |
| 水道施設最適化基本構想(仮称)の策定 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | → | | | | |
| 適正な水道料金水準・体系の検討 | → | | | → | | → | | | | | → |
| 適正な企業債の借入、積立金等の検討 | | | → | | → | | → | | | | → |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 料金回収率(%) 令和2年度末見込 110.2% | 105.8 | 106.2 | 103.2 | 103.9 | 100.6 | 100.5 | 99.7 | 98.6 | 97.5 | 96.1 | |
| 企業債残高対 給水収益比率(%) 令和2年度末見込 232.2% | 256.7 | 274.8 | 288.0 | 299.0 | 308.1 | 316.1 | 326.6 | 335.8 | 344.1 | 353.5 | |

2.4.11 【持続】 ③ 環境負荷の低減

目指す方向

省エネルギー化と資源の有効活用に取り組み、環境にやさしい水道事業の展開を図ります。

取組み1：省エネ機器の導入と水道資源の有効活用

現状と課題

水道水供給のための原水の取水や浄水処理には多大な電力を必要とします。

本市では、機器更新の際に省エネルギー機器を導入し、電気使用量の低減を行い省エネルギー化を図っています。また、浄水過程で生じる汚泥については、濃縮・脱水等の処理による減量化を行い、育苗用・園芸用として有効利用を行っていますが、環境負荷の低減のため、今後も更なる取組みを推進する必要があります。

具体的な取組み

- ・機器の更新にあわせ、省エネルギー機器への切替えを順次行います。
- ・汚泥処理施設の適切な維持管理による汚泥の減量化と浄水発生土の有効利用を行います。
- ・「ZEB Ready」認証を取得し、令和3年度に合川庁舎 ZEB 化工事を行います（CO₂を50%削減）。

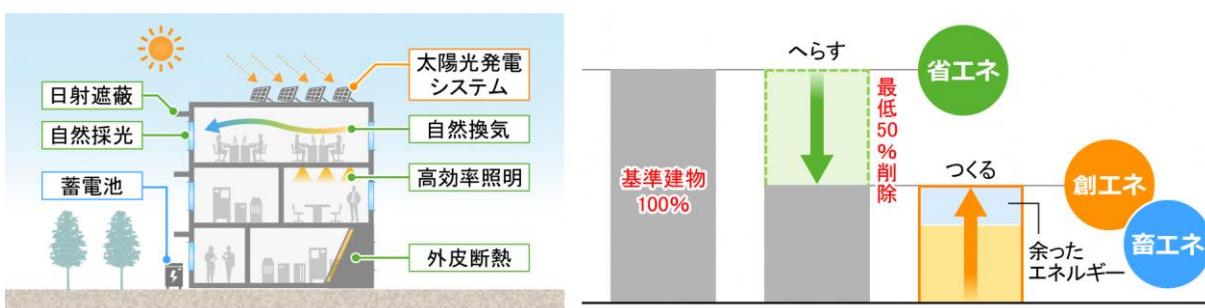


図2-4-7 省エネルギー化の取組み（イメージ）

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|--------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 省エネルギー機器への更新 | | | → | | | → | | | | → |
| 浄水発生土の有効利用 | | | → | | | → | | | | → |
| 合川庁舎ZEB化工事 | | → | | | | | | | | |

目指す方向

効果的な広報活動を通して、久留米の水のイメージアップによるお客様の理解と利用促進を図り、持続可能な健全経営を目指します。

取組み1：久留米の水のイメージアップ

■ 現状と課題

本市は、九州一の大河筑後川の恵みのもと安定した水の供給能力を有しており、これは水道事業を展開する上で大きな強みです。

本市では、安全でおいしい水づくりに努めていることについて、上下水道フェアや、ボトル水「筑後川のめぐみ」等を通して、広くPRしてきましたが、市民の水道に対する更なるイメージアップへの取組みが必要です。

■ 具体的な取組み

- ・上下水道フェアを開催し、久留米の水のPRを行います。
- ・水道週間街頭キャンペーンなど各種イベントにおけるブース出展及びボトル水配布を行い、久留米の水のPRを行います。
- ・水道水のおいしさや安全性をPRするため、市内公共施設等への給水スポット設置を検討します。
- ・施設見学や出前講座を通して、安全でおいしい水づくりについて発信します。
- ・水道事業への理解促進のため、PR動画『久留米の上下水道ものがたり』をホームページ等で配信します。
- ・ホームページや冊子等で水質検査結果の発信を行います。



▲ ボトル水「筑後川のめぐみ」

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| イベントの実施 | | | | → | | → | | | | | → |
| 給水スポット設置の検討 | | | → | | | | | | | | |
| 施設見学等の実施 | | | → | | → | | | | | | → |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 施設見学者数(人) 令和元年度 約1,800人 | 1,825 | 1,850 | 1,875 | 1,900 | 1,925 | 1,950 | 1,975 | 2,000 | 2,025 | 2,050 | |

取組み2：分かりやすい広報の実施

■ 現状と課題

本市では、料金収入を主な財源とする公営企業として、広報紙やホームページを活用し、お客様に対して様々な情報発信に取り組んできました。

今後は、水道事業の現状や取り巻く環境など、より多くの情報を発信し、水道事業への一層の理解と利用促進を図ることが必要です。

■ 具体的な取組み

- ・広報紙「久留米の水だより」(年3回発行)をリニューアルし、内容をより読みやすく、伝わりやすくします。
- ・市公式ホームページに加え、久留米市LINEをはじめとする新たな情報発信など、電子化を検討します。



図2-4-8 SNSによる新たな広報イメージ



▲ 広報紙「久留米の水だより」

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 「久留米の水だより」リニューアル | | | | → | | → | | | | → |
| 情報発信の電子化の検討 | | | → | | → | | | | | → |

■ 取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|--------------------------------|----|----|------|----|------|----|----|-----|-----|------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 水道水の満足度が「満足」「どちらかといえば満足」の割合(%) | | → | 79.0 | → | 81.0 | → | | | | 83.0 |

2.4.13 【持続】 ⑤ 組織力の向上

目指す方向

長期的な視点で人材育成及びコンプライアンス意識の醸成に取り組み、組織力の向上に努めます。

取組み1：研修の充実と人材育成

■現状と課題

本市の水道事業は、長年にわたり熟練技術者による技術や技能で支えられてきました。本市では、技術力の維持、向上のための研修委員会を設置し、研修体制の充実を図っています。業務を進める上で求められる設計、施工、維持管理に係る専門的な知識や現場技術力については、様々な研修により技術の向上に努めています。また、研修計画を策定し、長期的な視点で人材育成に努めています。

今後は、職員の確保が困難になることも想定し、民間活力の導入を含めた人材の活用、育成、技術の継承により、組織力向上を図る必要があります。また、大切なライフラインに携わる職員として更なるコンプライアンス意識の徹底に努める必要があります。

■具体的な取組み

- ・年1回の研修計画の作成にあわせて、研修の拡充及び見直し等を実施します。
- ・技術の継承を目的とした、OJTによる内部研修を実施します。
- ・日本水道協会等が開催する外部研修や他の水道事業者との技術研究会へ参加します。
- ・福岡県南広域水道企業団及び三井水道企業団との人事交流を検討します。



▲職員による現場研修の様子



▲職員による研修の様子

■スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 内部研修の充実と実施 | | | | → | | | → | | | → | |
| 外部研修の受講 | | | → | | | → | | | → | | |

下水道事業

3.1 下水道事業の現状と将来見通し

3.1.1 下水道とは

下水道とは、雨水及び汚水を運搬するために必要な施設と、これらを処理し河川や海に放流するために必要な施設の総体をいいます。

(下水道法第一条) 目的

この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

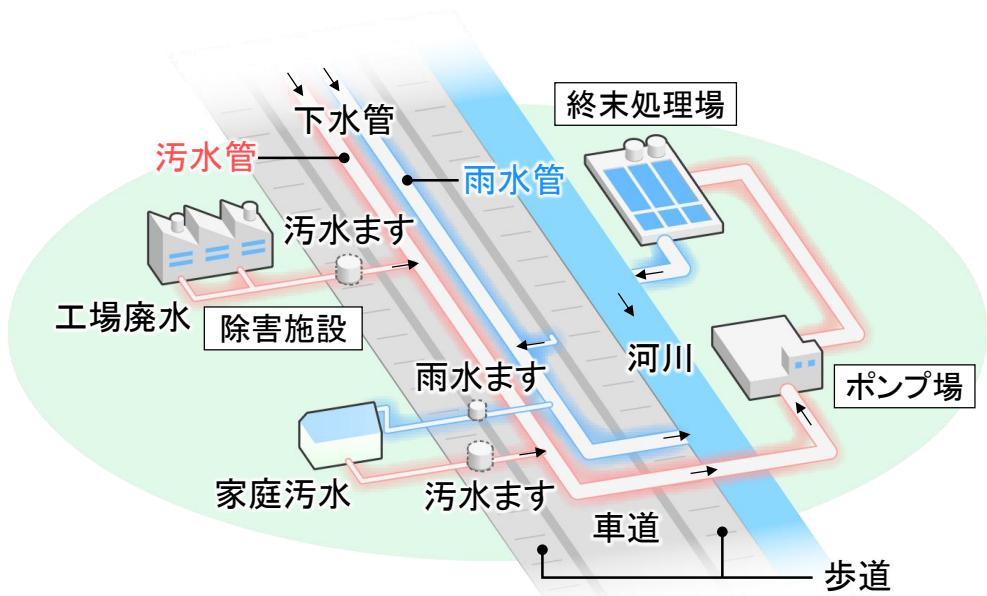


図 3-1-1 下水道概要図

3.1.2 全国の下水道事業

下水道事業は、雨水及び汚水を排除することを目的として事業がスタートしました。昭和45年の下水道法改正において、公共用海域の水質保全が目的に追加され、これにより下水道事業の目的は、「浸水の防除」、「公衆衛生の向上」、「公共用海域の水質保全」とされています。

少子高齢化の進行に伴い、日本全体の人口は2060年にピーク時の7割程度まで減少することが予測されており、下水道事業においても社会情勢の変化や事業の特性から、「ヒト」、「モノ」、「カネ」の視点で、以下の課題への対応が求められています。

- 職員の減少「ヒト」
- 老朽化の進行「モノ」
- 厳しい経営環境「カネ」

1) 普及率と事業予算の推移

下水道の普及は、全国で着実に進んでおり、令和元年度末の普及率は公共下水道で79.7%、汚水処理全体で91.7%です。

国は汚水処理の10年概成（令和8年度）を目指し、区域や整備手法等の再検証を都道府県に求めてています。なお、国の下水道事業予算は、平成10年度をピークに減少傾向にあります。

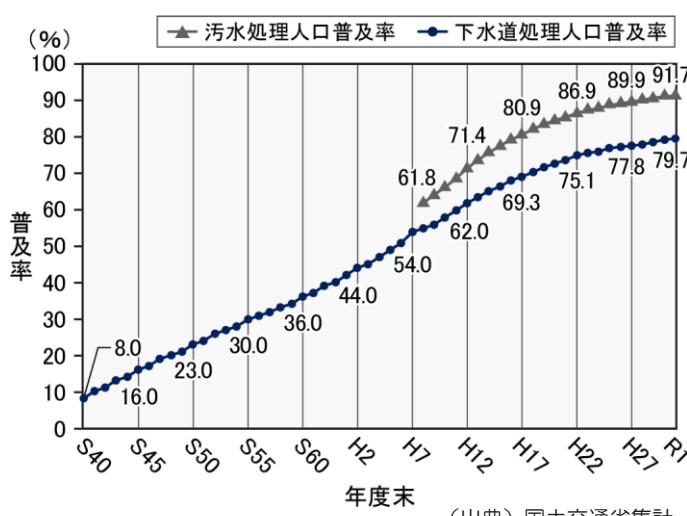
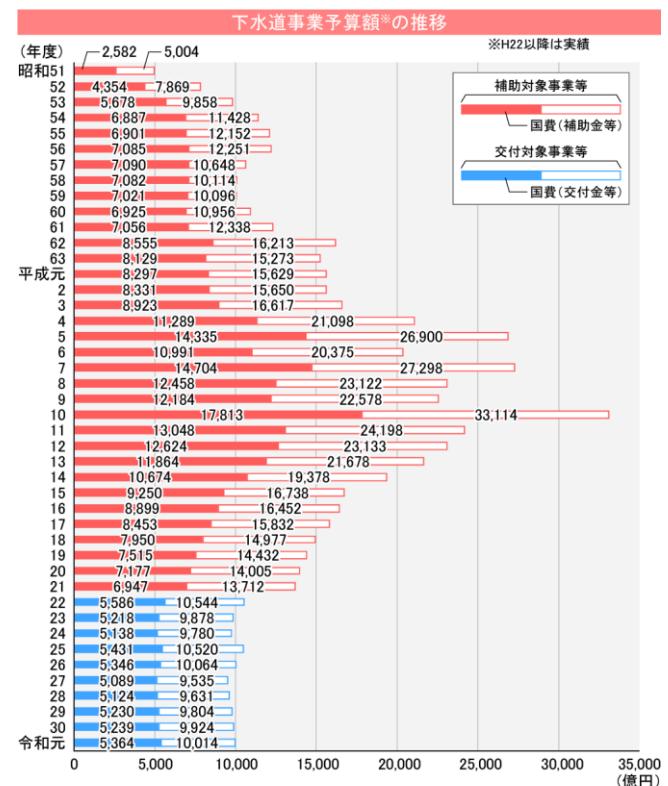


図3-1-2 普及率



- 平成17年度以降は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金(旧・汚水処理施設整備交付金)の実績額を含む。
- 平成21年度以前は、国土交通省下水道部が当該年度に配分した国費(補正予算を含む)の集計値である。
- 平成22年度に、社会資本整備総合交付金が創設される。平成22年度以降は、地方公共団体が当該年度に執行した国費の集計値である。
- 平成24年度以降は、沖縄振興公共投資交付金及び東日本大震災復興交付金の実績額を含む。
- 地方単独事業を含めた平成30年度の下水道事業全体の事業費:1兆4,296億円

(出典) 國土交通省集計

図3-1-3 下水道事業予算の推移

2) 職員の減少「ヒト」

地方自治体における業務が多様化する中で、下水道の運営、建設、維持管理に係る職員はピーク時の約6割にまで減少しています。

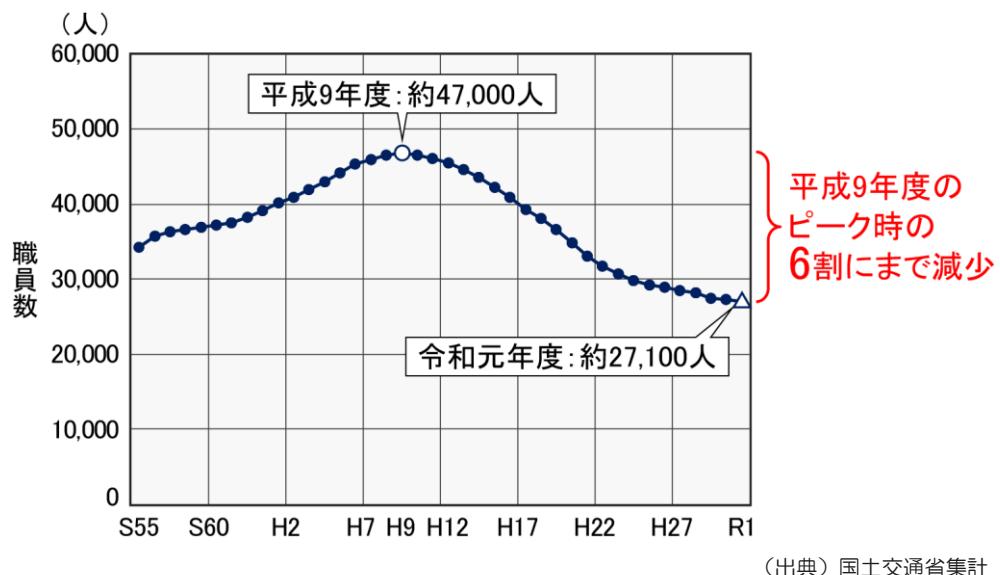


図 3-1-4 下水道事業における職員数の推移

3) 老朽化の進行「モノ」

布設後50年を経過する管路は、平成30年度末で約1.9万km、20年後には約16万kmに増加します。

また同様に、処理場の機械・電気設備の更新が着実に増加します。

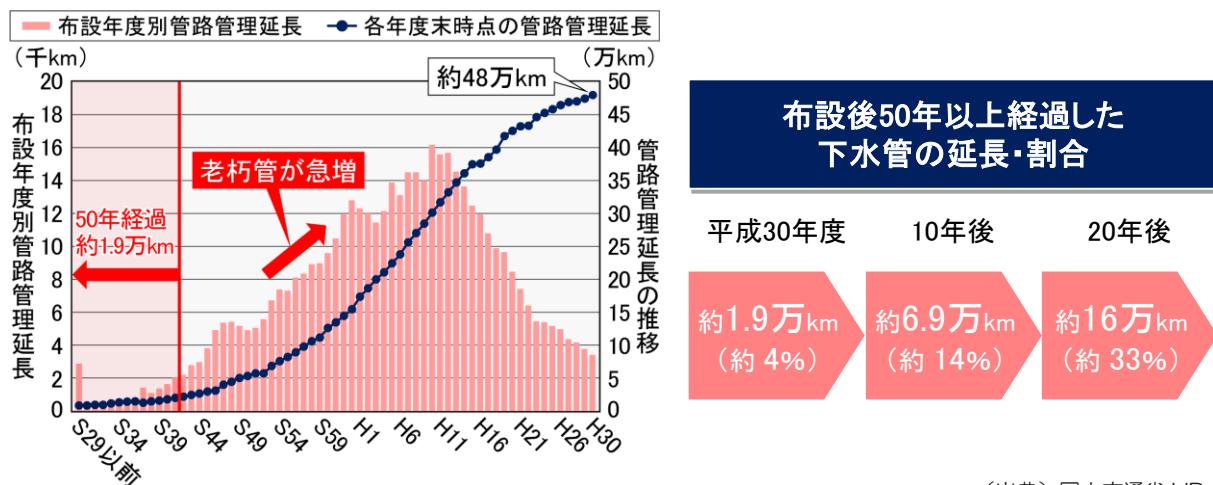


図 3-1-5 全国における管路の老朽化

4) 厳しい経営環境「力ネ」

下水道事業の経費回収率は、全国的に年々改善が図られていますが 100%以上の団体は全国で 2割程度（約 430 団体）となっています。

小規模自治体ほど供用開始後の経過年数が短く、経営状態が厳しい傾向にあります。

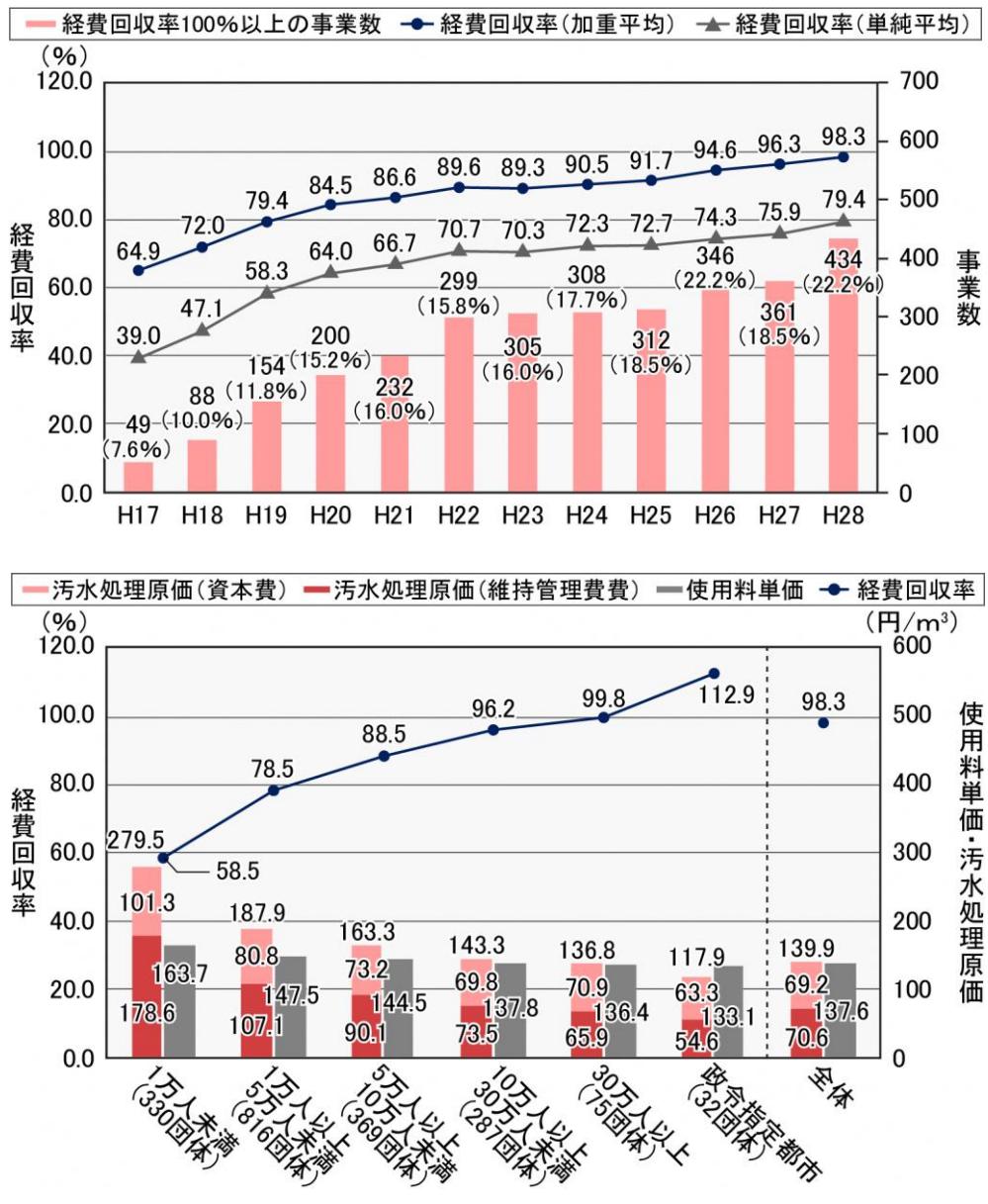


図 3-1-6 全国の経費回収率

表 3-1-1 各区分の平均供用開始後経過年数

| | 1万人未満 | 1万人以上5万人未満 | 5万人以上10万人未満 | 10万人以上30万人未満 | 30万人以上 | 政令指定都市 | 全国平均 |
|-----------------|-------|------------|-------------|--------------|--------|--------|------|
| 各区分の平均供用開始後経過年数 | 20 年 | 22 年 | 29 年 | 35 年 | 45 年 | 48 年 | 26 年 |

（出典）地方公営企業年鑑（総務省・平成 30 年度）

3.1.3 久留米市の下水道事業

1) 沿革

本市の下水道事業は、昭和42年に市街地中心部240haの事業認可を受け、管渠布設工事に着手しました。昭和44年には下水処理場建設工事に着手し、昭和47年5月、津福終末処理場（現在の中央浄化センター）が簡易処理により供用を開始しました。翌年には簡易処理から標準活性汚泥法による高級処理に切り替え、本格的な汚水処理が始まりました。その後、処理区域の拡大に伴い施設も増設し、平成6年に市街地の周辺部の汚水処理を担う南部浄化センターを供用開始しました。平成17年2月の広域合併を経て、平成20年4月に田主丸地区・北野地区の一部及び田主丸浄化センターを供用開始し、令和元年度末現在、3施設で110,600m³/日の処理能力を有しています。

また、平成27年4月からは、城島地区・三潴地区の一部を供用開始し、令和元年度末の管路延長は1,300kmを超え、公共下水道の普及率は84.3%に達しています。

表3-1-2 下水道事業の沿革

| 年月 | 主な事項 |
|----------|--|
| 昭和37年4月 | 下水道事業計画立案 |
| 昭和42年8月 | 事業認可（240ha） |
| 昭和47年5月 | 津福終末処理場の簡易処理による公共下水道供用開始（96ha） |
| 昭和57年7月 | 下水道事業計画変更（1,936ha） |
| 平成6年4月 | 南部浄化センター供用開始（処理能力12,420m ³ /日） |
| 平成9年12月 | 下水道事業計画変更（3,427ha） |
| 平成10年3月 | 冷水浄化センター供用開始（処理能力1,490人） |
| 平成10年5月 | 赤司浄化センター供用開始（処理能力1,410人） |
| 平成12年3月 | 南部浄化センター供用開始（処理能力1,280人） |
| 平成12年12月 | 下水道事業計画変更（3,452ha） |
| 平成13年4月 | 特定地域生活排水処理事業着手（旧城島町） |
| 平成14年3月 | 水環境創造事業（筒川雨水幹線）第1貯留施設整備完了 |
| 平成15年2月 | 田主丸町特定環境保全公共下水道基本計画（全体計画）策定（398ha） |
| 平成15年6月 | 田主丸町特定環境保全公共下水道基本計画認可（99ha） |
| 平成16年2月 | 下水道事業計画変更（3,762ha） |
| 平成16年3月 | 柴刈浄化センター供用開始（処理能力3,360人） |
| 平成16年3月 | 北野町公共下水道基本計画（全体計画）策定（483ha） |
| 平成16年10月 | 北野町公共下水道基本計画認可（99ha） |
| 平成17年8月 | 下水道事業計画変更（4,115ha：久留米地区4,016ha、北野地区99ha） |
| 平成18年3月 | 水環境創造事業（筒川雨水幹線）第2貯留施設整備完了 |
| 平成20年2月 | 下水道事業計画変更 (4,429ha：久留米地区4,187ha、北野地区134ha、田主丸地区108ha) |
| 平成20年4月 | 田主丸浄化センター供用開始（処理能力2,100m ³ /日） |
| 平成25年3月 | 西郷浄化センター供用開始（処理能力2,230人） |
| 平成26年4月 | 下水道事業に地方公営企業法を適用 |
| 平成27年6月 | 下水道事業計画変更（5,800ha） |
| 平成30年11月 | 下水道事業計画変更（中央・南部浄化センターを段階的高度処理に位置づけ） |

2) 施設概要

本市の下水道施設は、昭和47年の供用開始以来、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目的として、整備区域の拡大とそれに対応した施設の拡張を行ってきました。

初期に整備した施設では約50年が経過しようとしており、今後、法定耐用年数（土木構造物は60年、建築構造物は50年）を超える施設の割合が多くなることから、計画的な更新をはじめとする長寿命化対策を実施する必要があります。

表3-1-3 本市における主な生活排水処理施設の概要（令和元年度末）

| 事業名 | 種別 | 施設名称 | 能力 | 供用開始年度 | 経過年数 |
|--------------|-------------|--------------|--------------------------|--------|------|
| 公共下水道（汚水） | 処理場 | 中央浄化センター | 67,300 m ³ /日 | 昭和47年 | 48年 |
| | | 南部浄化センター | 41,200 m ³ /日 | 平成6年 | 26年 |
| | | 田主丸浄化センター | 2,100 m ³ /日 | 平成20年 | 12年 |
| | 汚水ポンプ場 | 長門石中継ポンプ場 | 6.8 m ³ /分 | 昭和54年 | 41年 |
| | | 櫛原中継ポンプ場 | 18.4 m ³ /分 | 昭和55年 | 40年 |
| | | 宮ノ陣中継ポンプ場 | 5.8 m ³ /分 | 昭和56年 | 39年 |
| | | 若松中継ポンプ場 | 2.02 m ³ /分 | 平成7年 | 25年 |
| | | 小森野中継ポンプ場 | 2.0 m ³ /分 | 平成9年 | 23年 |
| | | 大善寺中継ポンプ場 | 3.8 m ³ /分 | 平成9年 | 23年 |
| | | 合川中継ポンプ場 | 13.5 m ³ /分 | 平成14年 | 18年 |
| | | 上津中継ポンプ場 | 1.6 m ³ /分 | 平成22年 | 10年 |
| | | 北野中継ポンプ場 | 2.3 m ³ /分 | 平成22年 | 10年 |
| | | 三猪中継ポンプ場 | 3.92 m ³ /分 | 平成27年 | 5年 |
| 公共下水道（雨水） | マンホールポンプ | 津福処理区（47箇所） | 160箇所 | - | - |
| | | 南部処理区（99箇所） | | | |
| | | 田主丸処理区（14箇所） | | | |
| | 汚水管路 | | 1,301 km | - | - |
| | 雨水ポンプ場・貯留施設 | 篠山排水ポンプ場 | 1,680 m ³ /分 | 昭和57年 | 38年 |
| | | 筒川雨水貯留施設 | 17,000 m ³ | 平成13年 | 19年 |
| | | 諏訪野地区雨水貯留施設 | 4,500 m ³ | 平成23年 | 9年 |
| | | 東櫛原地区雨水貯留施設 | 12,000 m ³ | 平成29年 | 3年 |
| | 雨水管路 | | 15 km | - | - |
| 農業集落排水 | 処理場 | 冷水浄化センター | 1,490人 | 平成9年 | 23年 |
| | | 柴刈浄化センター | 3,360人 | 平成15年 | 17年 |
| | | 西郷浄化センター | 2,230人 | 平成24年 | 8年 |
| | | 赤司浄化センター | 1,410人 | 平成10年 | 22年 |
| | | 南部浄化センター | 1,280人 | 平成11年 | 21年 |
| 特定地域生活排水処理事業 | 処理槽 | 整備（1,071基） | 1,702基 | - | - |
| | | 寄付（631基） | | | |



▲ 南部浄化センター



▲ 田主丸浄化センター

(1) 久留米市生活排水処理基本構想

「久留米市生活排水処理基本構想」は、本市の生活排水処理に関して、計画的な事業展開を図るため、平成20年8月に策定を行い、平成27年12月に改定を行いました。

本構想は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備・維持管理の効率性、経済性や事業特性、地域特性等を踏まえ、整備区域、整備手法、整備時期等を定めた久留米市の生活排水処理に関する最上位の構想です。この中で、公共下水道については、令和15年度までの整備完了を目指しています。

(2) 污水処理施設の概要

本市の公共下水道事業は、中央浄化センター、南部浄化センター、田主丸浄化センターの3処理場で汚水処理を行っています。

また、農業集落排水事業は、田主丸地区の冷水浄化センター、柴刈浄化センター、西郷浄化センター、北野地区の赤司浄化センター、南部浄化センターの5処理場で汚水処理を行っています。

更に、城島地区では、特定地域生活排水処理事業（市町村設置型）、その他の地区では合併処理浄化槽設置費助成事業（個人設置型）にて合併処理浄化槽による汚水処理を行っています。

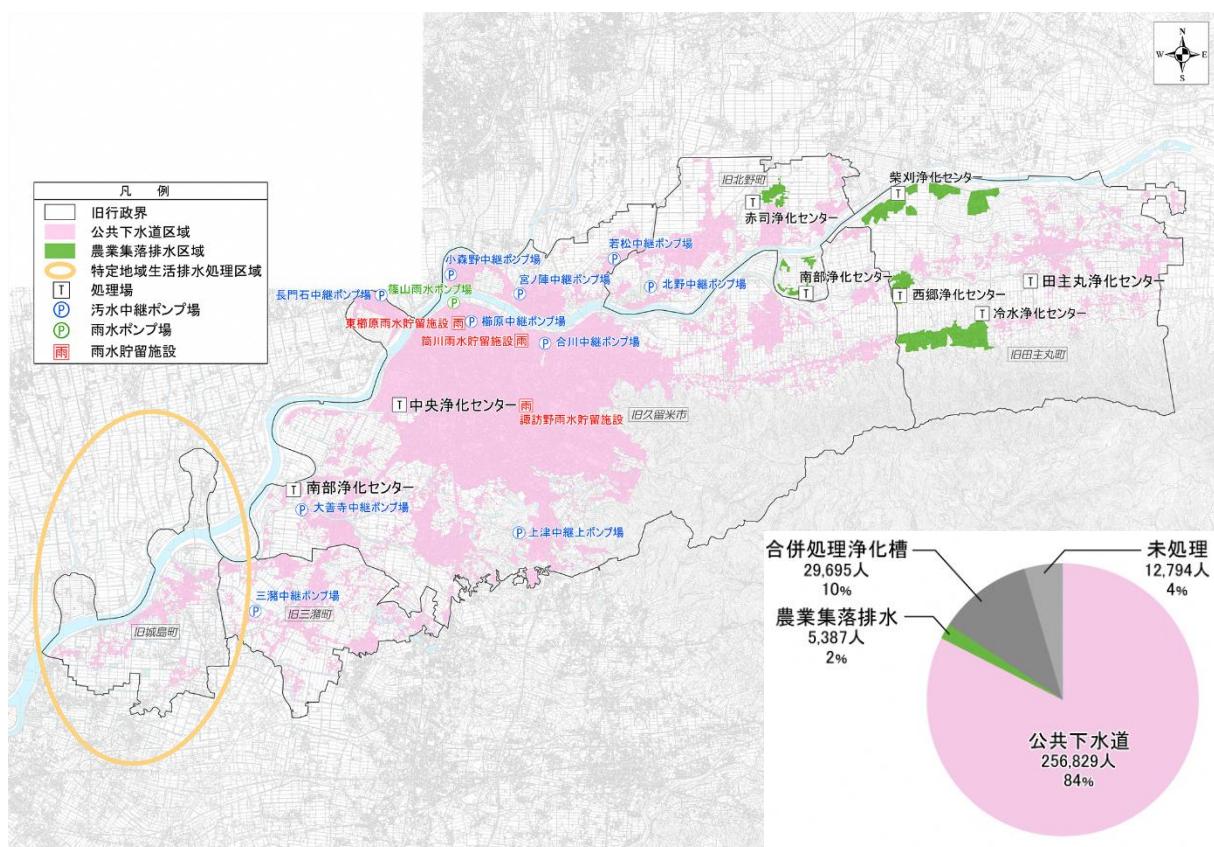


図3-1-7 本市の汚水処理施設概要

(3) 雨水施設の概要

平成 29 年に発生した九州北部豪雨、平成 30 年に発生した西日本豪雨にみられるように毎時 100 mm を超えるような集中豪雨が毎年のように発生しています。

本市においては、都市下水路の建設から始まり、雨水管路、篠山排水ポンプ場、筒川雨水貯留施設、諏訪野地区雨水貯留施設、東櫛原地区雨水貯留施設を整備し、浸水の防除を図っています。



令和 2 年 7 月豪雨 国道 210 号の様子

図 3-1-8 道路冠水の様子



筒川雨水貯留施設の概要

- 貯留方式 : 挖込み式
- 放流方式 : 自然放流式
- 貯留容量 : 17,000m³
- 事業期間 : 平成11年度から平成17年度
- 事業費 : 約15億円



平常時はグラウンド、テニスコートとして利用

東櫛原地区雨水貯留施設の概要

- 貯留方式 : 貯留管
- 放流方式 : 排水ポンプ式
- 貯留容量 : 12,000m³
- 事業期間 : 平成21年度から平成29年度
- 事業費 : 約28億円

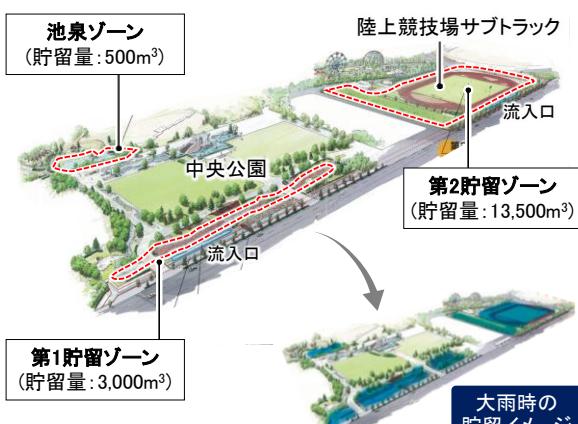
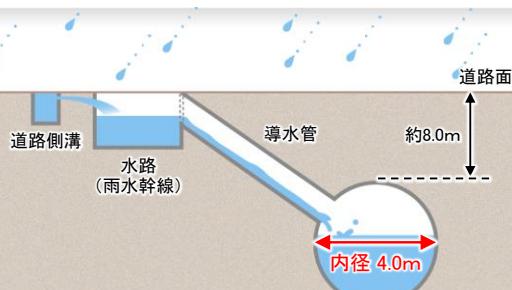


図 3-1-9 雨水施設の概要図

3) 管路概要

本市が管理する管路（汚水）は、令和元年度末で約 1,301 kmとなっています。

近年 15 年間、年間整備延長が約 30 km となっており、着実に整備を進めています。一方で、事業開始当初に布設された管路は、法定耐用年数の 50 年を迎えており、年々増加していきます。

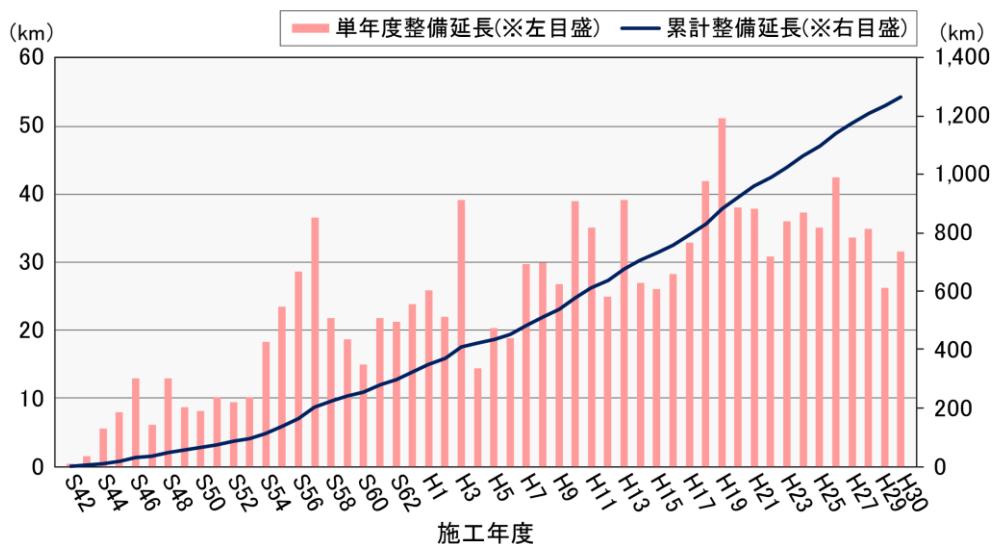


図 3-1-10 管路（汚水）整備の推移

4) 下水道整備人口、普及状況の推移

本市の下水道整備人口は、未普及地域の整備に伴い、年々普及率が上昇し、全市では、令和元年度末において 84.3% となっています。その一方で、水洗化率は伸び悩んでいる状況です。

旧市町別普及率は、早期に下水道整備が始まった旧久留米市が 96.9% と最も高くなっています。その他の地区は最大でも北野地区の 66.5% に留まっています。

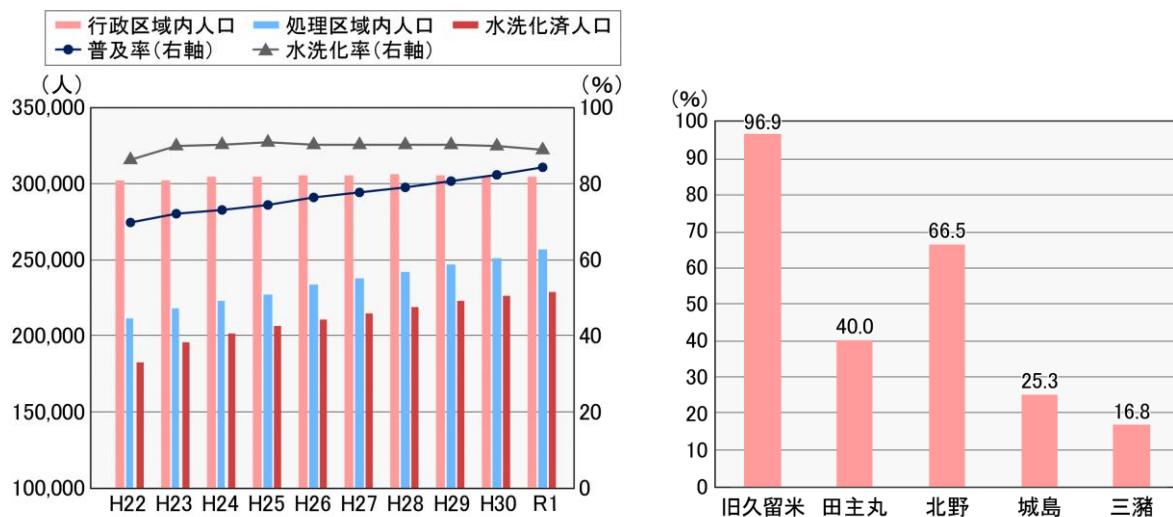


図 3-1-11 下水道整備人口の推移及び旧市町別普及率

5) 処理水量、有収水量の推移

公共下水道の整備に伴い、処理水量及び有収水量は年々増加しています。また、有収率は80%から90%程度で推移しています。

一人当たりの有収水量は、節水機器の普及等に伴い年々減少し、近年は、105m³/人程度となっています。

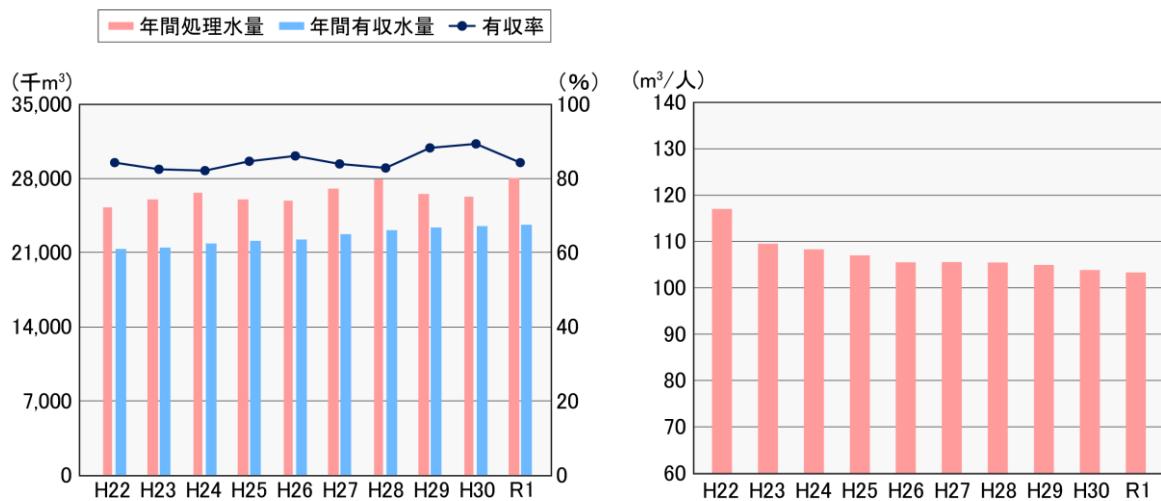


図3-1-12 処理水量、一人当たり有収水量の推移

6) 使用料

(1) 下水道事業の財源内訳

下水道事業の財源については、「汚水私費、雨水公費の原則」があり、汚水処理に関わる経費は下水道使用料で、雨水排水に関わる経費は税で賄うことを意味しています。

なお、汚水処理についても、公共用水域の水質保全の役割を担っており、公的便益の観点から、一定の公費負担（税負担）が認められています。

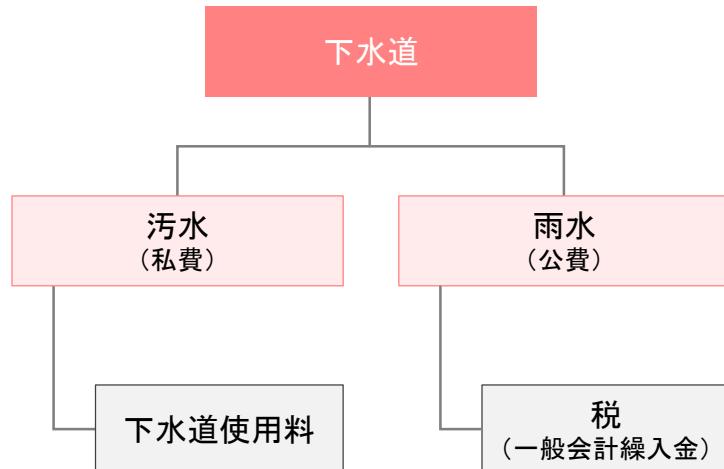


図3-1-13 下水道事業の財源内訳

(2) 公営企業会計の適用状況

下水道事業の経営については、公営企業会計の適用は任意ですが、経営環境が厳しさを増す中、「経営の見える化」による経営基盤の強化の必要性から、総務省から公営企業会計の適用が求められています。

本市の公共下水道事業については、平成 26 年度に公営企業会計へ移行済みです。

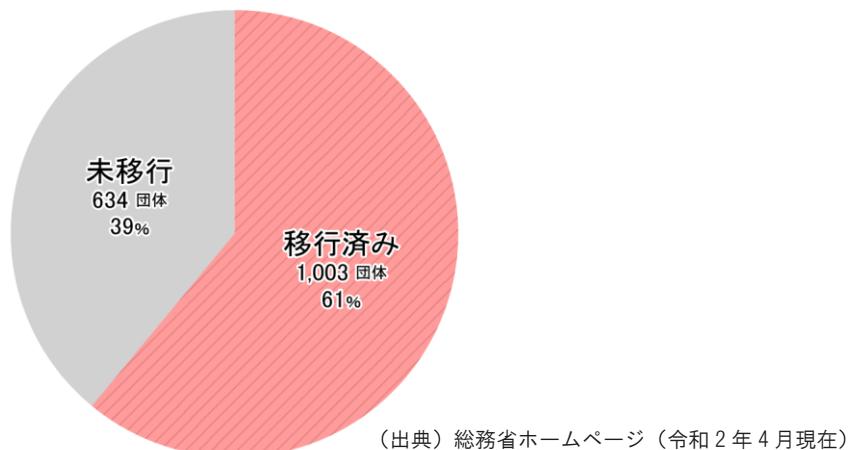


図 3-1-14 公営企業会計の適用状況

(3) 下水道使用料体系

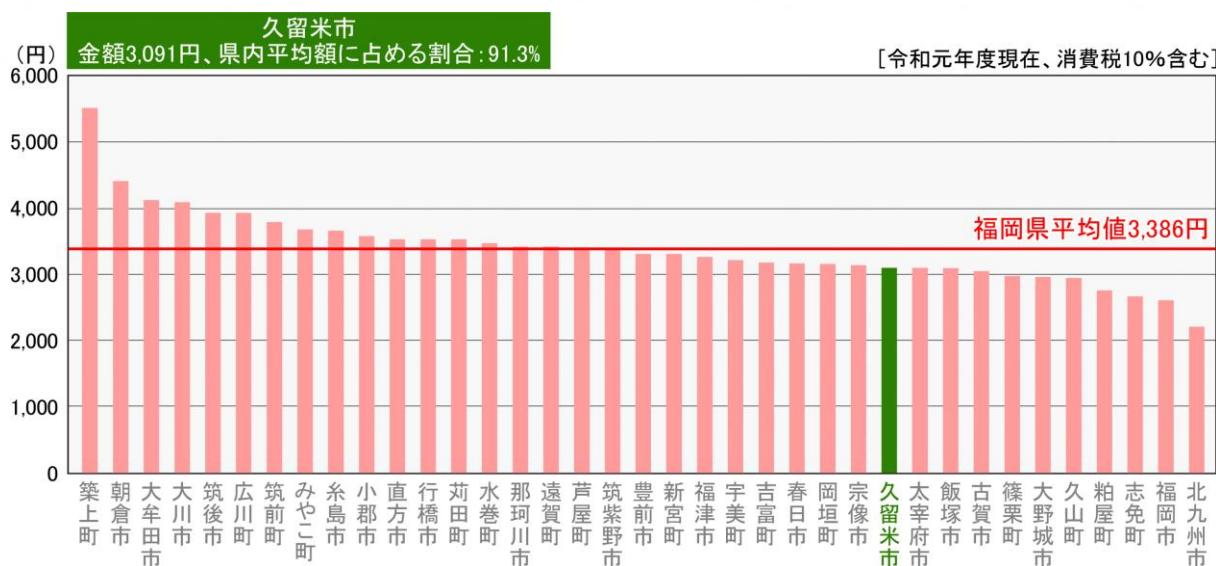
本市の下水道使用料体系を表 3-1-4 に示します。本市の下水道使用料は、基本使用料と従量使用料からなる二部料金制を採用しています。従量使用料については、使用水量が多くなるほど単価が高くなる逓増制を採用しています。

現行使用料は、平成 20 年度に平均改定率 6.11% の改定を行ったもので、これ以降 12 年間改定を行っていません。

また、本市家庭用使用料は 3,091 円 /20m³ (1 月当たり) であり、福岡県内では 11 番目に安価であり、平均額 3,386 円 /20m³ を下回る使用料水準となっています。

表 3-1-4 下水道使用料体系表（税抜き）

| 区分 | 基本使用料 (1 月につき) | 従量使用料 (1 月につき) | |
|--------|--------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 一般汚水 | 10m ³ まで 1,260 円 | 10～20m ³ | 155 円 /m ³ |
| | | 20～50m ³ | 176 円 /m ³ |
| | | 50～100m ³ | 196 円 /m ³ |
| | | 100～200m ³ | 238 円 /m ³ |
| | | 200～300m ³ | 270 円 /m ³ |
| | | 300～500m ³ | 290 円 /m ³ |
| | | 500～1000m ³ | 293 円 /m ³ |
| | | 1000m ³ ～ | 296 円 /m ³ |
| 公衆浴場汚水 | 10m ³ まで 1,260 円 | 10m ³ ～ | 10 円 /m ³ |



(出典) 地方公営企業決算状況調査（総務省ホームページ・令和元年度）

図 3-1-15 県内公共下水道事業（公営企業会計適用）の家庭用使用料（20m³当たり）

(4) 下水道使用料収入の推移

使用料収入は、整備に伴い年々増加し、令和元年度には42億円程度となっています。ただし、一人当たりの水量は減少傾向であり、使用料収入の伸びは鈍化しています。

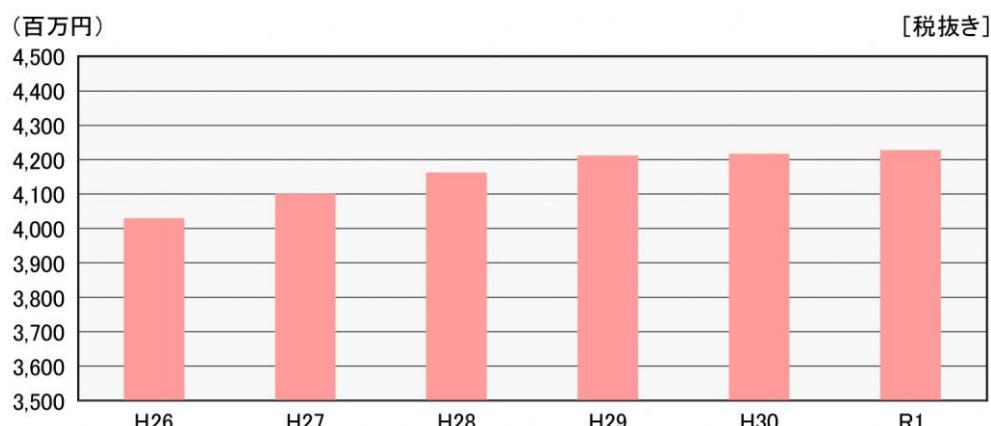


図 3-1-16 使用料収入の推移

7) 組織

本市企業局の組織図を以下に示します。本市では、地方公営企業法に基づき企業管理者を設置し、企業管理者の補助組織である企業局において水道事業を実施してきました。更に、平成 21 年度に下水道事業を市長部局から移管したことにより、現在は水道事業及び下水道事業の運営を行っています。

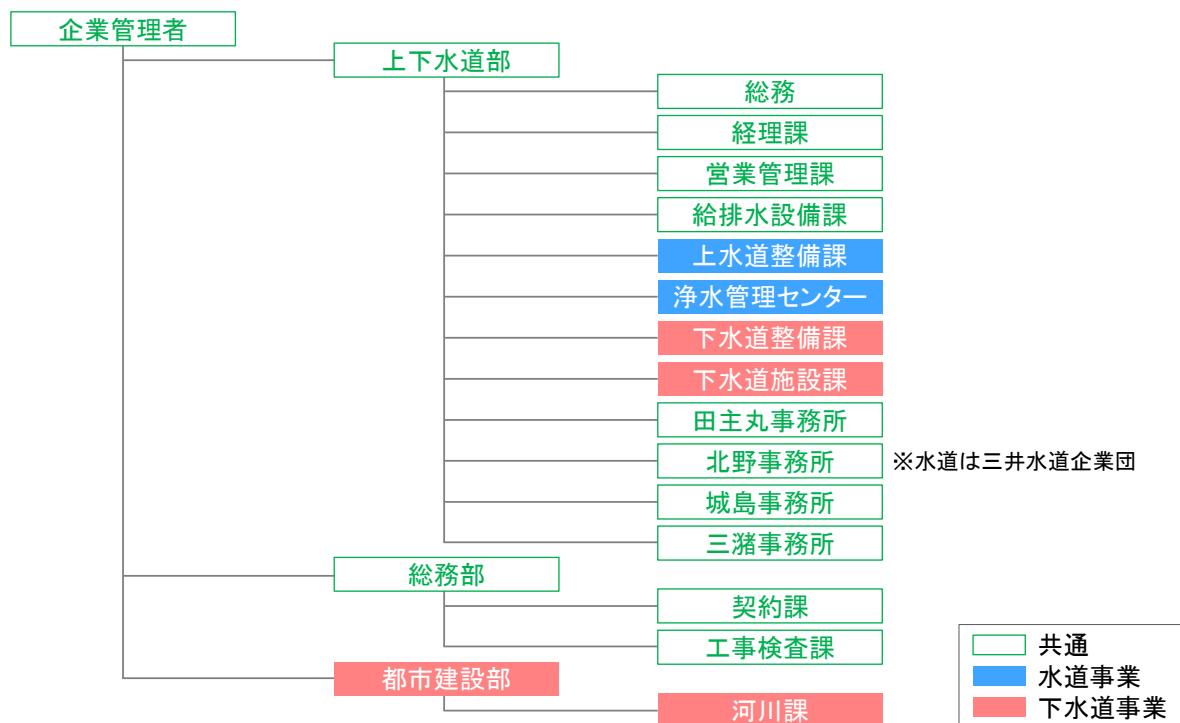


図 3-1-17 久留米市企業局組織図

8) 下水道事業における行政改革の取組み

本市においても行政改革に取り組んでおり、企業局においても「経営品質の向上」、「健全財政の確立」、「公共施設管理の最適化」の推進方針を掲げ、厳しい経営環境に対応するため事業の見直しと業務委託の拡大を進めてきました。平成 22 年度には、中央浄化センター及び南部浄化センターの委託範囲の拡大を行い、配置職員数を見直すとともに、お客様サービスの向上を行っています。

9) 職員数の推移、職員の年齢構成、在局年数の状況等

職員数は、広域合併直後の平成17年度には60人でしたが、組織の見直しや業務委託の拡大により、令和元年度には52人まで減少しています。

また、30歳未満の若年層が約1割と少なく、在局年数5年未満の職員が約5割を占めており、人材育成が課題となっています。

なお、令和元年度の女性職員数は8人で、その構成比は約1.5割となっています。

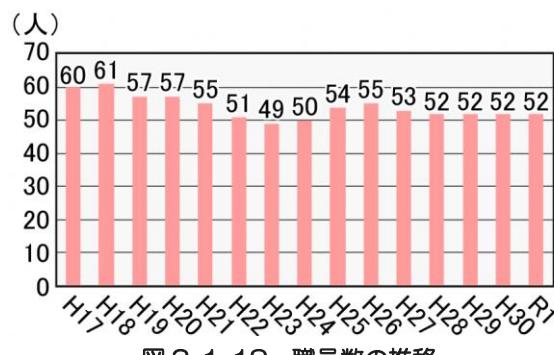


図 3-1-18 職員数の推移

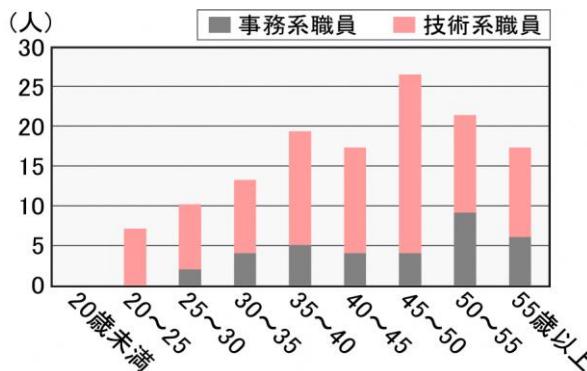


図 3-1-19 職員年齢構成
(令和元年度、企業局全体)

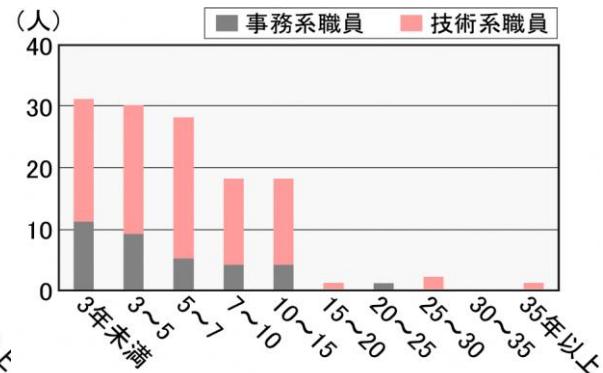


図 3-1-20 職員在局年数別構成
(令和元年度、企業局全体)

10) 施設の現状

(1) 施設の老朽化

本市下水道施設について、更新事業を全く実施しなかった場合を想定し、現有資産の健全度がどのように低下していくかを評価した結果を以下に示します。

更新事業を全く実施しない場合、現有資産の健全度は低下が進み、処理機能の停止や道路陥没など重大事故の危険性が高まります。

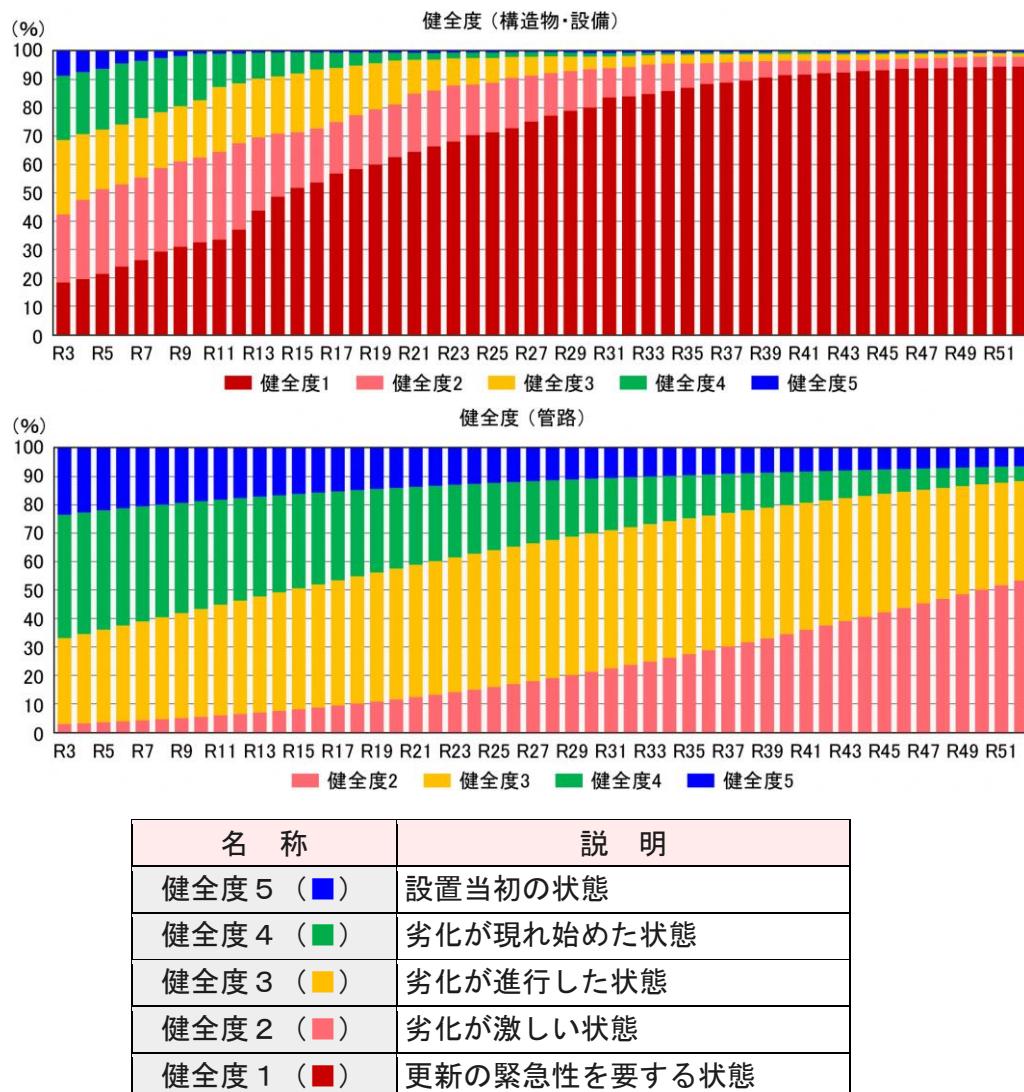


図 3-1-21 健全度の推移



▲ 下水管路破損による道路陥没の様子【平成 24 年度 東櫛原町】

(2) 凈化センター・ポンプ場及び管路の耐震化

本市の浄化センター・ポンプ場及び管路のうち、平成9年度以前に整備されたものの多くは、国が示す「下水道施設の耐震対策設計指針」の基準を満足しておらず、大規模な地震が発生しそれらの施設が被災した場合、下水道機能の維持が困難となり、市民生活と地域環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

11) 経営比較分析表による経営状況の分析

本市下水道事業の経営状況を表す指標について、経営の健全性・効率性を示す8つの指標と老朽化の状況を示す3つの指標を示します。

なお、比較する類似団体は、次の3条件に合致した49団体となっており久留米市のほか、盛岡市、郡山市、宇都宮市、岡崎市、四日市市、和歌山市、吳市、高知市、長崎市、大分市、鹿児島市等となっています。

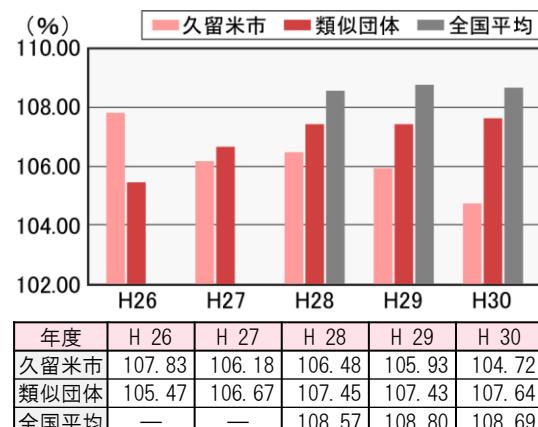
- ・処理区域内人口 10万人以上 (本市: 27万人)
- ・処理区域内人口密度 50人/ha以上
- ・供用開始後年数 30年以上

■ 経営の健全性・効率性を示す指標

① 経常収支比率 (%)

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、高いほど良いと判断されます。

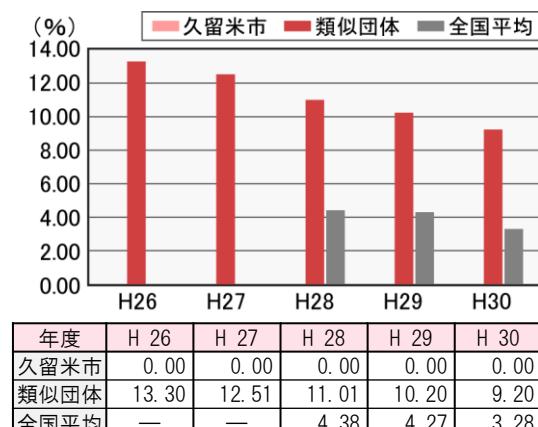
本市では、平成27年度以降、類似団体の平均値よりも低い値を示しています。



② 累積欠損金比率 (%)

営業収支に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標で、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

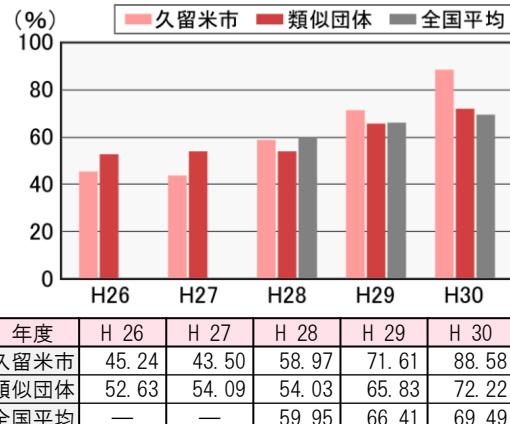
本市では累積欠損金はありません。



③ 流動比率 (%)

短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、高い方が良いと判断されます。

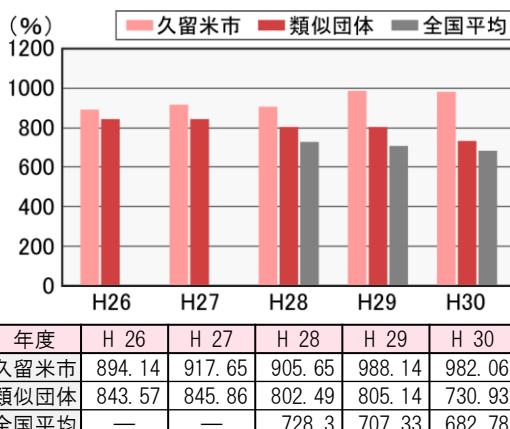
本市では、増加傾向を示しており、類似団体の平均値とほぼ同程度の値を示しています。



④ 企業債残高対事業規模比率 (%)

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標で、低い方が良いと判断されます。

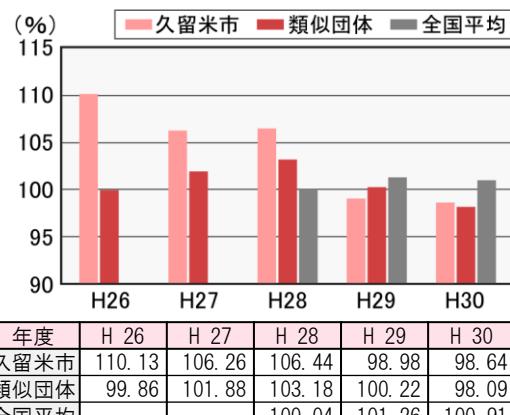
本市では、増加傾向を示しており、平成 28 年度以降、類似団体の平均値が低下してきたことから乖離が生じてきています。



⑤ 経費回収率 (%)

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、高い方が良いと判断されます。

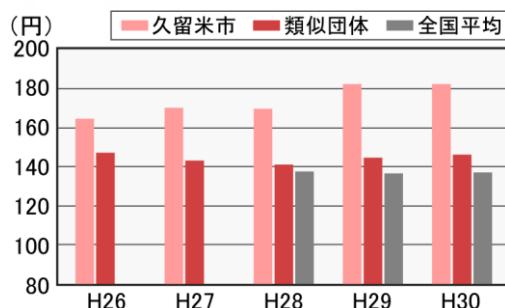
本市では、平成 29 年度から低下傾向となっていますが、類似団体の平均値とほぼ同等な値を示しています。



⑥ 汚水処理原価（円）

有収水量 1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標で、低い方が良いと判断されます。

本市では、近年増加傾向にあり、類似団体の平均値よりも高い値を示しています。

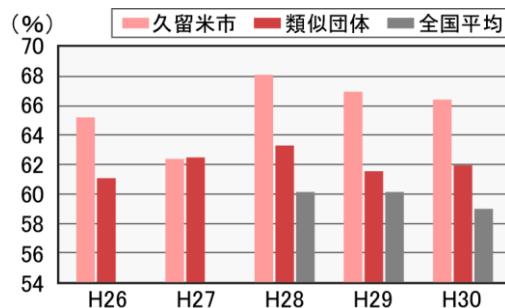


| 年度 | H 26 | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 久留米市 | 164.70 | 170.23 | 169.58 | 182.47 | 182.45 |
| 類似団体 | 147.29 | 143.15 | 141.11 | 144.79 | 146.08 |
| 全国平均 | — | — | 137.82 | 136.39 | 136.86 |

⑦ 施設利用率（%）

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、一般的には高い数値であることが望まれます。

本市では、類似団体の平均値より高い傾向にありますが、災害等に備える危機管理のためや、老朽施設を改修するためには、ある程度の余裕も必要であるため、これらを踏まえて施設規模の適正性について分析が必要です。

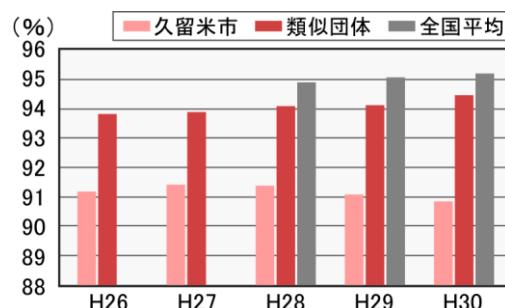


| 年度 | H 26 | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 久留米市 | 65.20 | 62.35 | 68.11 | 66.94 | 66.44 |
| 類似団体 | 61.03 | 62.50 | 63.26 | 61.54 | 61.93 |
| 全国平均 | — | — | 60.09 | 60.13 | 58.98 |

⑧ 水洗化率（%）

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標で、高いほど良いと判断されます。

本市では、類似団体の平均値より低い傾向にあるため、水洗化率の向上に努める必要があります。



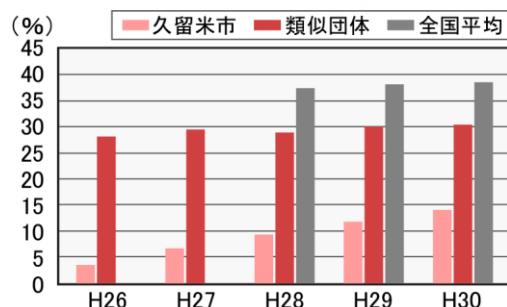
| 年度 | H 26 | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 久留米市 | 91.16 | 91.40 | 91.36 | 91.06 | 90.85 |
| 類似団体 | 93.83 | 93.88 | 94.07 | 94.13 | 94.45 |
| 全国平均 | — | — | 94.90 | 95.06 | 95.20 |

■ 老朽化の状況を示す指標

① 有形固定資産減価償却率(%)

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、低い方が良いと判断されます。

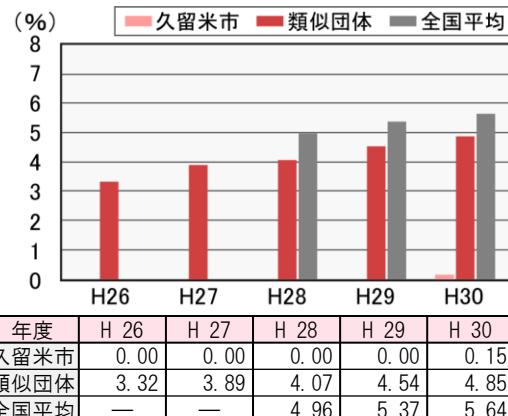
本市では、類似団体と同様に、年々増加傾向にあります。



② 管渠老朽化率(%)

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標で、低い方が良いと判断されます。

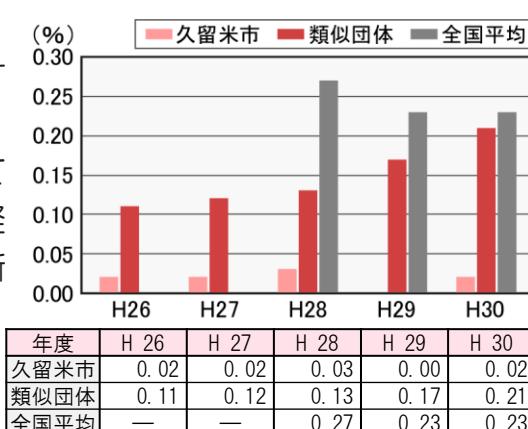
本市では、平成30年度から法定耐用年数経過が生じており、今後増加していく見込みみです。



③ 管渠改善率(%)

当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、高い方が良いと判断されます。

本市では、類似団体平均値より低くなっていますが、平成30年度から法定耐用年数経過が生じており、今後は計画的に管渠の更新を実施する必要があります。

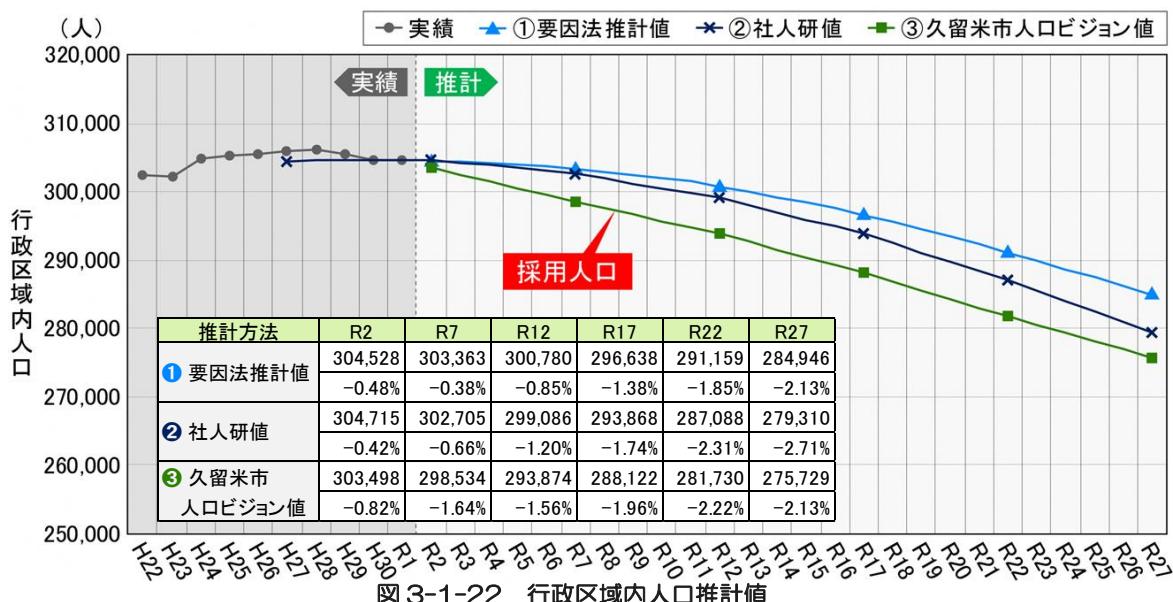


3.1.4 将来の事業環境

1) 行政区域内人口の見通し

本経営戦略の基本となる将来における久留米市人口については水道事業と同様、以下の3方法により推計し、3方法の中で計画期間内（令和12年度まで）の人口が最も少なくなる「③久留米市人口ビジョン」の推計値を採用します。

- ① コーホート要因法
- ② 日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）
- ③ 久留米市人口ビジョン（令和2年3月改訂）



2) 公共下水道接続人口の見通し

(1) 公共下水道接続人口の予測方法

公共下水道接続人口は、以下に示す通り、行政区域内人口を旧市町別人口に配分し、処理区別整備人口に接続率を乗じて算出します。各項目の設定について、以下に示します。

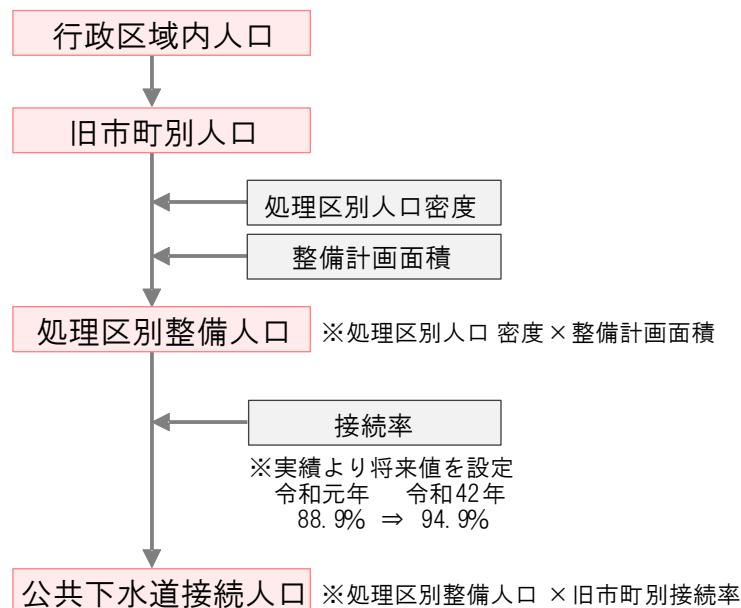


図 3-1-23 公共下水道接続人口の算定フロー

【旧市町別人口】

- ・ 実績値をもとに旧市町別の減少率を設定し、行政区域内人口を旧市町別人口に配分します。
- ・ 唯一増加傾向にある三瀬町は人口増加を見込んでいます。

【処理区別整備人口】

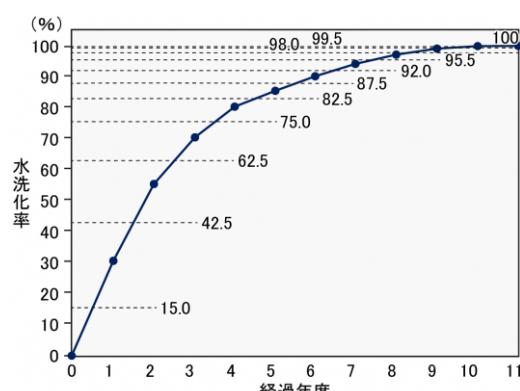
- ・ 旧市町別人口を処理区（津福処理区、南部処理区、田主丸処理区）別にまとめ、各処理区の実績値をもとに将来人口密度を設定し、整備計画面積を乗じることで算出しています。

【公共下水道接続人口】

- ・ 処理区別整備人口に接続率を乗じることで算出しています。

【接続率】

- ・ 日本下水道協会「下水道収支分析モデル」による供用開始年度毎の接続率を参考としています。
- ・ 本市の過去の実績はモデルより 5% 程度低いため、想定値についても 5%低い値を採用し、旧市町別に設定しています。



参考：下水道収支分析モデルの作成について（社団法人日本下水道協会）

表3-1-5 旧市町村別の接続率

| 旧市町名 | 実績・見込 | | | 推計 | | | | | | | |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | H26 | R1 | R2 | R7 | R12 | R17 | R22 | R27 | R32 | R37 | R42 |
| 市全体 | 90.3% | 88.9% | 88.7% | 87.2% | 87.8% | 88.7% | 90.3% | 91.7% | 92.9% | 93.9% | 94.9% |
| 旧久留米市 | 92.0% | 91.6% | 91.6% | 91.6% | 92.4% | 92.9% | 93.4% | 93.9% | 94.4% | 94.9% | 95.4% |
| 田主丸町 | 65.6% | 78.6% | 78.6% | 78.6% | 78.6% | 79.6% | 82.1% | 84.6% | 87.1% | 89.6% | 92.1% |
| 北野町 | 69.6% | 68.8% | 68.8% | 68.8% | 72.8% | 77.8% | 82.8% | 87.3% | 89.8% | 92.3% | 94.8% |
| 城島町 | 0.0% | 37.0% | 38.0% | 43.0% | 52.0% | 62.0% | 70.0% | 76.0% | 81.0% | 86.0% | 89.0% |
| 三潴町 | 0.0% | 40.9% | 41.9% | 46.9% | 51.9% | 58.9% | 68.9% | 76.9% | 83.4% | 88.4% | 92.4% |
| 津福処理区 | 98.2% | 97.9% | 97.9% | 97.7% | 98.0% | 98.1% | 98.3% | 98.5% | 98.6% | 98.8% | 98.9% |
| 南部処理区 | 84.3% | 82.5% | 82.2% | 80.5% | 81.6% | 83.2% | 85.6% | 87.7% | 89.5% | 91.1% | 92.5% |

(2) 公共下水道接続人口の見通し

公共下水道接続人口の予測結果は、以下の通りです。

- 行政区域内人口は、令和元年度実績 304,705 人から、10 年後の令和 12 年度には 293,874 人、40 年後の令和 42 年度には 257,077 人と減少する見込みです。
- 整備人口は、下水道整備が進むことにより、令和 12 年度には 278,026 人となり、令和 15 年度まで増加する見込みですが、その後は行政区域内人口の減少により令和 42 年度には 248,691 人へと減少する見込みです。
- 公共下水道接続人口も同様に令和 12 年度には 243,994 人へと増加しますが、その後、令和 42 年度には 236,075 人へと減少する見込みです。
- 接続率は、整備期間中は令和 7 年度まで低下を見込みますが、令和 42 年度に向けて 94.9%へ上昇する見込みです。

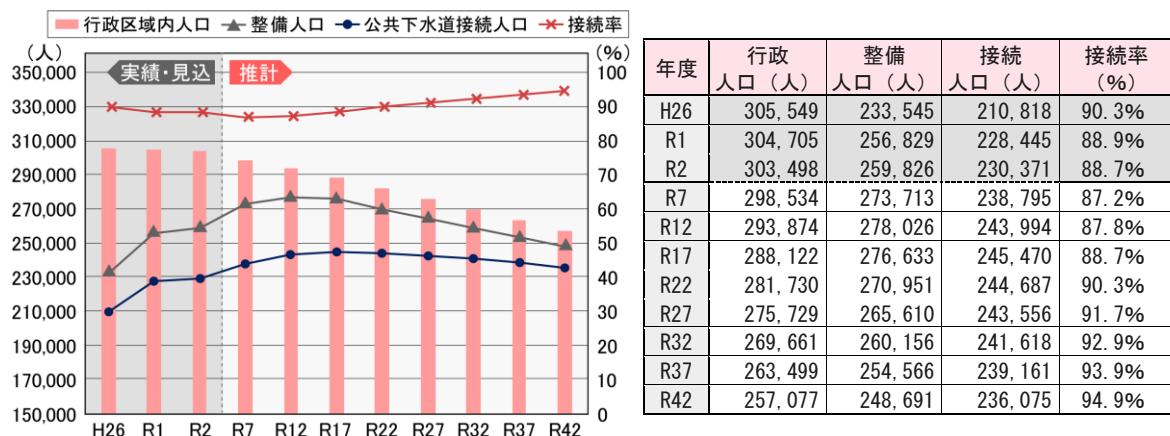


図3-1-24 公共下水道接続人口の見通し

③ 有収水量の見通し

有収水量の予測方法を以下に示します。

処理区別下水道接続人口に日平均汚水量原単位を乗じて求めた汚水量と人口に影響しない工場排水量等を加えたものが日平均汚水量です。このうち、地下水量（使用料収入がない処理水量）を除いたものが有収水量となります。

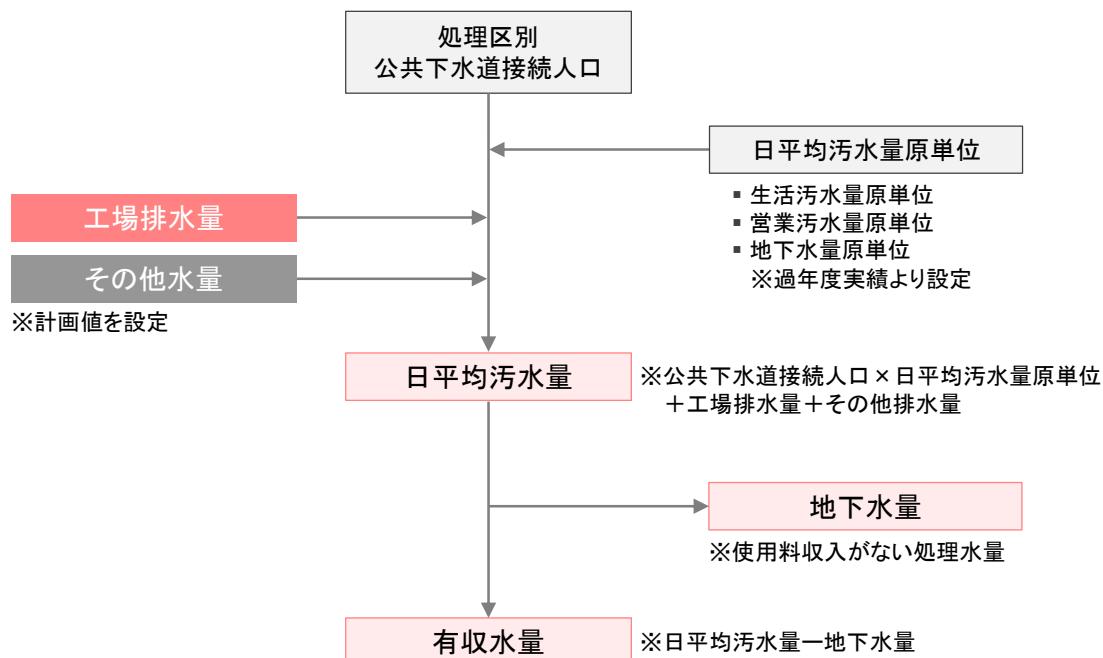


図 3-1-25 有収水量の予測フロー

(1) 日平均汚水量原単位

日平均汚水量原単位は、一人が1日に使用する汚水量を示すもので、有収水量の見通しには、日平均汚水量原単位を用います。

本推計に用いた将来の日平均汚水量原単位は、水道事業における一人当たり給水量を参考にしながら、下記の通り過年度実績をもとに処理区別旧市町別に設定しています。

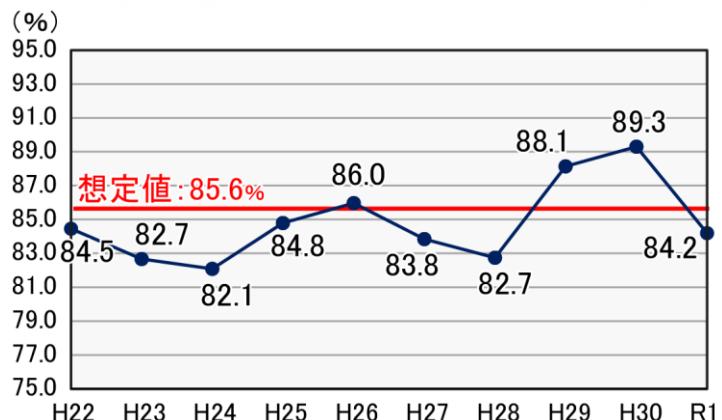
| | | | |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 津福処理区（久留米） | : 330 L/人・日 | 南部処理区（久留米） | : 275 L/人・日 |
| 津福処理区（北野） | : 295 L/人・日 | 南部処理区（北野） | : 280 L/人・日 |
| 田主丸処理区 | : 275 L/人・日 | 南部処理区（三潴） | : 270 L/人・日 |

| | |
|-----------|-------------|
| 南部処理区（城島） | : 280 L/人・日 |
|-----------|-------------|

(2) 有収率

有収率は、下水道施設を通して処理される水量が、どの程度収益につながっているかを表す指標であり、一般に100%に近いほうがよいとされます。この指標が低い場合は、地下水や不明水が下水道施設へ流入しているなどの要因が考えられます。

有収率については、直近5年の平均値85.6%を想定値とします。



(3) 有収水量の見通し

汚水処理水量は令和元年度28,030千m³から、令和12年度の28,808千m³をピークに令和42年度には27,088千m³へ徐々に減少する見込みです。

また有収水量は令和元年度23,606千m³から、令和12年度の24,660千m³をピークに令和42年度23,187千m³へ徐々に減少する見込みです。

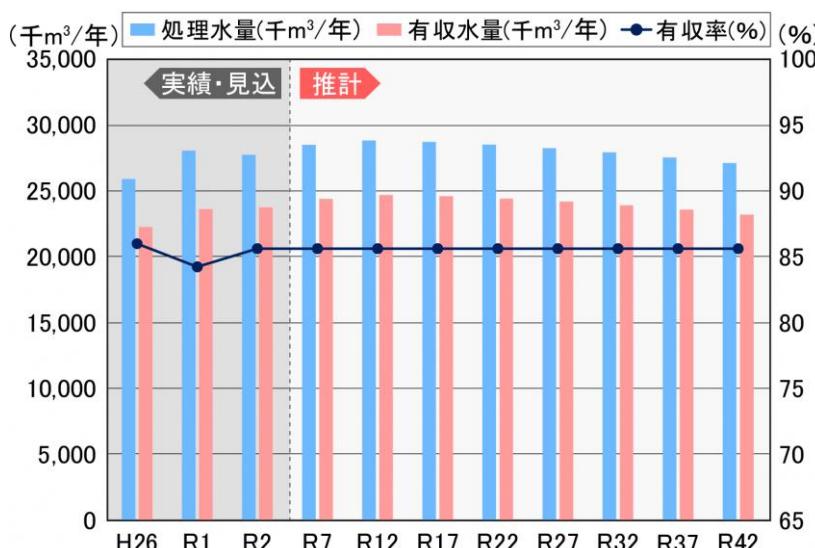


図3-1-26 有収水量の見通し

4) 使用料収入の見通し

(1) 使用料単価

使用料単価の実績を図3-1-27に示します。

なお、使用料単価は次の算式により算定します。

- ・使用料単価(円/m³) = 下水道収益(円/年) / 有収水量(m³/年)

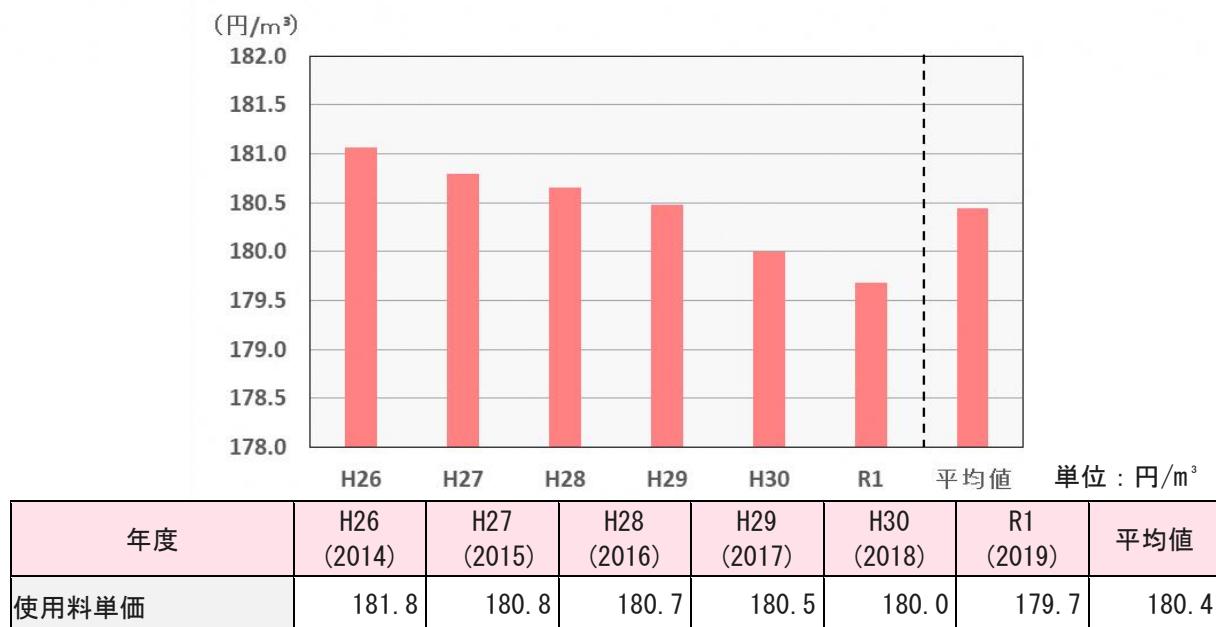


図 3-1-27 使用料単価の推移

(2) 使用料収入の見通し

有収水量の見通しをもとに、今後の使用料収入を試算します。

本試算では、有収水量の見通しで予測した有収水量に使用料単価を乗じて算出します。使用料単価は平成 26 年度から令和元年度の平均値 180.4 円/m³ を採用しています。

使用料収入の算出結果を以下に示します。使用料収入は、下水道整備区域の拡大により、令和元年度の 42 億円から令和 12 年度まで増加する見込みですが、人口減少の影響を受け、令和 12 年度をピークに減少し続ける見込みです。

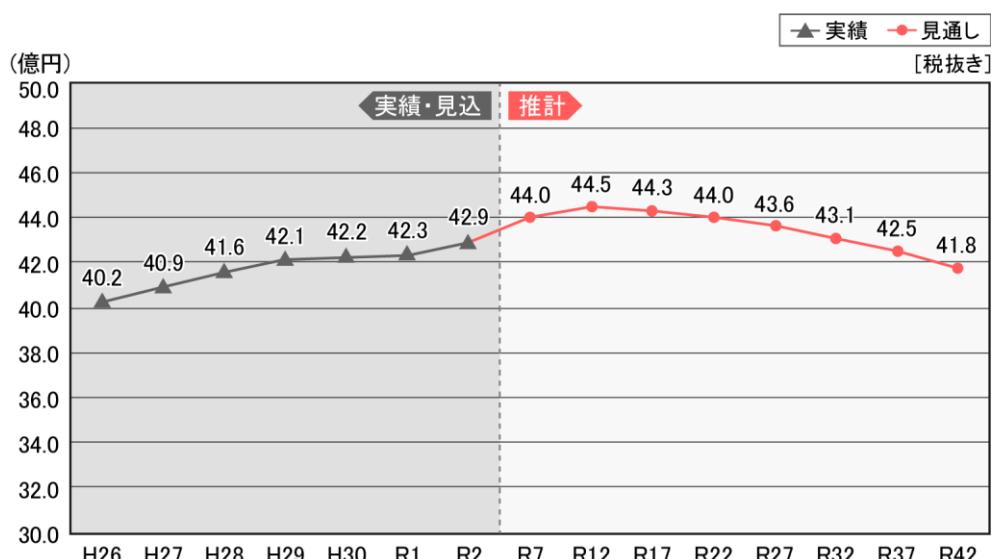


図 3-1-28 使用料収入の見通し

5) 施設の見通し

(1) 施設の見通しの検討方法

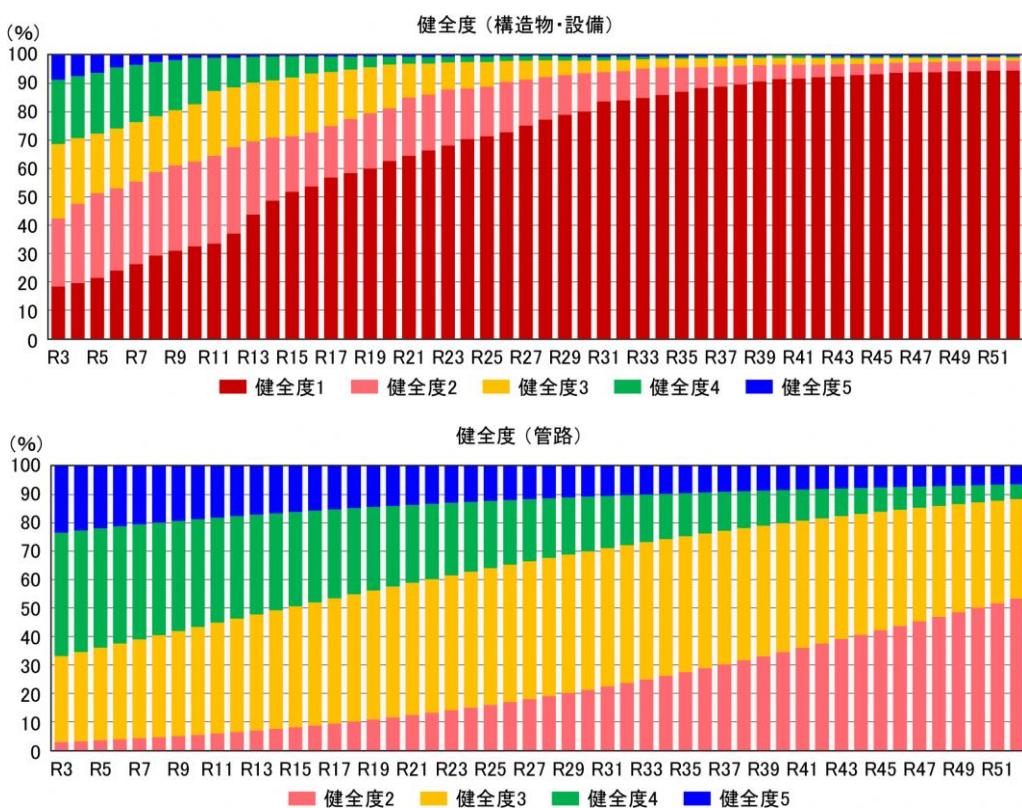
施設の見通し（健全度、更新需要等）について、平成29年度から令和2年度に実施したストックマネジメント計画の中で検討を行っています。

(2) 構造物・設備及び管路の老朽化の見通し

本市の下水道施設について、更新事業を全く実施しなかった場合を想定した健全度を図3-1-29に示します。

構造物・設備の多くが稼働後20年以上を経過しており、現有資産の現況で30%程度の健全度4以上の健全資産が、10年後には20%程度に、20年後には5%を下回り、故障や劣化による機能低下・停止等の不具合が発生するリスクが高まります。また、管路については、現有資産の現況で70%程度あった健全度4以上の健全資産が、10年後には50%程度に、20年後には40%を下回り、老朽化した資産が急激に増加します。

このため、計画的な更新などの長寿命化対策を実施する必要があります。



| 名 称 | 説 明 |
|---------|--------------|
| 健全度5（■） | 設置当初の状態 |
| 健全度4（■） | 劣化が現れ始めた状態 |
| 健全度3（■） | 劣化が進行した状態 |
| 健全度2（■） | 劣化が激しい状態 |
| 健全度1（■） | 更新の緊急性を要する状態 |

図3-1-29 下水道施設の健全度の推移

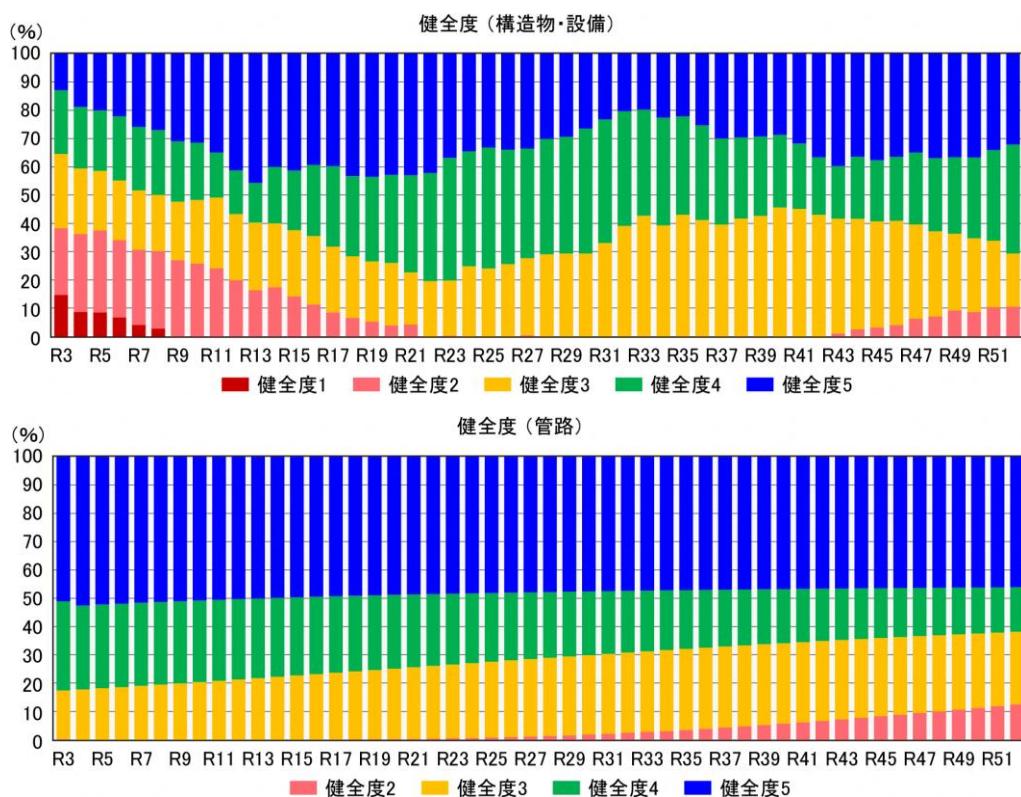
(3) 更新需要の見通し

法定耐用年数で更新する場合、更新費用は、構造物・設備が38億円/年、管路が20億円/年となり、合計58億円/年程度必要となります。

ストックマネジメント計画に基づき、健全度の水準を一定以上に保つためには、更新費用は、構造物・設備が24億円/年、管路が2億円/年となり、合計26億円/年程度必要となります。

ストックマネジメント計画に基づき、健全度の水準を一定以上に保つための更新を実施した場合を想定した健全度を図3-1-30に示します。

構造物・設備について、現有資産の現況で30%程度の健全度4以上の健全資産が、10年後には60%程度に、20年後には80%程度に、健全度が改善します。また、管路については、現有資産の現況で70%程度あった健全度4以上の健全資産が、10年後には80%程度に、20年後でも70%以上を保ち、健全度を維持することが可能となる結果となりました。



| 名 称 | 説 明 |
|---------|--------------|
| 健全度5（■） | 設置当初の状態 |
| 健全度4（■） | 劣化が現れ始めた状態 |
| 健全度3（■） | 劣化が進行した状態 |
| 健全度2（■） | 劣化が激しい状態 |
| 健全度1（■） | 更新の緊急性を要する状態 |

図3-1-30 下水道施設の健全度の推移（ストックマネジメント計画に基づき更新した場合）

6) 雨水施設整備及び施設の耐水化の見通し

近年、市街化の進展による土地利用の変化や気候変動による降雨の激甚化を原因とした浸水被害が市内各所で発生しており、浸水被害の軽減へ向けて、以下のような対策を推進する必要があります。

I 市街地における浸水対策事業の実施

- ・被害軽減に向けた浸水対策の推進【ハード対策】
- ・減災に向けた更なる取組みの推進【ソフト対策】

II 下水道終末処理場及びポンプ場の耐水化計画の策定及び耐水化の実施

7) 净化センター・ポンプ場及び管路の耐震化対策の見通し

平成25年度に策定した「公共下水道総合地震対策計画」に基づき、净化センター・ポンプ場及び管路の耐震化を計画的に進めています。

净化センターについては、簡易処理（揚排水・消毒）機能の確保及び汚水中継ポンプ場4施設における揚水機能の確保が完了し、管路については液状化の危険度がかなり高い地区にある重要な管路の耐震化を継続して実施しています。

現在は、净化センターの水処理施設の耐震化による通常の水処理機能の確保、全ての汚水中継ポンプ場・雨水ポンプ場の揚排水機能の確保及び液状化の危険度が高い地区の重要な管路の耐震化に引き続き取り組んでいます。

表3-1-6 施設の耐震化率（令和元年度末）

| 施設種別 | 耐震化対策必要数 (A) | | | 耐震化対策進捗率 (B) / (A) |
|-------------|-----------------|---------------|----------|-----------------------|
| | | 耐震化対策済 (B) | 耐震化対策未実施 | |
| 净化センター・ポンプ場 | 56 | 23 | 33 | 41.1% |
| 処理場（施設数）計 | 50 | 18 | 32 | 36.0% |
| 中央浄化センター | 24 | 11 | 13 | 45.8% |
| 南部浄化センター | 26 | 7 | 19 | 26.9% |
| 田主丸浄化センター | 0 | 0 | 0 | — |
| ポンプ場（個所数）計 | 6 | 5 | 1 | 83.3% |
| 重要な管路（km） | 72.0 | 3.7 | 68.3 | 5.1% |

8) 建設改良費の見通し

(1) 建設改良費の概要

次の建設改良事業を推進する財源として、企業債を推計しています。

- ・現生活排水処理基本構想（平成 20 年 8 月策定、平成 27 年 12 月改定）に基づく未普及地区整備（管路布設、構造物・設備増設）
- ・ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の老朽化対策
- ・市街地における浸水対策事業（雨水幹線の整備・排水ポンプの増設など）
- ・「公共下水道総合地震対策計画」に基づく浄化センター・ポンプ場及び管路の耐震化対策

※なお、企業債以外の財源は、国庫補助金（社会资本整備総合交付金 充當率：補助対象事業費の 50% 又は 55%）と受益者負担金となります。

(2) 建設改良事業にかかる財源構成

建設改良事業にかかる企業債償還金、支払利息、企業債、企業債残高の推移を以下に示します。

企業債借入額は、未普及地域への整備期間中は事業費に応じて多額となる見込みですが、整備完了後は減少する見通しです。

なお、企業債残高は令和 11 年度の 821 億円まで増加しますが、整備の進捗とともに減少に転じる見込みです。

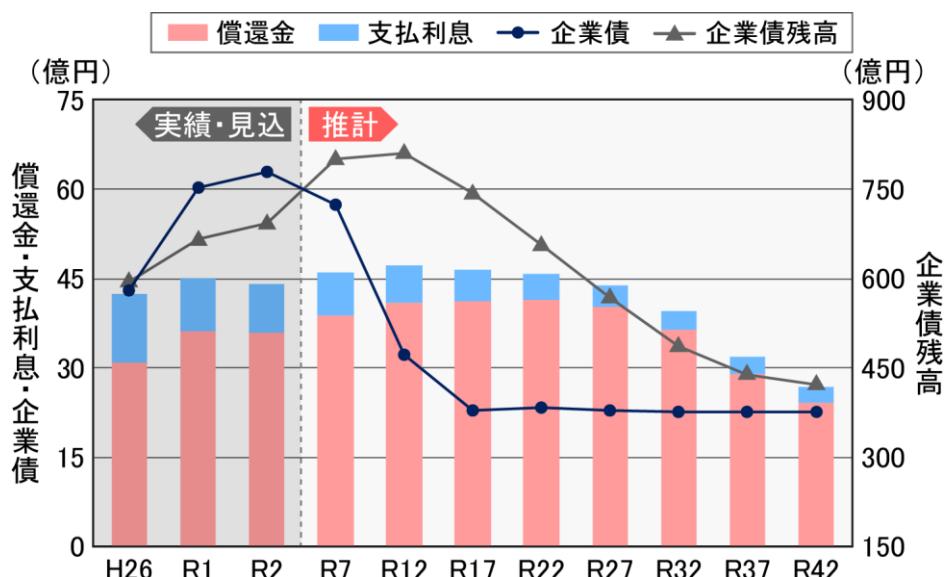


図 3-1-31 企業債償還金、支払利息、企業債、企業債残高の見通し

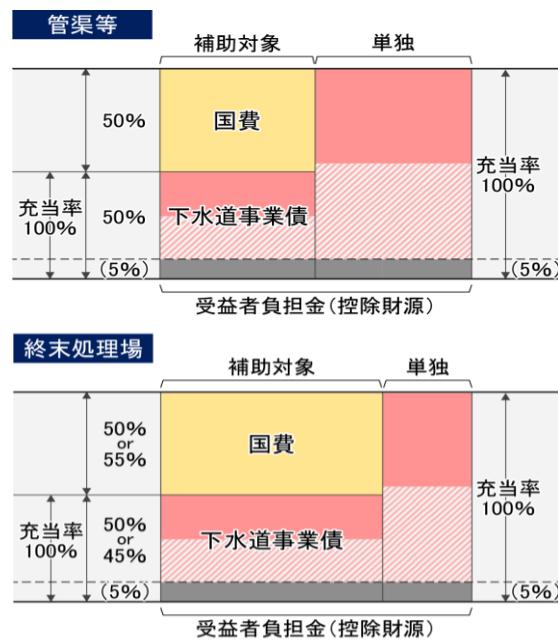


図 3-1-32 財源構成

9) 組織の見通し

職員数は、業務委託の拡大により、平成 17 年度の 60 人から令和元年度の 52 人へと減少しています。

また、30 歳未満の若年層が少なく、人事異動等により、在局年数 5 年未満の職員が 6 割を占めています。

下水道事業は、専門の技術を必要とすることが多いため、技術職人材の役割が大きく、技術水準を維持する必要があり、更に、耐震化等の施設整備、老朽化施設の更新、修繕件数の更なる増加が予測されるため、今後も民間活力の導入を含めた人材の活用、職員の育成、技術の継承を行うとともに、一層の業務の効率化や民間委託の検討も進めながら、職員数の見直し等が必要です。

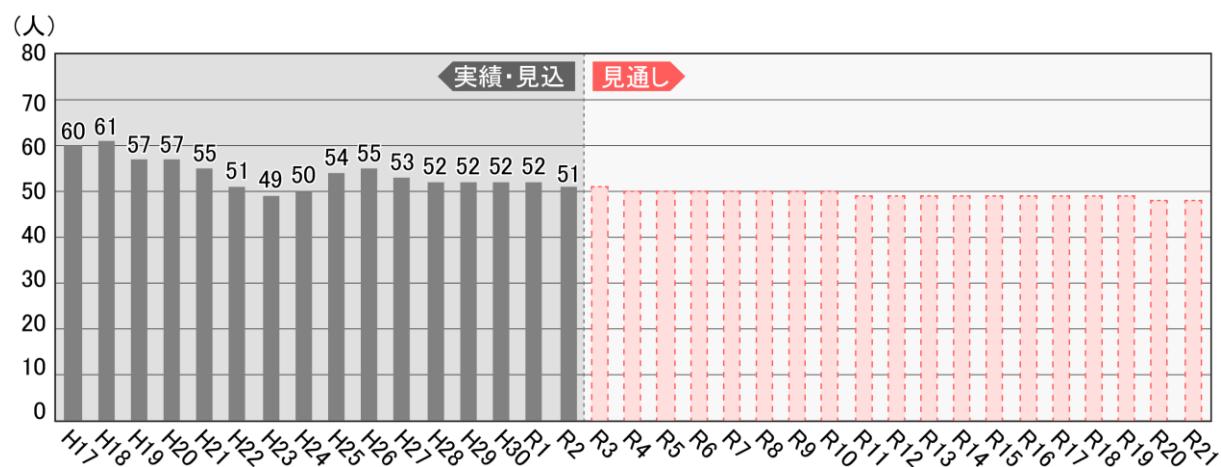


図 3-1-33 組織の見通し

10) まとめ

本経営戦略の計画期間内の見通しは、以下の通りです。

未普及地域への整備が続いているため、整備人口、有収水量及び処理水量は計画期間中のにおいては増加傾向ですが、行政区域内人口の減少により、将来的には減少することが見込まれます。

表 3-1-7 将來の見通し

| 項目 | | 前期 | | | 中期 | 後期 | 傾向 |
|---------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| | | R3 | R4 | R5 | R8 | R12 | |
| 行政区域内人口 | 人 | 302,505 | 301,512 | 300,520 | 297,602 | 293,874 | ↓ |
| 整備人口 (A) | 人 | 262,874 | 265,644 | 268,527 | 276,268 | 278,026 | ↑ |
| 公共下水道接続人口 (B) | 人 | 232,296 | 234,043 | 235,669 | 240,414 | 243,994 | ↑ |
| 接続率 (B/A) | % | 88.4 | 88.1 | 87.8 | 87.0 | 87.8 | ↓ |
| 有収水量 | 千m³/年 | 23,868 | 23,998 | 24,120 | 24,498 | 24,660 | ↑ |
| 年間処理水量 | 千m³/年 | 27,883 | 28,035 | 28,177 | 28,619 | 28,808 | ↑ |
| 有収率 | % | 85.6 | 85.6 | 85.6 | 85.6 | 85.6 | → |

3.1.5 事業の課題

下水道事業を取り巻く環境、現状及び将来の事業環境の見通しから、今後取り組むべき課題は以下の通りです。

■ 下水道の普及促進

- 本市の下水道事業は、昭和47年の供用開始以来、整備区域の拡大とそれに対応した下水道施設の拡張を行ってきました。今後も、生活排水処理基本構想に基づき、未普及地区への整備を予定しています。
- 近年の下水道整備区域では、空き家の存在など、未普及地域の整備における投資効果が課題となっています。
- 下水道整備には長期にわたり多額の費用が必要であり、その財源の多くは国庫補助金と企業債に依存しています。
- 国が進める汚水処理施設10年概成の概成年度は令和8年度であり、それ以降、国の動向に注視していく必要があります。

■ 施設の老朽化・耐震化

- ライフラインである下水道施設が、老朽化による故障・破損や大規模な地震等により停止すれば、市民生活に重大な影響を及ぼすことになります。
- 今後は、法定耐用年数を経過する下水道施設が増加し、更新費用が増大していくと見込まれるため、「予防保全型」の維持管理に努めるとともに、下水道施設の更新に当たってはストックマネジメント計画に基づき、計画的に進めていく必要があります。
- あわせて、耐震化が必要な浄化センター・ポンプ場及び管路の耐震化事業にも多額の費用が必要となるため、効率的な投資による事業費の縮減に努める必要があります。

■ 災害・危機管理対策

- 近年の頻発する自然災害により、これまで以上に自然災害に強い社会インフラ整備が求められています。
- 熊本地震、西日本豪雨の災害を教訓とし、浄化センター・ポンプ場及び管路の耐震化、浄化センター・ポンプ場の耐水化などを進め、災害時にも強い下水道を整備していく必要があります。
- 市民が安心して生活できるまちづくりのため、集中豪雨の対策として、今後も適切な税負担のもと優先度の高い地区から浸水対策事業を進めていく必要があります。

■ 環境保全への貢献

- 家庭や事業所から排出された汚水を集約して処理しきれいな水を河川に放流するという、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上に果たす下水道の役割は、今後も重要です。
- 整備した下水道を最大限に活用するためには各家庭の水洗化が不可欠であるため、水洗化促進の取組みを継続し、より効果的な方策についても検討が必要です。

- 今後も下水道施設の適切な管理を行いながら処理機能の維持に努め、安定した下水処理を継続していく必要があります。

■ 下水道資源の有効活用

- 本市では、消化ガスを利用した発電や熱利用、処理水を河川へ放流する際の落差を利用した小水力発電を行ってきました。今後も他団体の先進事例などを調査しながら、有効な資源の活用方法を研究し、温暖化の防止や循環型社会の構築に努めていく必要があります。

■ 使用料収入の減少

- 整備区域拡大に応じて接続戸数は増加していますが、節水機器の普及等により一人当たりの使用水量が減少しているため、使用料収入の伸びは鈍化しています。
- 今後、人口減少により使用料収入が減少に転ずることが予測されるため、下水道使用料水準の見直しを含め、適正な収入確保に向けた取組みを検討する必要があります。

■ 下水道事業の基盤強化

- 人口減少等による使用料収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増加等により、ますます経営環境が厳しくなるため、将来にわたって持続可能な下水道事業が運用できるように基盤強化を図る必要があります。
- これまで浄化センター・ポンプ場の運転管理を民間に委託するなど事業の効率化を図ってきましたが、これらの取組みを継続するとともに、下水道事業の基盤強化につながる新たな手法（官民連携やICTを活用した業務効率など）について検討を行う必要があります。

■ 広域化・共同化の推進

- 国は都道府県に対し、平成30年1月に4省連名（国土交通省・総務省・農林水産省・環境省）による「広域化・共同化計画」の策定を要請しており、本市としても福岡県と連携して取り組んでいく必要があります。

■ 技術継承と人材の育成

- 熟練者の退職等により、これまで培ってきた現場対応力や危機管理などの技術力の継承が課題となっています。
- 今後は、効果的な研修や情報の共有化に努め、技術等の継承を図りながら、民間活用も含め、下水道事業に携わる人材を育成していく必要があります。

3.2 経営の基本方針

3.2.1 下水道事業の経営理念

本市の下水道事業は、昭和47年の供用開始から半世紀になろうとしています。

下水道事業を取り巻く環境はこれまで述べてきた通り、様々な課題がありますが、市民生活を支える重要なライフライン事業として、これまでと同様に今後も安定的にサービスを提供していくことが求められます。

このような状況を踏まえ、本経営戦略の経営理念については「久留米市企業局中期経営計画（平成27年度～令和2年度）」の経営理念を引き継ぎ、「環境にやさしい安全・安心な下水道事業の展開」と定めます。

この経営理念のもと、現状と課題、今後の業務量予測を踏まえ、「安全」「環境」「持続」のそれぞれの観点から整理した課題に対する事業目標を設定します。



3.2.2 事業目標と施策

経営理念を踏まえ、「安全」、「環境」、「持続」のそれぞれの観点から整理した事業目標及び目標を達成するための計画期間中の具体的な施策を示します。

| 事業目標 | | 施策 |
|------|--|--|
| 安全 | <p>【 快適で安全な暮らしの提供 】</p> <p>下水道施設の計画的な整備、浸水被害軽減のための対策を行うとともに、老朽化・耐震化・耐水化対策により自然災害に強い施設を整備し、快適で安全な暮らしを提供します。</p> | <p>① 計画的な下水道の普及</p> <p>② 効果的な浸水対策の推進</p> <p>③ 老朽化対策の推進</p> <p>④ 防災・減災対策の推進</p> <p>⑤ 危機管理の強化・充実</p> |
| 環境 | <p>【 循環型社会の推進 】</p> <p>水洗化の促進と環境負荷の低減に配慮した安定的な下水処理の実施により、健全な水環境の創出と循環型社会への貢献に努めます。</p> | <p>① 水洗化の促進</p> <p>② 安定的な下水処理の維持</p> <p>③ 環境負荷の低減</p> |
| 持続 | <p>【 持続可能な健全経営 】</p> <p>経費削減の徹底、経営の効率化など、中長期的な視点に立った経営基盤強化を図り、公共性と経済性を最大限発揮する持続可能な健全経営に努めます。</p> | <p>① 汚水処理手法の最適化の検討</p> <p>② 下水道事業の基盤強化及び広域化・共同化</p> <p>③ ストックマネジメントを踏まえた適正な資産管理</p> <p>④ 下水道事業の「見える化」の推進</p> <p>⑤ 組織力の向上</p> |

3.3 投資・財政計画

3.3.1 投資・財政計画

1) 投資・財政計画

この投資・財政計画は、本市の下水道事業の現状と将来の課題分析に基づき、令和3年度から令和42年度までの40年間の収入と支出を見込んだうえで、本経営戦略計画期間中（令和3年度から令和12年度）に取り組むべき事業に要する費用とその財源を推計したものです。

2) 投資目標

事業目標を達成するため、生活排水処理基本構想、総合内水対策計画、ストックマネジメント計画、公共下水道総合地震対策計画等の各種事業計画に基づき実施する主な取組みと投資目標は以下の通りです。

主な取組みと投資目標

①未普及地域への整備

中継ポンプ場の機能増設
浄化センターの機能増設等

⇒普及率 84.3% (R1) → 94.6% (R12)

②雨水施設の整備等

⇒金丸・池町川、下弓削川流域浸水対策事業：R6年度完了
⇒筒川流域浸水対策事業：R12年度完了

③ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新

⇒第1期：機械・電気設備53設備、管路2km
老朽化対策進捗率0% (R2) → 100% (R7)

⇒第2期：機械・電気設備61設備、管路2km
老朽化対策進捗率0% (R2) → 100% (R12)

④浄化センター・ポンプ場の耐震化

⇒浄化センター全78箇所、ポンプ場11箇所
浄化センター・ポンプ場の耐震化率62.9% (R1) → 100% (R12)

⑤管路の耐震化

⇒耐震化が必要な重要な管路72kmのうち特に重要な管路16.2km
耐震補強工事進捗率57.8% (R1) → 100% (R12)

⑥浄化センター等の耐水化

⇒耐水化計画の策定、耐水化計画に基づく事業の実施

⑦広域化・共同化

⇒農業集落排水施設等の公共下水道への統合の検討・実施

①-1 未普及地域への整備

久留米市生活排水処理基本構想に基づき、令和 7 年度を目標として久留米・北野・城島地区を 100%、令和 15 年度目標として田主丸・三瀬地区を 100% 整備し、令和 12 年度末における下水道処理人口普及率 94.6% を目指します。

①-2 中継ポンプ場の機能増設

処理区域の拡大等による汚水量増加に対応するため、計画的に北野中継ポンプ場、合川中継ポンプ場、三瀬中継ポンプ場、小森野中継ポンプ場のポンプの増設を実施します。

①-3 処理センターの機能増設等

処理区域の拡大による汚水量増加に対応するため、南部処理センターにおいてはポンプ及び処理施設の増設、田主丸処理センターにおいては設備の増設及び改良を実施します。

② 雨水施設の整備等

近年頻発する局地的な集中豪雨による浸水被害軽減のため金丸・池町川流域、下弓削川流域の浸水対策を令和 6 年度までに実施します。また、筒川流域の浸水対策について、ハード・ソフトの両面から検討し、令和 12 年度までに実施します。あわせて、篠山排水ポンプ場の設備の老朽化対策（更新工事）を令和 12 年度までに実施します。

③ ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新

ストックマネジメント計画に基づいて、健全度の水準を一定に保つため、緊急度・重要度により、構造物・設備、管路の老朽化対策に継続的に取り組む中で、構造物・設備については 97 箇所、管路については 4 km の更新工事を令和 12 年度までに実施します。

④ 処理センター・ポンプ場の耐震化

中央処理センター及び南部処理センターの水処理施設・汚泥処理施設の耐震化を令和 9 年度までに、篠山排水ポンプ場の耐震化を令和 12 年度までに実施し、耐震化率 100% を目指します。

⑤ 管路の耐震化

現行の耐震基準を満たしていない耐震化が必要な管路 72 km のうち、液状化の危険度がかなり高い地区にある特に重要な管路 16.2 km の耐震補強工事を令和 12 年度までに実施します。

⑥ 処理センター等の耐水化

河川氾濫時においても一定の処理機能を確保するための耐水化計画を令和 3 年度中に策定します。

なお、耐水化計画に基づく耐水化の実施費用は、現時点で計上できません。

⑦ 広域化・共同化

公共下水道への農業集落排水施設の統合について検討、実施します。また、福岡県が令和4年度までに策定する「下水道広域化・共同化計画」の動向を確認しながら、更なる広域化・共同化を検討します。

3) 事業費の見込み

各施策に対する取組みにおける令和12年度までの事業費の見込みを表3-3-1及び図3-3-1に示します。

令和12年度までに894億円程度を見込んでおり、うち、管路に係る費用として全体の6割程度、設備の計画的更新に係る費用として全体の2割程度、雨水施設の整備に係る費用として2割程度を配分しています。

下水道事業については、未普及地域への整備を進めつつ、老朽化対策、耐震化等に取り組む必要があります。このため、ストックマネジメント計画や各事業の優先度・重要度を考慮した予防保全に取り組むとともに、既存施設の点検等を的確に行うことで健全度の保持を図り長寿命化に取り組む必要があります。

表3-3-1 主な投資目標(建設改良費)

単位：百万円

| 事業内容 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | R12 年度 | 計 |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| ①-1 未普及地域への整備 | 6,908 | 6,439 | 6,661 | 6,390 | 6,737 | 6,770 | 2,363 | 2,567 | 2,567 | 2,278 | 49,680 |
| ①-2 ポンプ場の機能増設 | 81 | 114 | 0 | 48 | 38 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 281 |
| ①-3 净化センターの機能増設等 | 135 | 146 | 316 | 3 | 18 | 19 | 15 | 611 | 913 | 297 | 2,473 |
| ②-1 雨水施設の整備 | 1,047 | 1,978 | 3,064 | 1,635 | 1,503 | 2,383 | 2,383 | 1,311 | 1,311 | 1,311 | 17,926 |
| ②-2 雨水ポンプ場の更新 | 0 | 18 | 27 | 64 | 166 | 357 | 184 | 248 | 115 | 230 | 1,409 |
| ③-1 ストックマネジメント(構造物・設備) | 1,185 | 888 | 1,287 | 880 | 971 | 907 | 967 | 801 | 705 | 715 | 9,306 |
| ③-2 ストックマネジメント(管路) | 15 | 114 | 114 | 133 | 173 | 162 | 114 | 133 | 173 | 162 | 1,293 |
| ④浄化センター・ポンプ場の耐震化 | 439 | 143 | 228 | 475 | 547 | 868 | 604 | 193 | 285 | 0 | 3,782 |
| ⑤管路の耐震化 | 94 | 189 | 221 | 333 | 333 | 305 | 333 | 143 | 143 | 97 | 2,191 |
| ⑥浄化センター等の耐水化 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 70 |
| ⑦広域化・共同化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27 | 27 | 143 | 341 | 143 | 341 | 1,022 |
| 計 | 9,974 | 10,029 | 11,918 | 9,961 | 10,513 | 11,798 | 7,106 | 6,348 | 6,355 | 5,431 | 89,433 |

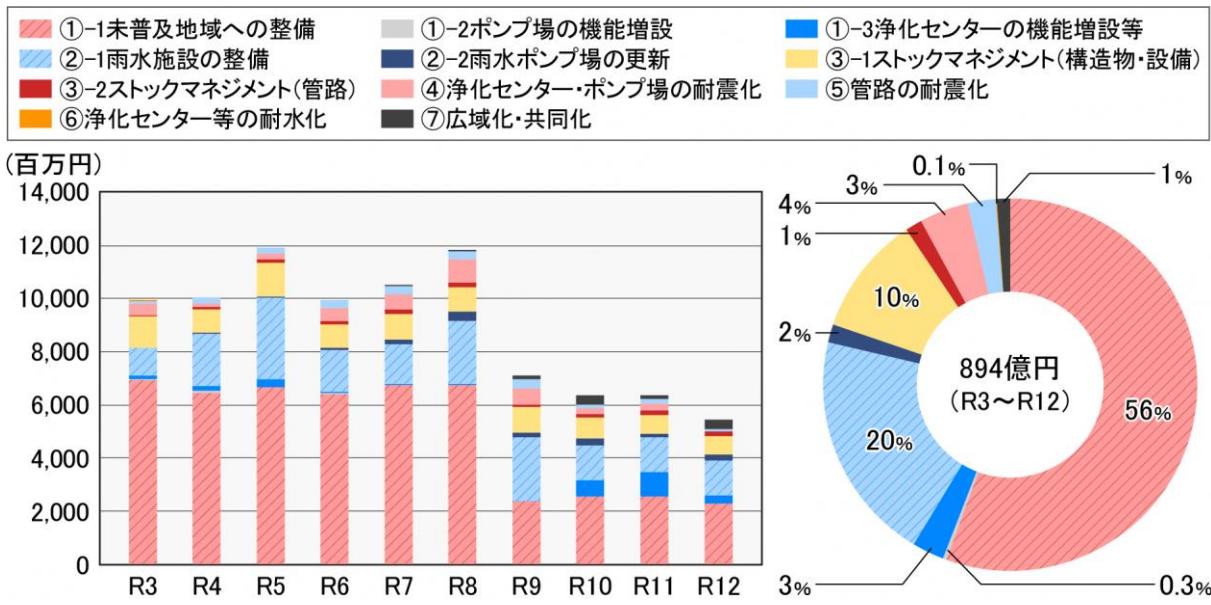


図 3-3-1 主な投資目標(建設改良費)の推移及び比率

4) 財源目標

【目標】計画期間内において、収支均衡となるよう財源確保を目指します。

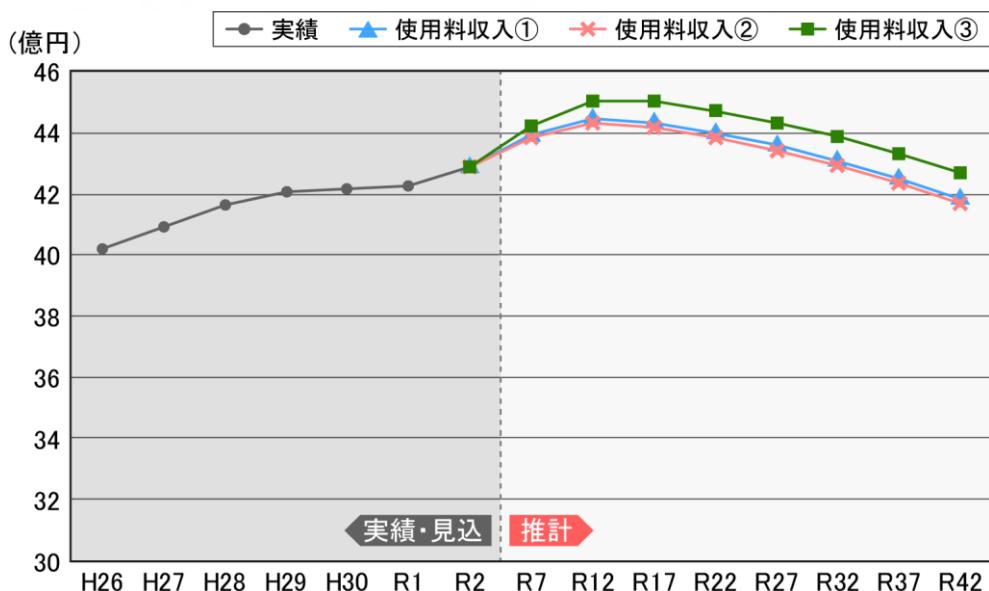
収支ギャップが生じる場合には、本経営戦略の前期3年、中期3年、後期4年毎に適正な使用料水準を検証し、及び使用料以外の財源（繰入金）の確保に取り組みます。

(1) 下水道収益（使用料収入）

有収水量の見通しをもとに、今後の使用料収入を推計します。推計の方法は次の3通りで行い、その結果は図 3-3-2 の通りです。なお、推計については現行の使用料体系で行っています。

- 【ケース①】 有収水量に使用料単価を乗じ算出
- 【ケース②】 旧市町別の有収水量にそれぞれの使用料単価を乗じ算出
- 【ケース③】 有収水量段階別の調定件数及び有収水量をもとに基本・従量使用料を算出

各ケースにおける使用料収入の見通しを推計しましたが、すべてのケースで下水道整備終了後、減少傾向に転じています。令和42年度で使用料収入の見込みが多い順にケース③→ケース①→ケース②となります。



実績・見込

| 年度 | H26 2014 | H27 2015 | H28 2016 | H29 2017 | H30 2018 | R1 2019 | R2 2020 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 使用料収入(千円) | 4,021,101 | 4,092,238 | 4,162,694 | 4,208,610 | 4,217,748 | 4,227,711 | 4,290,000 |
| うち基本使用料 | 1,411,964 | 1,454,771 | 1,491,656 | 1,525,910 | 1,563,809 | 1,560,713 | 1,584,542 |
| うち従量使用料 | 2,609,137 | 2,637,467 | 2,671,038 | 2,682,700 | 2,653,939 | 2,666,998 | 2,591,435 |

推計

| 年度 | R7 2025 | R12 2030 | R17 2035 | R22 2040 | R27 2045 | R32 2050 | R37 2055 | R42 2060 |
|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 使用料収入①(千円) | 4,395,970 | 4,448,651 | 4,433,114 | 4,400,175 | 4,359,274 | 4,308,498 | 4,248,330 | 4,182,948 |
| 使用料収入②(千円) | 4,382,949 | 4,433,609 | 4,416,970 | 4,384,008 | 4,343,375 | 4,293,434 | 4,234,085 | 4,169,584 |
| 使用料収入③(千円) | 4,423,233 | 4,503,946 | 4,502,477 | 4,471,822 | 4,434,036 | 4,387,298 | 4,331,716 | 4,271,178 |
| うち基本使用料 | 1,709,952 | 1,768,329 | 1,784,335 | 1,776,936 | 1,766,618 | 1,752,638 | 1,735,240 | 1,715,805 |
| うち従量使用料 | 2,713,281 | 2,735,617 | 2,718,142 | 2,694,886 | 2,667,418 | 2,634,660 | 2,596,476 | 2,555,373 |

図 3-3-2 使用料収入の見通し

検討の結果、ケース①は最も簡易的な試算が可能ですが反映される要素が少ないため、長期に渡る推計には適さないと考えられ、ケース②は旧市町別の増減傾向を反映するため、ケース①と比べ精度が高い推計を行うことができます。

しかし、ケース①、ケース②のいずれにおいても、基本使用料と従量使用料とを合算した使用料単価を使用するため、二部料金制（基本・従量使用料）や、段階別の有収水量の増減傾向が反映されません。

ケース③は旧市町別での段階別有収水量及び調定件数を推計に用いるため、基本使用料と従量使用料を別々に計算できます。そのため本市の将来人口・世帯数の動態（人口は減少、世帯数は一定期間増加した後減少に転じる）が反映できます。

以上により、本経営戦略においてはケース③を用いて推計を行うものとします。

表 3-3-2 ケース毎各種要素の反映度

| 項目 | ケース ① | ケース ② | ケース ③ | 特記事項 |
|-------------|----------|----------|----------|--|
| 世帯数（調定件数）動態 | × | × | ○ | 世帯数（調定件数）はケース③のみ推計を行っている。これにより基本・従量使用料別の推計が可能となる。 |
| 人口（有収水量）動態 | ○ | ○ | ○ | 全てのケースで有収水量は久留米市人口ビジョン及び整備計画を基礎としている。 |
| 地域別使用料動態 | × | ○ | ○ | ケース①は下水道使用料全体の平均単価を用いているため、反映しない。 |
| 使用料段階動態 | × | × | ○ | ケース①、②は段階別（1段階は 20m ³ ）での推計を行っていないため、反映しない。 |

(2) 企業債

企業債の充当率は、当分の間、建設改良費の 100%を基本とします。

(3) 繰入金

平成 28 年度以降、繰入金額が固定化されているため、令和元年度の繰入金額を上限として見込んでいます。

(4) 国庫補助金

計画期間内に行う下水道施設の整備、更新、耐震化等に伴う建設改良費について、国庫補助金を見込んでいます。

5) 投資以外の経費について

(1) 委託料

浄化センター・ポンプ場の運転管理業務、下水道使用料関連窓口業務をはじめとする業務を委託しており、当該委託料は、処理区域の拡大等による増加を見込んでいます。

(2) 修繕費

浄化センター、ポンプ場、管路等の維持に関して計画期間中に発生する費用を見込んでいます。

(3) 動力費

計画期間中の各年度に見込まれる総処理水量に 1m³当たりの単価（直近 3 年実績 5.81 円）を乗じて算出しており、処理区域の拡大による処理水量の増加により増加傾向で推移するものと見込んでいます。

(4) 職員給与費

職員数は現状からの増減は見込みます、平成 26 年度から令和元年度までの上昇率の実績により、年 0.8%の上昇を見込んでいます。

6) 投資・財政計画の推計結果

下水道整備が進むことによる下水道収益の増加は令和 15 年度まで続きますが、人口減少に伴う下水道収益の減少、老朽化資産の増大に伴う維持修繕費の増加、整備、更新、耐震化、浸水対策事業に伴う減価償却費の大幅な増加等により、経常損益が、令和 8 年度には赤字に転じ、収支ギャップが生じる見通しです。更に年を追うごとに赤字幅が大きくなり、令和 12 年度では 4.8 億円の赤字となる見通しとなりました。

また、建設投資の財源として借入を行う企業債の償還財源である内部留保資金については、計画期間前半における整備、更新、耐震化、浸水対策事業の実施による償還金の増大と、経常損益の悪化による積立金の枯渇などにより、令和 9 年度以降、経常的に不足が生じる見通しとなりました。

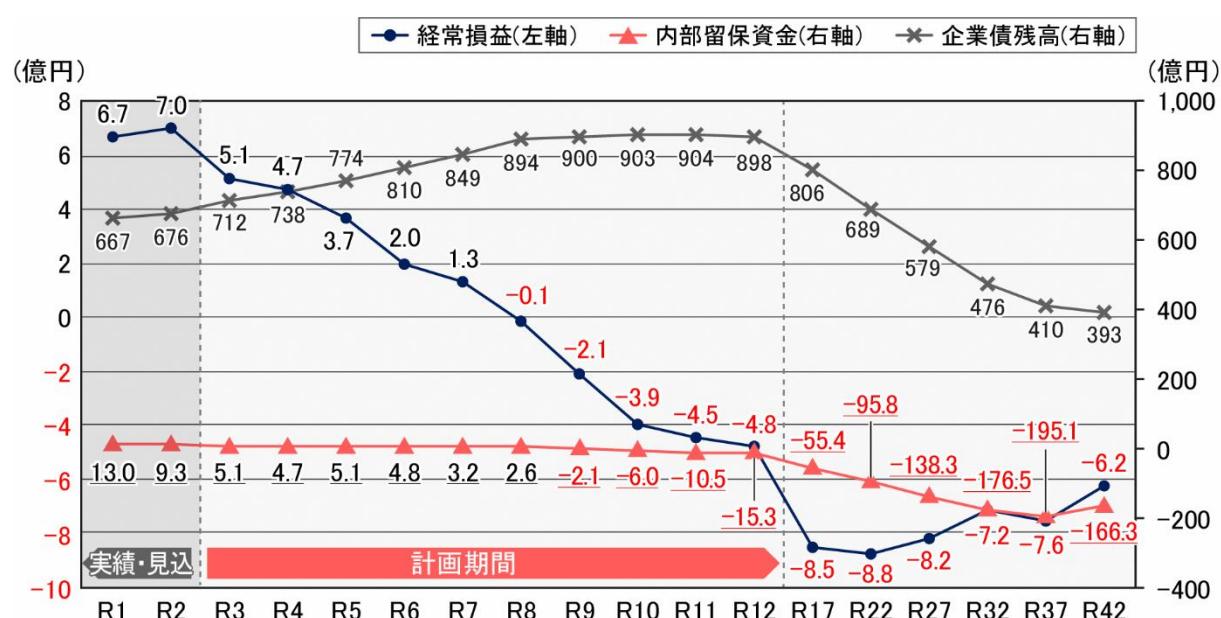


図 3-3-3 経常損益及び内部留保資金の見通し

※投資・財政計画については、P127・128（表 3-3-3 投資・財政計画）に掲載しています。

3.3.2 今後検討予定の取組み

1) 経営安定化に向けた検討

令和8年度から収支ギャップが生じる見通しで、これ以降は使用料収入の更なる減少、減価償却費の増大等により、更に収支ギャップが大きくなることが見込まれるため、以下のことを再検討し、早期の収支ギャップの解消を目指します。

主な検討項目

- ① ストックマネジメントによる建設改良費の更なる平準化・低減
- ② 汚水処理手法の最適化の検討
- ③ 繰入金その他の財源の確保及び財源構成の適正化
- ④ 下水道使用料水準の見直し

2) 投資についての検討

(1) 民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBO等の導入）

民間の資金、ノウハウ等の活用については、その効果を見極めながら、浄化センターの更新をはじめとした将来的な施設の大規模更新に加え、管路整備等においても、積極的な活用を検討していきます。

(2) 下水道施設の合理化

処理施設の増設については、適切な汚水量予測に基づく施設能力を継続して検討し、その規模の適正化を図ります。

また、構造物・設備の更新時に適切な規模・仕様の検討や新技術の導入の検証を行うことで合理化を図ります。

(3) 下水道施設の長寿命化等の投資の平準化

健全経営に向けて、ストックマネジメント計画において、事業費の平準化やライフサイクルコストの低減について継続して検討していきます。

(4) 広域化・共同化

全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することが、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省から要請されました（平成30年1月）。久留米ブロックのリーダーとして、汚泥処理の共同化などの多様な広域連携を検討していきます。

(5) その他の取組み

今後、検討事項が生じた場合、適宜、検討していきます。

③ 財源についての検討

(1) 使用料

計画期間内において、経常損益の赤字が発生しているため、その解消に向け、業務の更なる効率化による費用縮減とあわせて、本経営戦略の前期3年、中期3年、後期4年毎に適正な使用料水準の検証を行い、改定の必要性や実施時期等について検討していきます。

(2) 企業債

内部留保資金の状況及び将来世代への負担を考慮しながら、企業債残高対事業規模比率を注視して、適切な規模の借入について継続して検討していきます。

(3) 繰入金

雨水処理に要する経費及び分流式下水道に要する経費の適切な繰入額について、一般会計の財政担当部局と継続して協議します。

(4) その他の取組み

今後、検討事項が生じた場合、適宜検討していきます。

④ 投資以外の経費についての検討

(1) 委託料

現在、業務委託を実施していないものについて、委託化を検討していきます。

(2) 修繕費

今後、老朽化施設が増加する中で、修繕費は更に増大するものと考えられます。このため、ストックマネジメントに継続して取り組むことで、計画的に修繕・更新していきます。

(3) 動力費

今後の増設や設備更新時に、適切な汚水量予測に応じた施設能力の検討や高効率設備の導入等、動力費の削減を図ります。

(4) 職員給与費

職員数は現状維持を見込んでいますが、今後の業務の見直しや民間活用の状況に応じて、必要な職員数を精査し職員給与費の適正化を図ります。

(5) その他の取組み

汚水処理手法の最適化等の必要な検討事項について、適宜、検討していきます。

表3-3-3 投資・財政計画(1/2)

a. 収益的収支

単位：百万円

| 区分 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| | | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
| 収益的収入 | 1. 営業収益 | 4,920 | 4,750 | 4,869 | 4,922 | 4,972 | 5,016 | 5,076 | 5,288 | 5,302 | 5,334 |
| | (1) 下水道収益 | 4,308 | 4,337 | 4,366 | 4,394 | 4,423 | 4,453 | 4,466 | 4,479 | 4,491 | 4,504 |
| | (2) 受託工事収益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (3) その他 | 612 | 413 | 503 | 528 | 549 | 563 | 610 | 809 | 811 | 830 |
| | 2. 営業外収益 | 2,408 | 2,611 | 2,628 | 2,660 | 2,680 | 2,709 | 2,716 | 2,661 | 2,671 | 2,686 |
| | (1) 受取利息 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (2) 他会計補助金 | 357 | 515 | 525 | 443 | 509 | 559 | 615 | 544 | 584 | 578 |
| | (3) 長期前受金戻入 | 2,047 | 2,092 | 2,099 | 2,213 | 2,167 | 2,146 | 2,097 | 2,113 | 2,083 | 2,104 |
| | (4) 雜収益 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 収入計(A) | 7,328 | 7,361 | 7,497 | 7,582 | 7,652 | 7,725 | 7,792 | 7,949 | 7,973 | 8,020 |
| 収益的支出 | 1. 営業費用 | 6,018 | 6,087 | 6,328 | 6,566 | 6,680 | 6,870 | 7,097 | 7,444 | 7,527 | 7,613 |
| | (1) 人件費 | 236 | 238 | 240 | 241 | 243 | 245 | 247 | 249 | 251 | 253 |
| | (2) 経費 | 1,857 | 1,729 | 1,860 | 1,838 | 1,802 | 1,827 | 1,880 | 2,044 | 2,054 | 2,069 |
| | 動力費 | 162 | 163 | 164 | 165 | 165 | 166 | 167 | 167 | 167 | 167 |
| | 薬品費 | 46 | 46 | 46 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 | 48 |
| | 維持修繕費 | 325 | 331 | 323 | 358 | 343 | 337 | 356 | 369 | 365 | 359 |
| | その他 | 1,324 | 1,189 | 1,327 | 1,268 | 1,247 | 1,277 | 1,310 | 1,461 | 1,475 | 1,495 |
| | (3) 減価償却費 | 3,900 | 4,056 | 4,176 | 4,416 | 4,580 | 4,732 | 4,898 | 5,085 | 5,150 | 5,228 |
| | (4) 資産減耗費 | 25 | 64 | 52 | 71 | 55 | 66 | 72 | 66 | 72 | 63 |
| | 2. 営業外費用 | 798 | 800 | 799 | 816 | 838 | 866 | 902 | 899 | 894 | 887 |
| 特別損益 | (1) 支払利息 | 798 | 800 | 799 | 816 | 838 | 866 | 902 | 899 | 894 | 887 |
| | (2) その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 支出計(B) | 6,816 | 6,887 | 7,127 | 7,382 | 7,518 | 7,736 | 7,999 | 8,343 | 8,421 | 8,500 |
| 経常損益 (C) = (A) - (B) | | 512 | 474 | 370 | 200 | 134 | △ 11 | △ 207 | △ 394 | △ 448 | △ 480 |
| 特別利益 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別損益 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当年度純利益 | | 512 | 474 | 370 | 200 | 134 | △ 11 | △ 207 | △ 394 | △ 448 | △ 480 |
| 繰越利益剰余金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 11 | △ 207 | △ 602 | △ 1,049 | △ 1,529 |

表3-3-3 投資・財政計画(2/2)

b. 資本的収支

単位：百万円

| 区分 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-------------------------------------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資本的 収入 | 1. 企業債 | 7,382 | 6,249 | 7,295 | 7,316 | 7,700 | 8,343 | 4,404 | 4,120 | 4,154 | 3,574 |
| | 2. 補助金 | 3,564 | 3,844 | 4,668 | 2,672 | 2,831 | 3,453 | 2,686 | 2,256 | 2,232 | 1,882 |
| | 3. 負担金 | 837 | 826 | 780 | 793 | 689 | 633 | 529 | 402 | 343 | 331 |
| | 4. 他会計からの長期借入金 | 500 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 |
| | 5. 固定資産売却代金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6. 資本剩余金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 7. 出資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計(A) | 12,283 | 10,919 | 12,743 | 10,781 | 11,720 | 12,429 | 7,619 | 6,778 | 7,229 | 5,787 |
| | 翌年度に繰越される支出の財源充当額(B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (C) = (A) - (B) | | 12,283 | 10,919 | 12,743 | 10,781 | 11,720 | 12,429 | 7,619 | 6,778 | 7,229 | 5,787 |
| 資本的 支出 | 1. 建設改良費 | 12,098 | 10,253 | 12,146 | 10,187 | 10,743 | 12,027 | 7,339 | 6,582 | 6,593 | 5,667 |
| | 2. 企業債償還金 | 3,794 | 3,713 | 3,655 | 3,682 | 3,881 | 3,803 | 3,824 | 3,845 | 4,024 | 4,156 |
| | 3. 補助金返還金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4. 長期借入金償還金 | 500 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 |
| | 5. 予備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計(D) | 16,391 | 13,966 | 15,801 | 13,869 | 15,124 | 15,830 | 11,163 | 10,427 | 11,117 | 9,823 |
| 資本的収入額が資本的支出額に過不足する額(E) = (C) - (D) | | △ 4,108 | △ 3,047 | △ 3,058 | △ 3,088 | △ 3,404 | △ 3,401 | △ 3,544 | △ 3,649 | △ 3,888 | △ 4,036 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 補填財源 | 1. 損益勘定留保資金(過年度) | 344 | 0 | 0 | 135 | 282 | 183 | 268 | 0 | 0 | 0 |
| | 2. 損益勘定留保資金(当年度) | 1,878 | 2,029 | 1,995 | 1,992 | 2,285 | 2,382 | 2,874 | 3,039 | 3,140 | 3,187 |
| | 3. 消費税資本的収支調整額 | 681 | 488 | 589 | 591 | 637 | 702 | 355 | 336 | 345 | 293 |
| | 4. 減債積立金 | 474 | 512 | 474 | 370 | 200 | 134 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5. 一時借入金(起債前借) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6. その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計(F) | 3,377 | 3,029 | 3,058 | 3,088 | 3,404 | 3,401 | 3,497 | 3,375 | 3,485 | 3,480 |
| 補填財源過不足額(F) - (E) | | △ 731 | △ 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 47 | △ 274 | △ 403 | △ 556 |
| 内部留保資金 | | 512 | 474 | 505 | 482 | 316 | 257 | △ 207 | △ 602 | △ 1,049 | △ 1,529 |

| | | | | | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 企業債残高 | 71,229 | 73,765 | 77,405 | 81,039 | 84,858 | 89,398 | 89,978 | 90,253 | 90,383 | 89,801 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

3.3.3 投資・財政計画(農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業)

農業集落排水事業及び特定生活排水処理事業は地方公営企業法非適用であるため、現在の事業計画に基づき、計画期間中の収支及び実質収支の見通しについて、以下の通り推計を行いました。

・農業集落排水事業

表3-3-4 投資・財政計画(1/1)

単位：百万円

| 区分 | | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 | R10 2028 | R11 2029 | R12 2030 |
|---------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 収益的収入 | 1. 営業収益 | 78 | 78 | 78 | 77 | 77 | 76 | 76 | 76 | 75 | 75 |
| | (1) 使用料収入 | 78 | 78 | 78 | 77 | 77 | 76 | 76 | 76 | 75 | 75 |
| | 2. 営業外収益 | 170 | 170 | 169 | 167 | 163 | 156 | 137 | 127 | 118 | 108 |
| | (1) 他会計補助金 | 170 | 170 | 169 | 167 | 163 | 156 | 137 | 127 | 118 | 108 |
| | 収入計(A) | 248 | 248 | 247 | 244 | 240 | 232 | 213 | 203 | 193 | 183 |
| 収益的支出 | 1. 営業費用 | 109 | 110 | 110 | 110 | 111 | 111 | 111 | 112 | 112 | 112 |
| | (1) 人件費 | 24 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| | (2) その他 | 85 | 85 | 85 | 85 | 86 | 86 | 86 | 87 | 87 | 87 |
| | 2. 営業外費用 | 24 | 21 | 19 | 17 | 15 | 13 | 11 | 10 | 9 | 8 |
| | (1) 支払利息 | 24 | 21 | 19 | 17 | 15 | 13 | 11 | 10 | 9 | 8 |
| 支出計(B) | | 133 | 131 | 129 | 127 | 126 | 124 | 122 | 122 | 121 | 120 |
| 収支差引(C)=(A)-(B) | | 115 | 117 | 118 | 117 | 114 | 108 | 91 | 81 | 72 | 63 |
| 資本的収入 | 1. 地方債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2. 他会計補助金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3. 補助金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4. 負担金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 収入計(D) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資本的支出 | 1. 建設改良費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2. 地方債償還金 | 115 | 117 | 118 | 117 | 114 | 108 | 91 | 81 | 72 | 63 |
| | 3. その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 支出計(E) | 115 | 117 | 118 | 117 | 114 | 108 | 91 | 81 | 72 | 63 |
| 資本的収入額が資本的支出額に過不足する額(F)=(D)-(E) | | △ 115 | △ 117 | △ 118 | △ 117 | △ 114 | △ 108 | △ 91 | △ 81 | △ 72 | △ 63 |
| 前年度からの繰越し金 | | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 形式収支 | | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 実質収支 | | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 地方債残高 | | 1,401 | 1,284 | 1,166 | 1,049 | 935 | 827 | 736 | 655 | 583 | 520 |

・特定地域生活排水処理事業

表3-3-5 投資・財政計画(1/1)

単位：百万円

| 区分 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|---------------------------------|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
| 収益的 収入 | 1. 営業収益 | 95 | 94 | 94 | 93 | 93 | 92 | 92 | 91 | 91 | 90 |
| | (1) 使用料収入 | 95 | 94 | 94 | 93 | 93 | 92 | 92 | 91 | 91 | 90 |
| | 2. 営業外収益 | 66 | 68 | 70 | 71 | 72 | 72 | 73 | 75 | 75 | 77 |
| | (1) 他会計補助金 | 66 | 68 | 70 | 71 | 72 | 72 | 73 | 75 | 75 | 77 |
| 収入計(A) | | 161 | 162 | 164 | 164 | 165 | 164 | 165 | 166 | 166 | 167 |
| 収益的 支出 | 1. 営業費用 | 122 | 122 | 122 | 122 | 122 | 121 | 121 | 121 | 120 | 120 |
| | (1) 人件費 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | (2) その他 | 114 | 114 | 114 | 114 | 114 | 113 | 113 | 113 | 112 | 112 |
| | 2. 営業外費用 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| | (1) 支払利息 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| 支出計(B) | | 131 | 131 | 131 | 130 | 130 | 128 | 128 | 128 | 126 | 126 |
| 收支差引(C)=(A)-(B) | | 30 | 31 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 40 | 41 |
| 資本的 収入 | 1. 地方債 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | 2. 他会計補助金 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| | 3. 補助金 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 4. 負担金 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 収入計(D) | 44 | 45 | 45 | 45 | 45 | 46 | 47 | 47 | 47 | 47 |
| 資本的 支出 | 1. 建設改良費 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| | 2. 地方債償還金 | 30 | 31 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 40 | 41 |
| | 3. その他 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 支出計(E) | 74 | 76 | 78 | 79 | 80 | 82 | 84 | 85 | 87 | 88 |
| 資本的収入額が資本的支出額に過不足する額(F)=(D)-(E) | | △ 30 | △ 31 | △ 33 | △ 34 | △ 35 | △ 36 | △ 37 | △ 38 | △ 40 | △ 41 |
| 前年度からの繰越金 | | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 形式 収 支 | | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 実質 収 支 | | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 地方債残高 | | 574 | 560 | 544 | 527 | 509 | 490 | 470 | 449 | 426 | 402 |

3.4 施策と取組み

3.4.1 施策と取組み

下水道事業の課題に対する施策における取組内容、取組目標、スケジュール等について以降に示します。

| 事業目標 | 施策 | 取組み |
|------|------------------------------|---------------------------------|
| 安全 | ① 計画的な下水道の普及 | 1 未普及地域への整備 |
| | ② 効果的な浸水対策の推進 | 1 雨水事業の計画的実施 |
| | ③ 老朽化対策の推進 | 1 下水道施設の計画的な更新・長寿命化 |
| | ④ 防災・減災対策の推進 | 1 净化センター等の耐震化 |
| | | 2 管路の耐震化 |
| | | 3 净化センター等の耐水化 |
| | ⑤ 危機管理の強化・充実 | 1 危機管理体制の強化 |
| 環境 | ① 水洗化の促進 | 1 未接続者への接続促進 |
| | ② 安定的な下水処理の維持 | 1 下水汚泥の安定的な処理 |
| | | 2 下水処理の水質管理の徹底 |
| | ③ 環境負荷の低減 | 1 下水道資源の有効利用 |
| | | 2 省エネ機器の導入 |
| 持続 | ① 汚水処理手法の最適化の検討 | 1 生活排水処理基本構想の見直し |
| | ② 下水道事業の基盤強化及び 広域化・共同化 | 1 経営効率化の推進 |
| | | 2 地方公営企業法非適用事業の法適用 |
| | | 3 不明水対策の推進 |
| | | 4 広域化・共同化の検討 |
| | ③ ストックマネジメントを踏まえた 適正な資産管理 | 1 ストックマネジメントを踏まえた投資・財政計画 の策定 |
| | ④ 下水道事業の「見える化」の推進 | 1 下水道のイメージアップ |
| | | 2 分かりやすい広報の実施 |
| | ⑤ 組織力の向上 | 1 研修の充実と人材育成 |

3.4.2 【安全】 ① 計画的な下水道の普及

目指す方向

計画的な下水道の普及により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質保全を図り、快適で安全な暮らしを提供します。

取組み1：未普及地域への整備

現状と課題

本市の下水道処理人口普及率は、令和元年度末で 84.3%に達していますが、未整備地区住民からの下水道整備に対する要望は依然として高い状況にあり、当面は現行の「久留米市生活排水処理基本構想」に基づき、計画的に下水道整備を進めていく必要があります。

一方、近年の厳しい財政状況や人口減少の状況を踏まえ、汚水処理手法の最適化の検討を進める必要があります。

具体的な取組み

- 令和7年度を目標として久留米・北野・城島地区を100%、令和15年度目標として田主丸・三潴地区を100%整備し、令和12年度末における下水道処理人口普及率94.6%を目指します。
- 下水道整備の拡大による汚水量増加への対応するため、令和3年度に北野中継ポンプ場、令和4年度に合川中継ポンプ場、令和6年度に三潴中継ポンプ場、令和7年度に小森野中継ポンプ場のポンプの増設を実施します。
- 下水道整備の拡大による汚水量増加に対応するため、南部浄化センターでは令和4年度にポンプ増設、令和10年度から水処理施設増設を、田主丸浄化センターでは令和3年度に汚泥処理設備増設、令和5年度に水処理設備改良を実施します。
- 財源確保のため、国に対し継続的な要望活動を行います。
- 国の動向を踏まえ、令和3～5年度に公共下水道区域について再検証を行います。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 久留米・北野・城島地区の整備 (~R7) | | | | | → | | | | | |
| 田主丸・三潴地区の整備 (~R15) | | | | | | | | | | → |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 下水道処理人口普及率(%) 令和2年度末見込 85.6% | 86.9 | 88.1 | 89.4 | 90.5 | 91.7 | 92.8 | 93.3 | 93.7 | 94.2 | 94.6 |

3.4.3 【安全】② 効果的な浸水対策の推進

目指す方向

効果的、計画的な浸水対策により、安全で住みやすいまちづくりを目指します。

取組み1：雨水事業の計画的実施

現状と課題

市民が安全で安心して生活することができるまちづくりを目指し、市街地を中心とした浸水対策として、短期間で効果的、効率的に浸水被害の軽減を図るため、各地区の状況にあわせて、筒川雨水貯留施設、諏訪野地区雨水貯留施設、東櫛原地区雨水貯留施設の整備などを実施してきました。

しかしながら、近年、頻発する局地的な集中豪雨による既存排水施設（河川、排水路、雨水幹線）の能力を超過する雨水流入が原因となり、浸水被害が発生している状況です。

現在、国及び県と連携した「総合内水対策計画」の取組みや市のプロジェクトにて、市管理河川流域における総合的・効果的な浸水対策に向けた基本計画の策定を進めています。

浸水被害軽減におけるハード対策は、多額の費用が必要であり、工事完了までに時間を要することから、短期的に実施可能なソフト対策をハード対策とあわせて実施する必要があります。

今後も引き続き、「汚水私費・雨水公費の原則」を基本に、適切な公費負担のもと、事業の優先順位により、効果的、効率的なハード、ソフト両面から取り組む必要があります。

また、国では筑後川流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換も計画的に推進されており、その動向についても注視していく必要があります。

具体的な取組み

- ・国・県と連携して策定した「総合内水対策計画」に基づき、金丸・池町川流域の浸水対策を実施し、令和6年度までに浸水被害を軽減します。
- ・国・県と連携して策定した「総合内水対策計画」に基づき、下弓削川流域の浸水対策を実施し、令和6年度までに浸水被害を軽減します。
- ・筒川流域の浸水対策について、ハード・ソフト両面から検討を行い、令和12年度までに浸水被害を軽減します。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | | |
| 金丸・池町川流域 浸水対策 | | | | ➡ | | | | | | | | |
| 下弓削川流域 浸水対策 | | | | ➡ | | | | | | | | |
| 筒川流域浸水対策 | | | | | | | | | | | | ➡ |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|--------------------------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 金丸・池町川流域 浸水対策事業進捗率(%) | 6.9 | 43.1 | 88.1 | 100 | — | — | — | — | — | — |
| 下弓削川流域 浸水対策事業進捗率(%) | 21.4 | 83.4 | 96.3 | 100 | — | — | — | — | — | — |
| 筒川流域 浸水対策事業進捗率(%) | 1.3 | 3.1 | 31.5 | 59.5 | 66.3 | 73 | 79.7 | 86.5 | 93.2 | 100 |



図 3-4-1 河川位置図

3.4.4 【安全】 ③ 老朽化対策の推進

目指す方向

ストックマネジメントに基づく、下水道施設の計画的な更新・長寿命化に取り組み、費用の平準化を図りながら、健全度水準を一定に保つことで、安定的かつ持続可能な下水道事業を運営していきます。

取組み1：下水道施設の計画的な更新・長寿命化

現状と課題

本市では、処理場3箇所、中継ポンプ場10箇所、雨水ポンプ場1箇所、その他にマンホールポンプ場などの施設を管理しています。また令和元年度末の管路（汚水）の延長は1,301kmに達しています。これらの中には、老朽化が進行しているものと比較的新しいものが混在していることから、状況に応じた維持管理や更新・長寿命化が必要となります。

これまで、平成25・26年度に策定した施設毎の長寿命化計画に基づき、老朽化対策工事を実施してきました。

更に、平成29年度から令和2年度までにおいて、点検・調査の実施結果を基に、下水道施設全体の中長期的な更新需要を見通したストックマネジメント計画及び第1期老朽化対策計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、健全度の低下が著しい施設について計画的な更新・長寿命化に取り組むとともに、5年毎に老朽化対策計画を継続して策定することにより、健全度水準を一定に保つ必要があります。

具体的な取組み

- 令和2年度に策定した第1期老朽化対策計画に基づき、設備・管路の老朽化対策（更新）工事（機械・電気設備53設備、管路2km）を令和7年度までに完了します。
- 令和7年度までに第2期老朽化対策計画を策定し、この計画に基づいた設備・管路の老朽化対策（更新）工事（機械・電気設備61設備、管路2km）を令和12年度までに完了します。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|------------------------|----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 施設・管路の老朽化対策 (設計・工事) | | | | 第1期 | | | | | 第2期 | |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|----------------------|----|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 老朽化対策進捗率(%) (第1期) | — | 25 | 50 | 75 | 100 | — | — | — | — | — |
| 老朽化対策進捗率(%) (第2期) | — | — | — | — | — | 20 | 40 | 60 | 80 | 100 |

3.4.5 【安全】④ 防災・減災対策の推進

目指す方向

浄化センター・ポンプ場及び重要な管路の計画的な耐震化及び浄化センター等の耐水化により、自然災害に強い施設を整備し、安定的な下水処理の確保に努めます。

取組み1：浄化センター等の耐震化

現状と課題

本市の浄化センター・ポンプ場のうち、平成9年度以前に建設されたものについては、現行の耐震基準を満たしておらず、計画的に耐震化を進める必要があります。

本市では、平成25年度に策定した「公共下水道総合地震対策計画」に基づき、耐震化事業に取り組んでおり、令和元年度の耐震化対策進捗率は41.1%となっています。

今後も、耐震化が未実施の施設について、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

表3-4-1 浄化センター・ポンプ場の耐震化対策進捗率（令和元年度末）

| 施設種別 | 耐震化対策必要数 (A) | 耐震化対策済 (B) | 耐震化対策 未実施 | 耐震化対策進捗率 (B) / (A) |
|--------------|-----------------|---------------|--------------|-----------------------|
| 浄化センター・ポンプ場計 | 56 | 23 | 33 | 41.1% |
| 浄化センター（施設数）計 | 50 | 18 | 32 | 36.0% |
| 中央浄化センター | 24 | 11 | 13 | 45.8% |
| 南部浄化センター | 26 | 7 | 19 | 26.9% |
| 田主丸浄化センター | 0 | 0 | 0 | — |
| ポンプ場（個所数）計 | 6 | 5 | 1 | 83.3% |

具体的な取組み

- 令和9年度までに、中央浄化センター及び南部浄化センターの水処理施設及び汚泥処理施設の耐震化を完了します。
- 令和12年度までに篠山排水ポンプ場の耐震化を完了します。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|-----------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 中央・南部浄化センターの耐震化 | | | | | | | | | | | → |
| 篠山排水ポンプ場の耐震化 | | | | | | | | | | | → |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|---------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 耐震化工事進捗率(%) 【施設】 令和2年度末見込 41.1% | 42.4 | 48.8 | 55.2 | 61.6 | 68.0 | 74.4 | 80.8 | 87.2 | 93.6 | 100.0 | |

取組み2：管路の耐震化

現状と課題

大規模な地震が発生した場合、揺れや地盤の液状化により管路が破損し機能を失う恐れがあります。そのような状況を防止し、下水道機能を維持できるように、計画的に管路の耐震化を進めていく必要があります。

本市では、平成25年度に策定した「公共下水道総合地震対策計画」に基づき、管路の耐震対策を実施しています。耐震対策上、重要な管路を①20ha以上の排水区域を受け持つ管路、②河川・軌道等を横断する管路、③緊急輸送路等に埋設されている管路、④防災拠点等からの排水を受けている管路と定めており、そのうち耐震化対策が必要な管路延長は72kmです。

現在、耐震性能の把握から取り組んでいる状況であり、対策には長期間必要となります。今後も、耐震化が未実施の管路について、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

表3-4-2 管路の耐震化対策進捗率（令和元年度末）

単位：km

| 施設種別 | 耐震化対策必要延長（A） | 耐震化対策済延長（B） | | 耐震化対策未実施延長（B）／（A） |
|-------|--------------|-------------|-------------------|-------------------|
| | | 耐震化対策済延長（B） | 耐震化対策未実施延長（B）／（A） | |
| 重要な管路 | 72.0 | 3.7 | 68.3 | 5.1% |

具体的な取組み

- 液状化の危険度がかなり高い地区において、処理場に直結する、軌道敷・河川横断、緊急輸送路等の特に重要な管路 16.2 kmの耐震補強工事を令和12年度までに完了します。
- その他対策が必要な管路についても管路耐震診断・管路耐震詳細設計を計画的に行います。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 耐震補強工事 | | | | | | | | | | → |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---------------------------------------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 耐震補強工事進捗率(%) 【管路】 令和2年度末見込 5.6% | 7.3 | 8.9 | 10.6 | 12.3 | 14.0 | 15.7 | 17.4 | 19.1 | 20.8 | 22.5 |

取組み3：浄化センター等の耐水化

■ 現状と課題

国は、近年の豪雨災害等による下水道施設の被災状況を受け、河川氾濫時においても一定の処理機能を確保し、施設被害による社会的影響を最小限にするため、令和3年度までに耐水化計画（短期：揚水機能確保、中期：汚水処理及び汚泥処理機能確保）を策定するよう求めています。

本市においても、平成30年7月豪雨の際に中央浄化センターにおいて浸水被害が発生し、下水処理が一時的に停止する事態が起こっており、施設の浸水対策が喫緊の課題となっています。

耐水化計画では、被災時のリスクの高い施設について、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにし、その内容に沿って順次耐水化を進める必要があります。また、計画の策定と並行して、早急に対策を要する施設について、必要な措置を行う必要があります。

■ 具体的な取組み

- ・令和3年度に高リスクの施設に対する「耐水化計画」を策定します。
- ・非常時に備えて、令和3年度に水中ポンプ（可搬式）等を確保します。
- ・令和4～8年度に受変電設備やポンプ設備等を耐水化し、揚水機能の確保に取り組んでいきます。
- ・令和9年度から水処理設備や汚泥処理設備を耐水化し、汚水処理機能の確保に取り組んでいきます。



▲ 平成30年度 西日本豪雨被災状況
(中央浄化センター)

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|-------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 耐水化計画の策定 | ➡ | | | | | | | | | | |
| 耐水化の実施 (応急措置) | ➡ | | | | | | | | | | |
| 耐水化対策の実施 (揚水機能の確保) | | | | ➡ | | | | | | | |
| 耐水化対策の実施 (汚水処理機能の確保) | | | | | | | ➡ | | | | |

3.4.6 【安全】 5 危機管理の強化・充実

目指す方向

自然災害に備えた危機管理体制の強化・充実を図り、安定的な下水処理の確保に努めます。

取組み1：危機管理体制の強化

現状と課題

本市では、災害発生時に一刻も早くライフラインの復旧ができるよう、災害時の体制や業務などを定めた危機管理マニュアル及び受援マニュアルを策定しています。

また、災害が発生した場合でも重要業務への影響を最小限に抑え、速やかに復旧、再開できるようにするための業務継続計画（BCP）を平成28年度に策定しました。

今後は、近年の頻発する自然災害に対応した危機管理マニュアル及び業務継続計画の更なる充実を図る必要があります。

具体的な取組み

- 危機管理マニュアル及び受援マニュアルを定期的に見直します。
- 大規模地震や浸水被害などを想定した局内訓練を年1回実施します。
- 関係機関との合同訓練に毎年度参加します。



▲ 平成28年度 熊本地震支援

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 危機管理マニュアル及び受援マニュアルの充実 | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |
| 訓練の実施 | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |

3.4.7 【環境】① 水洗化の促進

目指す方向

水洗化を促進し、快適な生活環境の確保と公共用海域の水質保全を図り、健全な水循環を創出します。

取組み1：未接続者への接続促進

現状と課題

水洗化の促進は、「快適な生活環境の確保」と「公共用海域の水質保全」という下水道整備の目的の達成と、有収水量を増やすことで使用料収入を確保し下水道財政の健全化を図るという2つの観点から重要です。

下水道整備の目的達成のためには、排水設備を設置し、下水道に接続していただく必要があるため、本市では、水洗化促進制度（融資あっせん、利子補給制度）を設け、水洗化の促進を図ってきました。

しかしながら、①経済性、②家屋の老朽化、③空き家、④既に浄化槽を設置しているなどの理由から未接続のケースがあります。特に、城島・三瀬地区においては平成17年の広域合併前に自治体主導での浄化槽設置が進められていたため、下水道接続率が伸び悩んでいる状況であることから、今後はより効果的な制度の検討・拡充が必要となります。

具体的な取組み

- 戸別訪問や地元説明会の開催、供用開始通知等の機会を捉え、公共下水道への接続指導を行います。
- 上下水道フェアの開催や広報紙による情報発信を行います。
- 水洗化促進制度（融資あっせん、利子補給制度）について、様々な機会を捉えて説明を行い、制度の浸透と活用を図ります。
- 特に、未接続の割合が高い城島・三瀬地区への水洗化促進策として、実施可能かつ効果的な施策・制度を検討します。

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 接続の啓発・指導 | | | | ➡ | | | ➡ | | | ➡ |
| 接続促進向上策の検討・策定 | | | ➡ | | | | | | | |

取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|-------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 水洗化率(%) 令和元年度末 89.0% | 89.0 | 89.3 | 89.7 | 90.0 | 90.3 | 90.7 | 91.0 | 91.3 | 91.7 | 92.0 |

目指す方向

安定的な下水処理により、環境負荷の低減に配慮した健全な水環境を創出します。

取組み1：下水汚泥の安定的な処理

現状と課題

下水汚泥の処理については、民間事業者へ委託することにより、緑農地用の肥料や建設資材の原料として有効に活用されています。本市の下水処理場で発生する汚泥量は、令和元年度には 16,048t に達し、下水道の普及に伴い今後も増加するものと見込まれます。

引き続き安定的に下水汚泥を処理するために、新たな民間活用の手法や広域処理を検討する必要があります。

具体的な取組み

- ・中央浄化センターにおいては、令和9年度までに老朽化した消化槽の更新を行い、消化効率を向上させ、下水汚泥の減量化（消化率約 6%上昇）を目指します。
- ・南部浄化センターにおいては、令和 3 年度までに老朽化した消化槽設備の更新を行い、消化効率を向上させ、下水汚泥の減量化（消化率約 1%上昇）を目指します。
- ・安定的に下水汚泥を処理するために、継続的に他都市の処理状況調査及び新技術の研究を行います。
- ・福岡県が令和 4 年度までに策定する「下水道広域化・共同化計画」の取組みの中で、スケールメリットが期待できる広域処理や集約処理の導入の可能性について研究します。



図 3-4-2 脱水汚泥の有効利用

■スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|---------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 中央浄化センター 第1プラント消化槽更新 | | | | | | | | | | | |
| 中央浄化センター 第2プラント消化槽設備更新 | | | | | | | | | | | |
| 南部浄化センター 消化槽設備更新 | | | ➡ | | | | | | | | |
| 調査・研究 (他都市・新技術) | | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |
| 研究 (広域処理・集約処理) | | | ➡ | | | | | | | | |

■取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|--|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 消化汚泥の消化率 中央浄化センター (%) 令和2年度末見込 48% | 48 | 48 | 48 | 50 | 50 | 50 | 50 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| 消化汚泥の消化率 南部浄化センター (%) 令和2年度末見込 56% | 56 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 |

取組み2：下水処理の水質管理の徹底

■ 現状と課題

下水道は、家庭や工場から排出される汚水を処理場で処理し、河川に戻すことで公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に貢献しています。

本市の浄化センターにおいては、安定的な汚水処理と41項目の水質検査を行っており、水質基準を満たした処理水を河川に放流しています。

今後は、区域の拡大に伴い処理水量の増加が見込まれますが、安定した汚水処理と水質管理のため、取組みの継続が求められている状況です。

■ 具体的な取組み

- PDCAサイクルの構築による計画的な維持管理により、施設の機能を保持します。
- 適切な運転操作と41項目の水質検査を実施し、良好な処理水質を維持します。そのうち、BOD（生物化学的酸素要求量）及びSS（浮遊物質）について、年間平均値5.0mg/L以下を維持します。



▲ 水質検査



▲ 施設の維持管理

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 適切な維持管理 | | | | → | | | → | | | | → |
| 良好な処理水質の維持 | | | → | | | → | | | | | → |

■ 取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|---|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| BOD (mg/L) (生物化学的酸素要求量) 久留米市自主基準 15.0 以下 令和元年度末 5.0 以下 | | 5.0 以下 | | | 5.0 以下 | | | 5.0 以下 | | | |
| SS(mg/L) (浮遊物質) 久留米市自主基準 15.0 以下 令和元年度末 5.0 以下 | | 5.0 以下 | | | 5.0 以下 | | | 5.0 以下 | | | |

BOD: 汚れの指標の一つで値が大きいほど汚れている

SS: 水中に浮いている固体物質で値が大きいほど汚れている

3.4.9 【環境】 ③ 環境負荷の低減

目指す方向

新たな省エネルギー化の取組みと下水道の持つポテンシャルの活用により、循環型社会へ貢献します。

取組み1：下水道資源の有効利用

■ 現状と課題

中央浄化センター及び南部浄化センターでは、汚泥処理の過程で発生する消化汚泥の全量有効利用を行うとともに、消化ガス（バイオガス）を利用した発電及び熱利用を実施しています。

近年、処理水量の増加に伴い余剰となる消化ガス量の増加により、消化ガスの有効利用率が低下しており、変動する消化ガス発生量を考慮したより効率的な施設の運用や施設の増設、改修等の必要性が高まっています。

また、消化ガス以外にも下水道が有する資源としては、処理水、下水熱、汚泥（堆肥化、固体燃料化、りん回収等）等があり、これら下水道資源・エネルギーについての更なる活用が求められています。

■ 具体的な取組み

- ・南部浄化センターにおいて令和4年度までに消化ガス利用設備の増設を行い、令和5年度以降の消化ガス有効利用率97.5%を目指します。
- ・消化ガス以外にも小水力発電や太陽光発電については継続して取り組むとともに、新たに下水道資源やエネルギー活用についての調査・研究を行います。

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 消化ガスの効率的な運用の検討 | | | | ➡ | | | ➡ | | | ➡ |
| 下水道資源やエネルギー活用の調査・研究 | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |

■ 取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 消化ガスの有効利用率(%) 令和2年度末見込 90.4% | 89.8 | 89.0 | 97.5 | 97.5 | 97.5 | 97.5 | 97.5 | 97.5 | 97.5 | 97.5 |

取組み2：省エネ機器の導入

■ 現状と課題

下水処理においては、水処理及び汚泥処理の過程で多くの電力を使用するため、温室効果ガスの減量が課題となっています。

そのため、浄化センターでは、使用電力の削減を目標とし、効率的な機械の運転や使用機器の運転時間の最適化を図るとともに、施設の増設・更新時には省エネルギーに配慮した機器の導入を行っています。

今後、下水道の普及や処理の高度化に伴い、温室効果ガス排出量は増大していくと予想され、その削減に対応する必要があります。

■ 具体的な取組み

- ・使用機器の運転時間の最適化などにより省エネルギー化に取り組みます。
- ・機器増設・更新時に省エネルギー機器を導入します。
- ・汚水処理にかかる使用エネルギー量の削減に取り組みます。



▲ 消化槽（南部浄化センター）

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 省エネルギー機器の導入 | | | | ➡ | | ➡ | | | | ➡ |

■ 取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 使用エネルギー削減量(kWh) | 7,890 | 7,940 | 7,980 | 8,020 | 8,060 | 8,100 | 8,120 | 8,130 | 8,140 | 8,150 |

※令和2年度の使用エネルギー量見込(7,847,478kWh)を基準とし、年間0.1%削減した場合の削減量

3.4.10 【持続】 ① 汚水処理手法の最適化の検討

目指す方向

中長期的な視点にたった汚水処理手法の最適化を検討し、持続可能な健全経営を目指します。

取組み1：生活排水処理基本構想の見直し

現状と課題

本市では、平成20年に策定した「久留米市生活排水処理基本構想」に基づき、公共下水道、農業集落排水処理及び合併処理浄化槽（個人設置型・市町村設置型）の手法を用いて、汚水処理施設の整備を計画的に行ってきました。

国は、施設の老朽化、将来の人口減少、使用料収入減少といった様々な課題を抱える中、従来通りの事業運営では持続的な事業の執行が困難になりつつあると捉え、汚水処理施設の早期概成を推進する方針を示しています。

平成26年1月には、国土交通省、農林水産省、環境省が、今後10年程度での汚水処理施設整備の概成（10年概成）という時間軸を盛り込んだ3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、都道府県構想の見直しを要請しました。これを踏まえ、福岡県において、平成29年3月に「福岡県汚水処理構想」が策定されました。

本市においては、福岡県に先立ち、平成27年12月にマニュアルに基づく「久留米市生活排水処理基本構想」の見直し、改定を行いました。この見直しにおいて、汚水処理施設の整備手法は従前の構想とほぼ同様の結果となりました。現在は、この改定後の構想に基づき汚水処理施設の整備を進めています。

しかし、下水道事業の厳しい財政状況や今後の収入減少、整備予定地域の特性を踏まえると、更なる汚水処理手法の最適化の検討（生活排水処理基本構想の再検証）に継続して取り組む必要があります。

具体的な取組み

- ・国の動向を踏まえ、令和3~5年度に公共下水道区域について再検証を行います。
- ・公共下水道区域の再検証にあわせ、合併処理浄化槽（個人設置型・特定地域生活排水処理事業）の整備手法について検討します。
- ・上記に加え、令和2年度に策定した「農業集落排水事業最適整備構想」、福岡県が令和4年度までに策定する「下水道広域化・共同化計画」の内容を踏まえ、令和5年度までに生活排水処理基本構想の見直しに取り組みます。
- ・各種計画の変更を踏まえ、令和6~7年度に事業計画の変更などの法手続を実施します。

■スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|---|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 汚水処理手法の最適化の検討 (生活排水処理基本構想の 再検証・見直し) | | | | → | | | | | | |
| 事業計画変更等の法手続 | | | | → | | | | | | |

目指す方向

経営効率化や広域化・共同化の推進により、下水道事業の基盤強化に取り組み、持続可能な健全経営を目指します。

取組み1：経営効率化の推進

現状と課題

下水道事業は重要なライフラインであるという認識のもと、安全で安定的な汚水処理が持続可能となるよう、経営効率化の推進に努める必要があります。

本市下水道事業の根幹をなす使用料収入は、令和元年度決算で、約42億円、納期内収納率は98.99%と高い収納率を維持しています。しかし今後は、人口減少等による収入減少が見込まれるため、収入確保の取組みをより強化していく必要があります。

また、本市は、これまで施設の運転管理の民間委託を行うなど事業の効率化を図ってきましたが、国においては、下水道事業を持続的に運営する手法として、官民連携を推進する方針のもと、国庫補助金の交付要件として、官民連携（コンセッション、PFI、DBO、DB等）活用が規定されるなど、更なる官民連携推進の必要性が高まっています。

具体的な取組み

- ・戸別訪問や地元説明会の開催、供用開始通知等の機会を捉え、公共下水道への接続指導を行います。
- ・年に1回口座振替強化月間を設け、口座振替を推進します。
- ・令和4年度にスマートフォン用アプリ納付（キャッシュレス決済）を導入します。
- ・構造物・設備の大規模更新に加え、管路整備等においても、「設計・施工一括発注（DB）方式」など民間のノウハウ・資金等の積極的な活用を検討していきます。
- ・処理施設の増設時には、適切な汚水量予測に基づき、その規模の適正化を図ります。また、下水道施設の更新時に適切な規模・仕様の検討や新技術の導入の検証を行うことで合理化を図ります。



図3-4-3 納付方法の充実

■スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|----------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 口座振替の推進 | | | → | | | → | | | | → |
| スマホアプリ納付 (キャッシュレス決裁)の導入 | | | → | | | → | | | | → |
| 官民連携の調査・研究 | | | → | | | → | | | | → |

■取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|--------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 納期内収納率(%) 令和元年度 98.6% | 98.6 | 98.6 | 98.6 | 98.6 | 98.6 | 98.7 | 98.7 | 98.7 | 98.7 | 98.7 |
| 口座振替率(%) 令和元年度 76.2% | 77.3 | 77.6 | 77.9 | 78.2 | 78.5 | 78.8 | 79.1 | 79.4 | 79.7 | 80.0 |

取組み2：地方公営企業法非適用事業の法適用

■ 現状と課題

公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。

特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく使用料水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組みであり、これらの取組みを進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。

このような状況から、国は、公営企業会計を適用していない事業については、令和5年度までに、公営企業会計の適用を要請しています。

本市では、下水道事業として公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を実施していますが、公営企業会計を適用していない農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業について、適用に取り組む必要があります。

■ 具体的な取組み

- ・令和5年度までに「農業集落排水事業」に公営企業会計を適用します。
- ・令和5年度までに「特定地域生活排水処理事業」に公営企業会計を適用します。

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 公営企業会計適用の準備 | | | → | | | | | | | | |
| 公営企業会計による 経営の見える化 | | | | → | | | | | | | |

取組み3：不明水対策の推進

■ 現状と課題

不明水とは、処理場に流入する汚水量のうち、下水道使用量などで把握することができない水量であり、具体的には汚水管路等の老朽化等により地下水や雨水などが流入する『浸入水』や宅内の雨水管が誤って汚水管に接続されている『誤接続』などが考えられます。

不明水は、衛生上のリスクの増大、公共用水域の水質保全及び交通障害などの影響が懸念されるとともに、処理水量の増加による処理費用の増大により下水道事業の経営悪化の原因となるため、その削減に取り組んでいく必要があります。

■ 具体的な取組み

- 令和3年度末までに、中継ポンプ場の流入量及びマンホールポンプの運転状況の解析結果により、浸入水量が多いエリアの絞り込み及び優先的に対策を実施する地区的決定を行います。その後、浸入箇所や浸入原因を把握するため詳細調査を実施し、浸入原因に応じた対策を実施していきます。
- 令和3年度末までに、浸入水が懸念される事業所（約80箇所）の現地調査を実施し、誤接続及び排水設備の損壊により浸入水が確認された事業者に対して、改築・改善等の指導を行います。
- 排水設備工事の申請から完成検査におけるチェック体制の強化（図面等の充実・完成検査の厳格化）を継続し、誤接続等の防止を図ります。

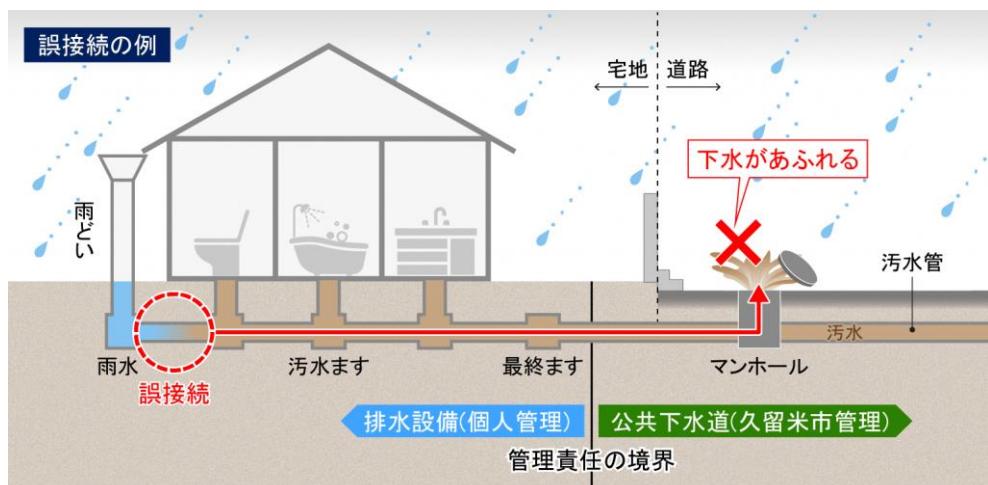


図3-4-4 雨水管の誤接続（イメージ）

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|--------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 誤接続調査及び改善指導 | | | | → | | | → | | | → |
| 誤接続に関する周知・啓発 | | | | → | | | → | | | → |

■ 取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|----------------------|----|----|----|------|----|------|----|-----|-----|------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 有収率(%) 令和元年度84.2% | | | | 86.0 | | 88.0 | | | | 90.0 |

取組み4：広域化・共同化の検討

■ 現状と課題

下水道事業における経営基盤強化の方策の一つとして、汚水処理関係4省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）は、都道府県に対して、管内の全市町村とともに検討体制を構築し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請しています。

福岡県でも平成30年2月から計画策定に向けた取組みとして、全体会議や県内を7つのブロックに分けたブロック会議を通して、計画のとりまとめを進めているところです。

その取組みの中で、本市は久留米ブロック（7市町村+2一部事務組合）のリーダーとして会議等に参加し、効果的な広域化・共同化の手法について研究、検討を行っています。

引き続き、県や近隣事業体と連携しながら先進事例の情報収集を行うとともに、本市にとって有効な広域化・共同化の手法について検討・実施していく必要があります。

■ 具体的な取組み

- 令和5年度までに公共下水道への農業集落排水施設の統合について検討を行います。
- 福岡県が令和4年度までに策定する「下水道広域化・共同化計画」の中で、し尿処理施設の広域化・共同化の検討を行うほか、他の統合事例や先進的事例の調査及び研究を行います。
- BCP等の災害対策をはじめとしたソフト面の広域化を検討及び実施します。

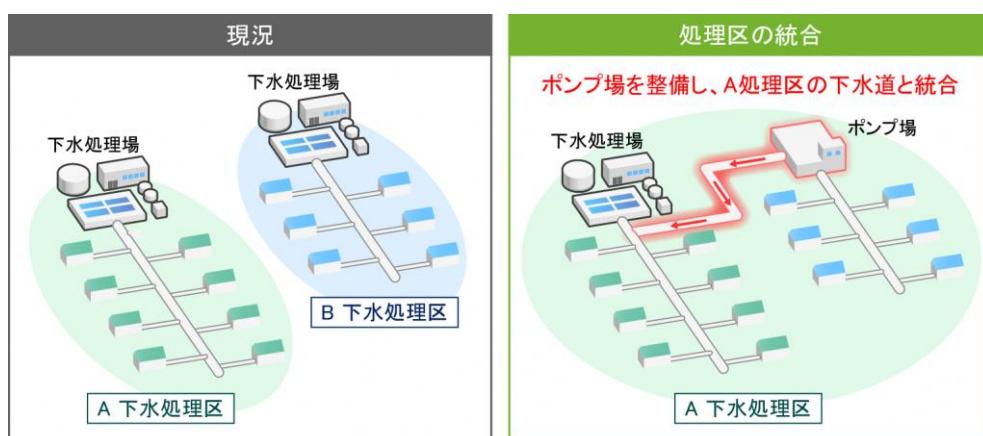


図3-4-5 広域化・共同化計画

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 公共下水道と農業集落排水施設の統合 | | | 検討 | | | | | | | | |
| 広域化・共同化の研究・調査 | | | | | | | | | | | |

目指す方向

ストックマネジメント計画に基づいた投資費用の平準化を図り、更に使用料水準、企業債借入の適正化を検討する中でアセットマネジメントに取り組み、持続可能な健全経営を目指します。

取組み1：ストックマネジメントを踏まえた投資・財政計画の策定

■ 現状と課題

本市では、平成29年度から令和2年度に策定した「ストックマネジメント計画」の中で、ライフサイクルコストを考慮した「点検・調査計画」及び「修繕・改築計画」を策定しました。今後は、この計画を本経営戦略における投資・財政計画の投資試算に反映させ、調査費用や工事費用の平準化を図りながら、計画的に更新事業を進めていく必要があります。特に、下水道供用開始時に稼働した中央浄化センターは施設の老朽化が進んでいることから、更新事業における大きな課題の一つです。

次に、財源試算において、今後必要となる投資にかかる費用を現行の下水道使用料水準で賄えない場合も想定されることから、一般会計との間の適正な経費負担を前提としつつ、使用料水準の見直しについて更なる検討が必要です。

未普及地域への整備及び下水道施設の更新、耐震化など投資には多額の費用が必要となります。公営企業会計の適用から6年しか経過していない下水道事業は、内部留保資金の蓄積が充分でないため、その財源の多くを企業債に依存しています。企業債発行に当たっては、世代間負担の公平性の確保という本来の役割と事業運営のための資金確保のバランスを考慮しながら、将来世代への過重な負担とならない適切な借入を行う必要があります。

■ 具体的な取組み

- ・ストックマネジメント計画に基づいた事業の実施により、ライフサイクルコストの低減と費用の平準化に取り組みます。
- ・雨水処理に要する経費及び分流式下水道に要する経費の適切な繰入金について、一般会計の財政担当部局と継続して協議します。
- ・投資財源の確保と世代間負担の公平性の均衡を保ちながら企業債の適切な借入を行います。
- ・経営戦略のPDCAサイクルの中で、経費回収率100%を目標とした下水道使用料水準・体系について検討します。
- ・ストックマネジメントを踏まえた投資・財政計画を策定し、経営戦略のPDCAサイクルの中で定期的に見直すことにより、アセットマネジメントに取り組みます。

■スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| ストックマネジメントを活用した適正な資産管理 | | | | → | | → | | | | → |
| 適正な企業債の借入の検討 | | | → | | → | → | | | | → |
| 適正な下水道使用料水準・体系の検討 | | | → | | → | → | | | | → |

■取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 企業債残高対事業規模比率(%) 令和2年度末見込1153.2% | 1211.4 | 1262.6 | 1294.5 | 1312.3 | 1360.6 | 1397.4 | 1357.0 | 1268.0 | 1256.3 | 1242.0 |
| 経費回収率(%) 令和2年度末見込101.6% | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

3.4.13 【持続】 ④ 下水道事業の「見える化」の推進

目指す方向

効果的なPRや広報活動による下水道のイメージアップを通して、お客様の理解と接続促進を図り、持続可能な健全経営を目指します。

取組み1：下水道のイメージアップ

現状と課題

下水道接続の促進は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全を図るという下水道整備の目的の達成と収入確保の両面から重要となります。

本市では、下水道が果たす役割について、上下水道フェアなどのイベントやマンホールカードなどのツールを用いて広くPRしてきましたが、市民の下水道に対する理解を更に深めイメージアップを図るための取組みの継続が必要です。

具体的な取組み

- ・上下水道フェアを開催し、下水道の役割についてPRを行います。
- ・各種イベントにおいてブース出展及びマンホールカードの配布を行い、下水道の役割をPRします。また、マンホールカードがより市民の皆様に親しまれるよう、新しいデザインを追加します。
- ・マンホールトイレを有効活用し、自然災害時などにおける下水道について、理解を促進します。
- ・施設見学や出前講座を通して、下水道の大切さや水の循環について発信します。
- ・下水道事業への理解促進のため、PR動画『久留米の上下水道ものがたり』をホームページ等で配信します。



▲ マンホールカード



▲ イベント開催（フェア）の様子

■スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| イベントの実施 | | | | → | | → | | | | → |
| 施設見学等の実施 | | | → | | → | | → | | | → |

■取組指標

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 施設見学者の数(人) 令和元年度 約1,600人 | 1,620 | 1,640 | 1,660 | 1,680 | 1,700 | 1,720 | 1,740 | 1,760 | 1,780 | 1,800 |

取組み2：分かりやすい広報の実施

■ 現状と課題

本市では、使用料収入を主な財源とする公営企業として、広報紙やホームページを活用し、お客様に対して様々な情報発信に取り組んできました。

今後は、下水道事業の現状や取り巻く環境など、より多くの情報を発信し、下水道事業への一層の理解と利用促進を図ることが必要です。

■ 具体的な取組み

- ・広報紙「久留米の水だより」(年3回発行)をリニューアルし、内容をより読みやすく、伝わりやすくします。
- ・市公式ホームページに加え、久留米市LINEをはじめとする新たな情報発信など、電子化を検討します。



図 3-4-6 SNSによる新たな広報イメージ

▲ 広報紙「久留米の水だより」

■ スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
|------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 「久留米の水だより」リニューアル | | | | → | | | → | | | | → |
| 情報発信の電子化の検討 | | | → | | | → | | | | | → |

3.4.14 【持続】 ⑤ 組織力の向上

目指す方向

長期的な視点で人材育成及びコンプライアンス意識の醸成に取り組み、組織力の向上に努めます。

取組み1：研修の充実と人材育成

現状と課題

本市の下水道事業は、技術者による技術や技能で支えられてきました。本市では、技術力の維持、向上のための研修委員会を設置し、研修体制の充実を図っています。業務を進める上で求められる設計、施工、維持管理に係る専門的な知識や現場技術力については、様々な研修により技術の向上に努めています。また、研修計画を策定し、長期的な視点で人材育成に努めています。

今後は、職員の確保が困難になることも想定し、民間活力の導入を含めた人材の活用、育成、技術の継承により、組織力向上を図る必要があります。また、大切なライフラインに携わる職員として更なるコンプライアンス意識の徹底に努める必要があります。

具体的な取組み

- 年1回の研修計画の作成にあわせて、研修の拡充及び見直し等を実施します。
- 技術の継承を目的とした、OJTによる内部研修を随時実施します。
- 日本下水道協会、日本下水道事業団等が開催する研修への参加や人事交流などを通して組織力の向上に努めます。



▲ 現場操作研修

スケジュール

| (年度) | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | |
|------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 内部研修の充実と実施 | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |
| 外部研修の受講 | | | ➡ | | | ➡ | | | | ➡ |

第4章

計画の推進

4.1 目標

4.1.1 経営指標

本経営戦略に掲げる経営指標を表 4-1-1 に示します。本指標に基づいて、業務の進捗管理を行います。

表 4-1-1 経営指標（予定）

【水道事業】

| 指標名 | 算定方法 | 望ましい 方向 | 実績・見込 | | 前期 | | | 中期 | 後期 |
|------------------|---------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | |
| 有収率 | 有収水量 配水量 | ↗ | 88.9% | 88.9% | ⇒ | ⇒ | 89.2% | 89.5% | 90.0% |
| 経常収支比率 | 経常収益 経常費用 | ↗ | 117.2% | 111.2% | 107.1% | 107.4% | 104.6% | 102.1% | 100.0% |
| 企業債残高対 給水収益比率 | 企業債残高 給水収益 | ↘ | 205.1% | 232.2% | 256.7% | 274.8% | 288.0% | 316.1% | 353.5% |
| 企業債残高 (億円) | 年度末時点 残高 | ↘ | 87.7 億円 | 98.0 億円 | 106.7 億円 | 113.2 億円 | 117.6 億円 | 126.1 億円 | 137.3 億円 |

【下水道事業】

| 指標名 | 算定方法 | 望ましい 方向 | 実績・見込 | | 前期 | | | 中期 | 後期 |
|------------------|----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | |
| 有収率 | 有収水量 汚水処理水量 | ↗ | 84.2% | 84.2% | ⇒ | ⇒ | 86.0% | 88.0% | 90.0% |
| 水洗化率 | 水洗便所設置済人口 処理区域内人口 | ↗ | 89.0% | 89.0% | 89.0% | 89.3% | 89.7% | 90.7% | 92.0% |
| 経常収支比率 | 経常収益 経常費用 | ↗ | 110.6% | 108.9% | 107.5% | 106.9% | 105.2% | 100.0% | 100.0% |
| 企業債残高対 事業規模比率 | 企業債残高 事業規模 | ↘ | 1116.5% | 1153.2% | 1211.4% | 1262.6% | 1294.5% | 1397.4% | 1242.0% |
| 企業債残高 (億円) | 年度末時点 残高 | ↘ | 667.1 億円 | 676.4 億円 | 712.3 億円 | 737.7 億円 | 774.1 億円 | 894.0 億円 | 898.0 億円 |

4.2 推進体制とフォローアップ

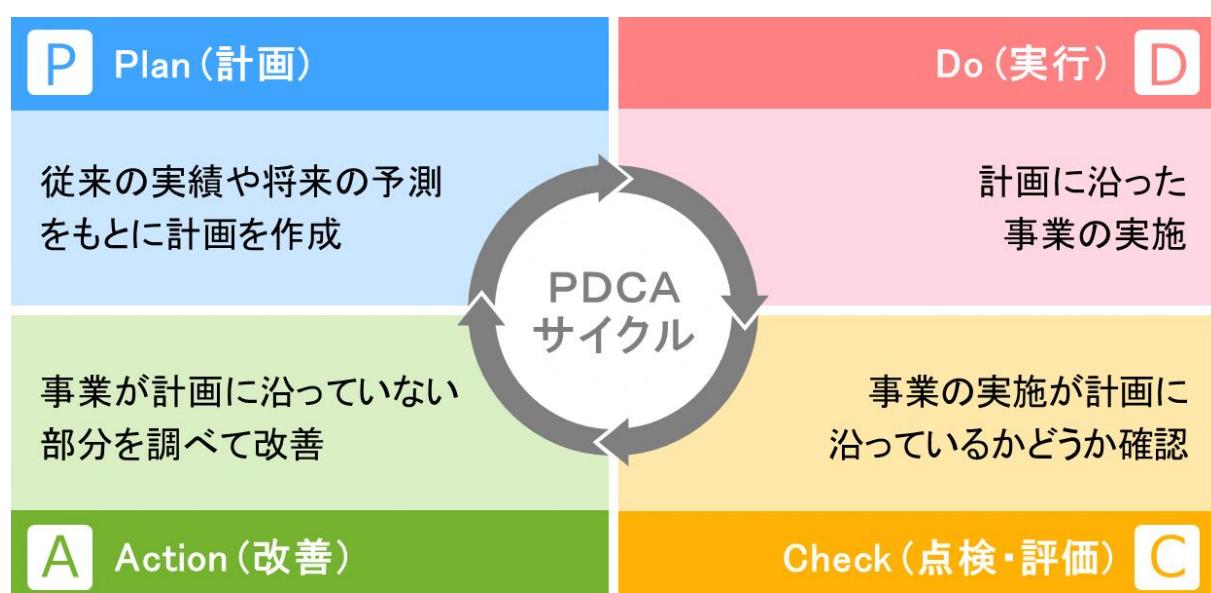
4.2.1 事後検証・改定等

本経営戦略に掲げる経営理念に基づき、施策等を着実に推進するため、目標の達成状況、取組みの実施状況について、PDCAサイクルによって、計画、実行、評価、改善といった一連の過程を毎年度継続的に実施します。

あわせて、毎年開催する「久留米市上下水道事業運営審議会」において取組みの評価を行うことにより、水道事業及び下水道事業の効果的・効率的な運営を実現します。

また、計画と実状との乖離が著しい場合は、原因を調査するとともにその対策について機会を捉えて実施します。

更に、計画期間中に発生する新たな課題や経済状況・社会環境の変化、あるいは経営状況の変化などにより、目標の達成が困難になることも考えられることから、前期3年、中期3年、後期4年毎に本経営戦略の事後検証・改定等を行います。



4.2.2 取組状況の公表

本経営戦略における事業の取組状況や財政状況については、「久留米の水だより」やホームページ等で、定期的（年度毎及び前期・中期・後期の区分毎）に公表し、事業の「見える化」を行います。





久留米市企業局

〒839-8501 福岡県久留米市合川町2190-3
TEL 0942-30-8500(代) / FAX 0942-30-8570
URL <https://www.city.kurume.fukuoka.jp>